

349

498



始



349-498

愛媛教育協會北字和部會編纂

北字和郡誌

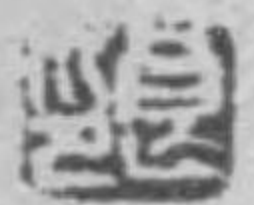
字和島吉田兩藩誌

發行所 山松 關印刷部

大正
6. 10 25
内交

後揮千古之迹光顯
彰先人之造風可以
補史誌之闕可以
資史叙者之功

告森良題





像肖御(村)公山中



像肖御(城)公山藍

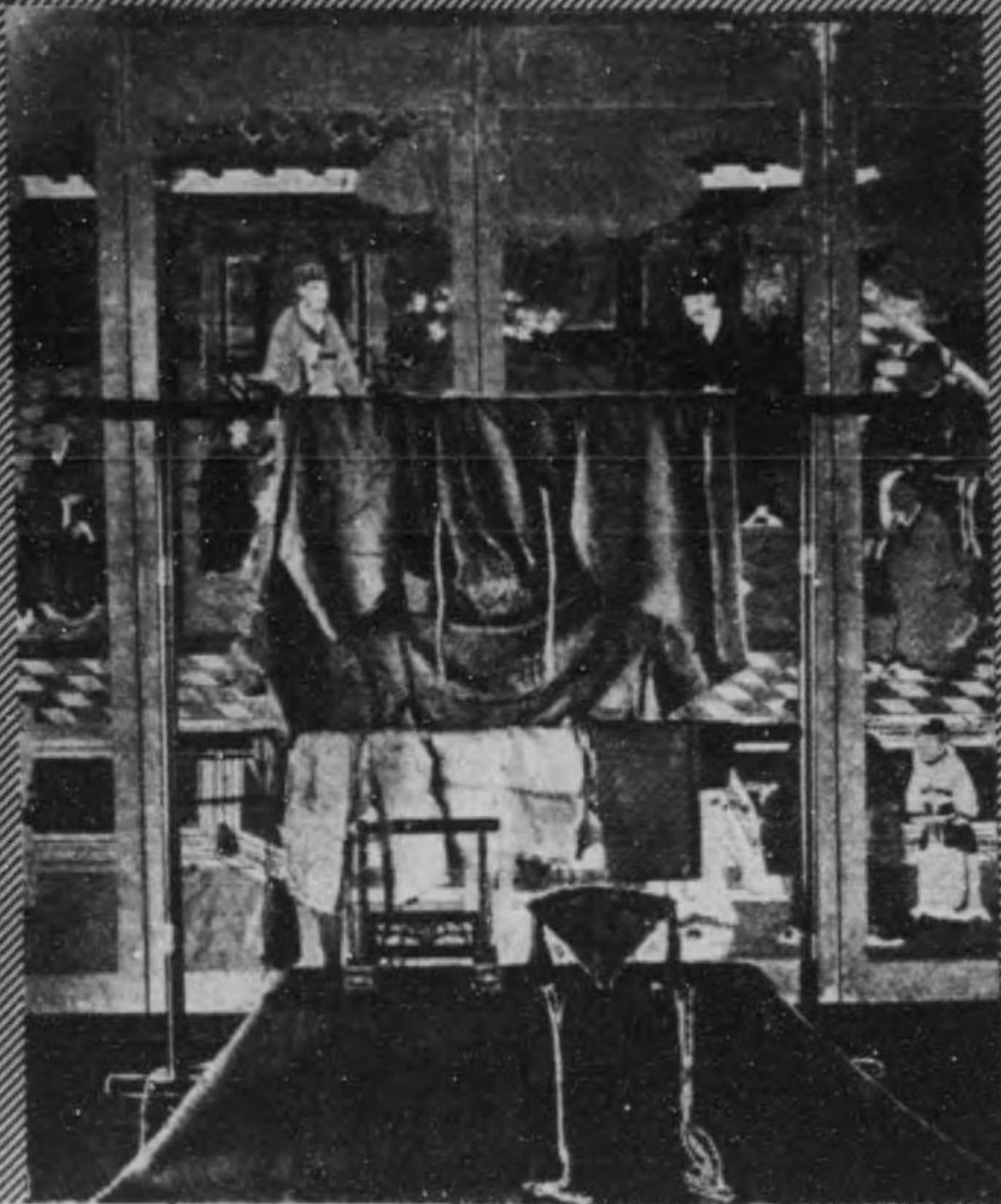


像肖御(紀)公山春



(義山公御遺物)

後方屏風は桃山御殿の金屏風秀宗公の拜領せられしもの、
組紐は秀宗公御所持のもの



衣桁にかけられたるは秀宗公御幼少の時の御装束



(中山公御遺物)

臣の字の有るは御陣羽織
其前方のは御冑(堀ノヅキの冑と稱すと云ふ)



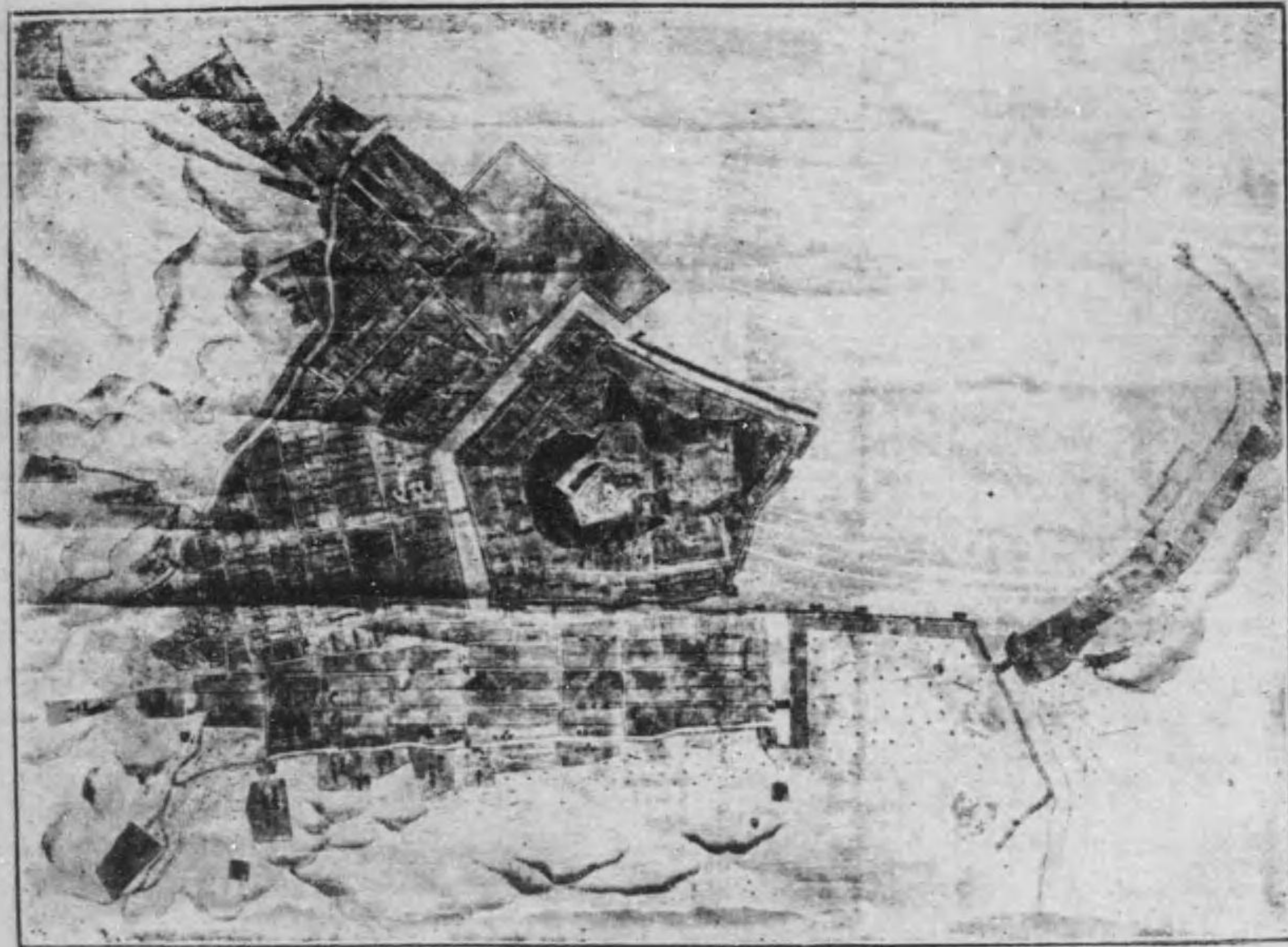
(春山公御遺物) 春日野の御鎧と稱す



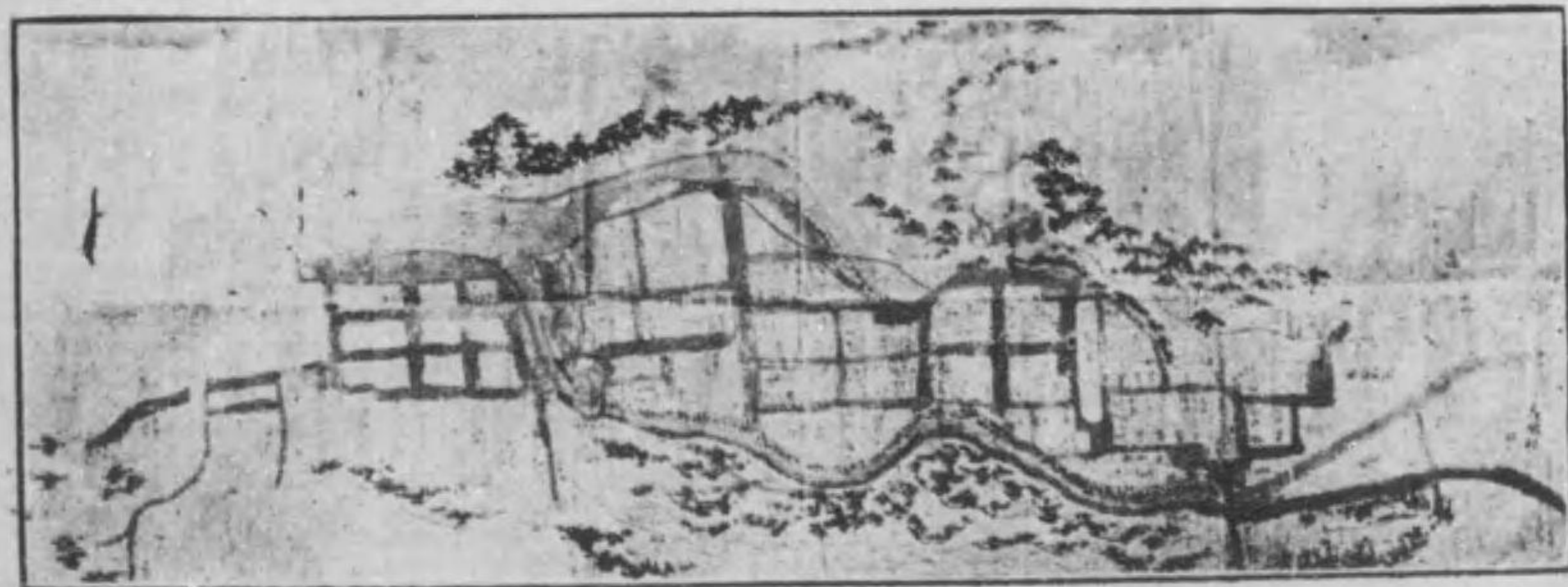
(藍山公御遺物) やままいおとしの御鎧と稱す



(藏所御家爵侯達伊)



圖下城島和宇るけ於に年六十祿元

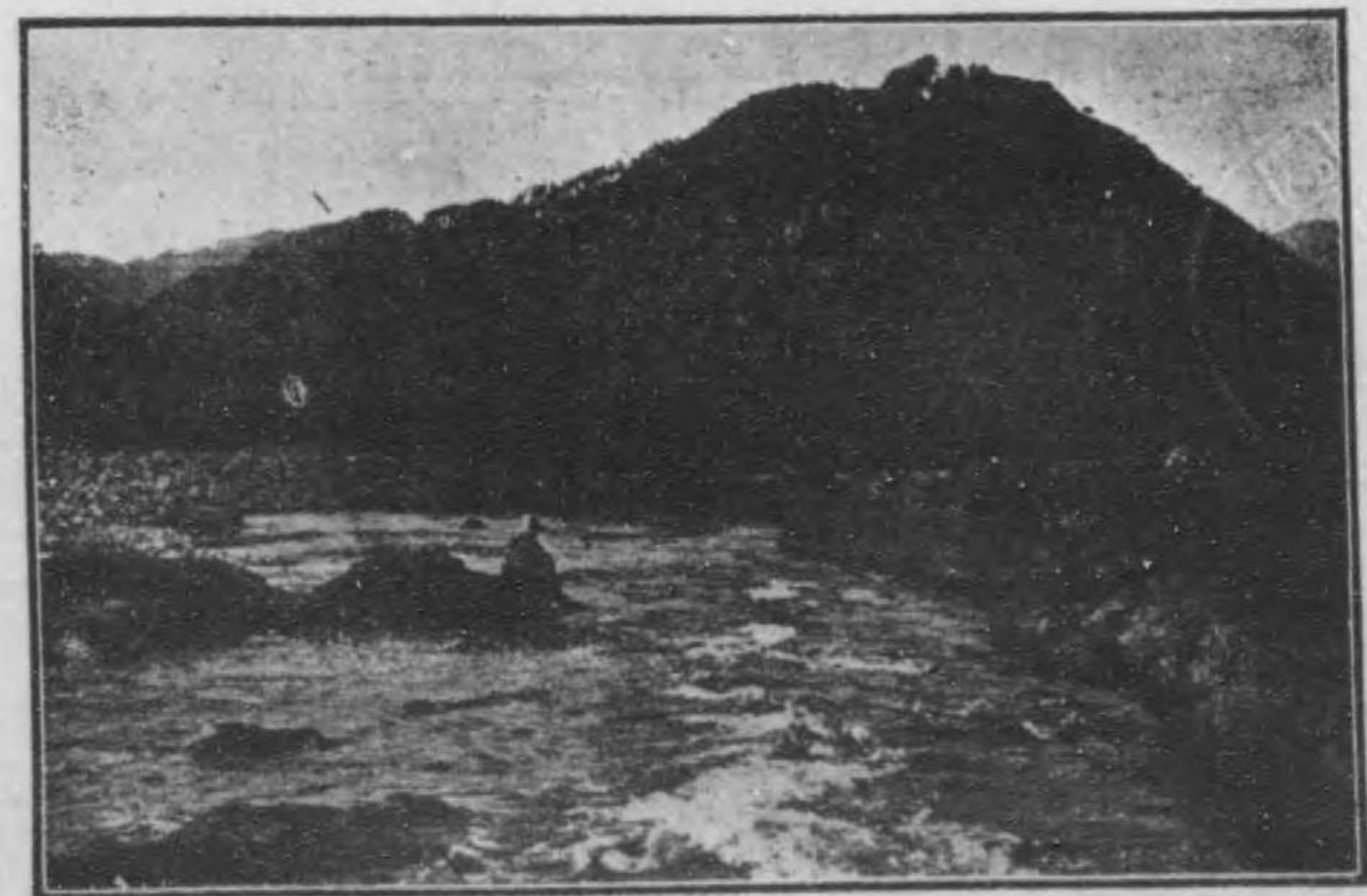


(明不代年) 圖:古下城田吉

宇和島城天主閣



明治村大字延野々 大森城趾



序

所。ご時とは萬有を實觀するの二元たり。所は長へに靜止して動かさず。雖も、時は恒に進動して息まず、其長へに靜在する所の上に時。ご共に進動して息まざるものは人事なり。故に歴史は人事の時觀にして、一定の地域の上に經過せる人事を誌するものは地方史なり。山河雄大なり。雖も、原野廣漠なり。雖も、人事の其上に經過する莫くんば單に大塊上の凸凹たる微點に過ぎざるのみ。若し一地域にして人事の之れに結び附く。ここあらんか、彈丸黒子の地。雖も深大なる意義を有するに至る。ここあるは、宛も一素絹にして名手の畫筆一たび其上に走る。ごきは飛龍雲に躍り猛虎風に嘯くが如し。高千穂の峰、五十鈴の川は皇祚無窮の基を表し、昌平の郷、「アテネ」の市は聖人を出して徳教を百世に垂れ「子パール」の王城「ナザレ」の村落は聖祖を産んで宗教を萬邦に布く。此地豈固より靈あるものならんや。而も偶々神事人事の此上に發生したるが爲めに無限の意義を有するに至れるのみ。

我南豫の地、鬼城の嶽千秋空を摩し、宇和の海萬古水緑なりと雖も、人事は終古變轉して瞬時も靜止することなく、大にしては治亂興廢、小にしては生死榮枯、先後相踵ぎて以て今日に至れり。此の南陬の靜地域を畫し、古來其上に發生せる動人事を誌さんとする者は余の知友兵頭賢一君なり。君稟性敦厚、後進の教育誘掖を以て畢生の至樂と爲す。効績顯著、官俯は君の功勞を表彰し、郷黨は君の徳行を推敬す。君夙に郷土史を編纂せんことを企圖し公務の餘暇我北宇和郡の史料を探查蒐集すること茲に年あり。刻苦慘憺其編輯に従事し、君の友人菊池文三郎、岡田賢次郎の両氏亦熱心に之を助くるありて、竟に尢然たる大冊を爲すに至れり、茲に於て我北宇和郡始めて郷土誌あり。瞬時變轉、動きて跡なきに至らんとする人事は鉛槧に附せられて長へに形體を具へ、終古動かざる鬼城の嶽、宇和の海と共に永久に傳はらんす。此書成るや、君余に書を寄せて曰く「賢一等の教育部會の囑を受けて本書を編纂したるは、吾人及吾人の祖先が歴代の藩主より受けたる恩賚の如何に大

なるか、將た吾人の祖先が今仍ほ如何に吾人に教へつゝあるを讀者に傳へんご欲するに在り、且つ傍ら後人に史料を提供せんことを期す、請ふ此書の爲めに一言を題せよ」と。余曰く是ある哉、君の郷人を教ふるの篤きや。君は現に宇和島女子校の長たり、又幼稚園の長を兼ね、我郷里の次世代を作りつゝあり、而して今や又北宇和教育部會の囑を受けて我郷土史を著はし、往者を顯彰して來者を教へんとす。嗚呼君の如きは詢に百年の良師たるものと謂ふべきなり。君の教を受くる者豈啻に現時の幼兒少女のみに止まらんや。現在及び將來に於ける我同郷の士にして苟くも此書を読む者、須く君の志を體し、大に報本反始の志を起し、勵精自彊、仰ぎて鬼城の嶺の高きに慚ぢず、俯して宇和の海の深きに愧ぢず、進取活動、祖先の遺業に數歩を進めて、以て我郷土の名聲を發揚するここに努むべきなり。聊所感を述べて本書を讀衆に推獎す。

大正五年九月上浣

穂積陳重

序
知友宇和島女子校長兵頭賢一君、北宇和教育部會の囑を受け、公務の餘暇を以て北宇和郡誌一名宇和島藩史とも稱すべき完全なる歴史を編著せらる。君が矩の如き史眼と雄渾なる麗筆とは、繁簡宜しきを得て、上下數千年我郷の史實之れを掌に指すが如し。篤學君の如きにあらずんば焉んぞ能く此の如くなるを得んや。

宇和島の地たる、昔時秀宗公入部の時より廢藩置縣の時に至るまで殆ど三百年、時に汚隆ありと雖も、其間文學武藝盛に行はれ、殊に士道の修養、精神の鍛鍊に至ては、歴代の藩主専ら此點に重きを置かれ、爲に當時の幕府より

選奨の榮を得られたる如き、最も光輝ある歴史を有するの地なり。過去を語り將來を誨ふるものは歴史なり。吾郷の人士本誌に依りて親しく我祖先の偉大なる努力と効績を體認し、感奮興起以て士道の向上發展に資する所あらば庶幾は以て君の志に酬ふるを得ん。一言を述べて卷首を瀆す。

丙辰 九月

兵 頭 雅 譽

序

我が北宇和郡は土地廣からず戸口亦繁からずと雖も、元和以還明治初年に至る迄、兩伊達氏の治下に在ること殆ど三百許年、幕末維新の際に於ける人物の輩出と殖産興業文武教育の發展とは縣下多く其比を見ず、且又近年世運の進展と共に各般の事業前途益々多望なるものあり、其由來必ず尋ね可きものあるを信じて疑はざる所なり。郡誌維新前の部の編纂は、此等由來する所を尋求して知新の資料を得ると同時に、日を追ひて湮滅に歸せんとする先人の功績、祖先の遺業を蒐録し、據りて以て地方後世を警せんとするの企圖に出づ。編纂委員兵頭、菊池、岡田の三君、公務の餘暇を以て拮据業に従ひ、茲に稿を脱し鉛槧に附することを得るに至れるは予の欣幸とする所なり、但着手以後時日甚だ長からず委員亦其業に専らなる能はざりしか爲めに資料の蒐集及ばざりしものあり、編次牀を成さざるものあり、將に他日の補遺訂正に俟たんとす、而して先に北宇和郡會が本事業に對して大なる協賛を與へられたる

ご地方篤志家が委員に對して幾多の便宜を與へられたることは此の結末を致したる二大要素たるを特記し深く感謝の意を表する所なり。書成るに臨み一言を巻首に識す。

大正五年九月

愛媛教育協會北宇和部會長 松田虎次郎

小引

明治四十三年の頃なりしと覺ゆ、郡は各村各校に命ずるに其郷土誌の編纂を以てせり。予は當然の職務として我町郷土誌の編輯に與らざる可からず。而して當時所謂郷土誌編纂資料中其維新後に屬する部は之れを蒐集すること必ずしも難しと思惟せざりしも、其維新前に屬するものは之れを古記古書類に索めざるべからざるが故に、容易の業にあらざるべしと考へ、先づ此の難事より着手せんが爲に、常務繁多の間時々地方篤志家を訪ねて資料を探り、稍々得る所あり。會々大正元年十一月、北宇和教育部會は新に郡誌編纂の事を企て、同會員にして宇和島町附近の小學校に在職せるもの十數氏を委員とし、部を別つて之れが調査に着手せしめたり。於茲、予は其維新前誌を擔任せんとし、同僚菊池文三郎、岡田賢次郎の両氏と共に之れが委員となれり。之れ郡誌の維新前に屬する部分は我町の維新前誌と大跡に於て一致すべきを考へたればなり。(兵頭)

爾來年を閲すること四、此間固より之れを長しとは稱せざるも、予等には定まれる公務の存するあり、而して編纂の資料は坐らにして之れを得らるべき所以のものにあらず、時々突發的に行ふ晝間餘暇の探索と、臨時に行ふ夜間の調査と共に累を公務に及ぼさざるを念としたる一方には、多大の苦心の存したるを發表するに憚る所なし。かゝるが故に資料探索の未だ周到ならざる其の調査の未だ精細に至らざる、文辭の著しく粗笨なる、舉げ來らば幾多の缺陷あるべし。之れ専ら此の事業に従

事すること能はざると庸劣淺才の致す所、切に讀者の同情を希はざるを得ず。

既に記する所の如くなるが故に、編纂中主として予等の心裏を徂徠したるものは、宇吉兩藩政の古に存したること勿論なるも、吉藩關係の資料は之れを宇藩關係のものに比すれば得ること甚だ難く勢ひ本幹を宇藩關係資料に置かざるべからざりしなり。

隨て名は北宇和郡誌と稱するも、内容擧ぐる所、主として宇和島藩政史なり、又吉田藩政史なり。予等は之れを以て寧ろ當然の結果なりとするものなり。

又曰く、予等のもと史學に關して何等造詣の存するものにあらず。所謂史家よりして本冊を見れば蓋し一笑にも値せざるの愚を演じたるを感せしむるものあるべきを覺悟す。されども編纂期間を通じて採りたる左記の方針は特に之れを記し置かざるべからざるを覺ふ。そは

過去三百許年間吾人の祖先が直接其藩主より受けたる恩賚を釋ねんとしたること 及

吾人の祖先が吾人後世の爲に貽したる功業偉績を顯彰し後の郷人をして其郷土の爲に之れ等祖先の志を繼承し、以て邦家に貢獻する所あらしめんの微衷に他にあらず。

換言すれば郷土の誌を編する所以のものは主として郷土根性養成の資料を羅列するに存すとの獨斷を以て始終したるに在り。

予等は思惟す。若し編纂の間、如上の點に對する注意を缺くことあらんか、蓋し郷土誌はその在る

所以の大半を失はんと、會長の序文亦此の意を示したるを見るべし。資料未だ普ねからず、記する所未だ精をつくさずと雖も、讀者若し思を此に致す所あらば、豈獨り予等の幸のみならんや。此の他尙全編に涉りて加へたる注意を列擧すれば大要左の如くなるべし。

我那誌の編纂は之れを以て創めとし、未だ以て纏まりたる参考書の徵すべきものなく、大体に於て今は資料蒐集の時代に屬す。故に上來記述したる注意以外、後の同好者の爲に力めて資料を提供するの覺悟なくんばあらず。寧ろ大体に於て資料の或る分類を年次に配列するの方針を採らんとしたること之れ其一。

資料は資料なるが故に尊し。之れを碎き、之れを改綴したらんには、其尊き所以のものを損すべきを思惟し、之れが改綴畧記の如き力めて之れを避くるの方針を採りたること之れ其二。

比較的考古の資料となるべきものと認めたるものと雖も、非教育的資料は時に之れを割愛するに吝ならざるの方針をとりたること之れ其三。

資料の蒐輯意の如くならず、少量の資料を基として臆測獨斷的論説を敢てするは大膽にすぐ。須らく此の種の擧措を慎むべしとしたるもの之れその四。

現時一章として特に擧ぐるに足らざる資料と雖も、後日更に資料の出づるを豫期したるものは特に之れを別途輯録し置かんの方針を採りたるもの之れ其五。

口碑傳説の如き比較的容易に之れを聞くを得べしと雖も、甲者の語る所必しも乙者の語る所と一致せず、乙者の語る所丙者の語る所と全然相反するあり、容易に之れを探るべからずとしたることこれ其六。

日常畏敬せる穂積博士を初めとし兵頭、告森諸閣下の題辭若くは序文を寄せられたるは無上の光榮とする所なり、特に穂積博士は屢々書を寄せて予等を鞭撻せらる、謝するに辞なし。

侯爵家扶故桑折城方氏、同船山暉智氏、同家從土居春敏、宍戸城親兩氏、侯爵家記編輯所村松恒一郎氏の外、宇和島町三浦徳義、須藤頼明、櫻田虎雄、伊能永成、毛山正辰、小關時適、竹場好明、久保盛丸、吉田町清家吉次郎、山本爲憲、長山源雄、松山市西園寺源透、伊達圖書館司書野島重の諸氏は資料探究に就て多大なる便宜を與へられたり、此の舉實に諸氏の同情によりて成る深く謝する所なり。

大正五年九月

兵頭賢一

菊池文三郎

岡田賢次郎

凡例

一、第一章の第一節は其起稿を吉田町長山源雄氏に請ひたるものなり。

一、第二、第七及第八章は資料乏しく辛うして章を成したるものなり。

一、第五章は主として元南宇和北宇和郡役所の調査したる「舊藩時代勸業制度調」に據り、之れに編者の舊記涉獵中に得たる資料を補填し添加したるものなり。

一、第十章人物傳中擧ぐる所、主として文武両道の關係者にして、其忠臣義僕、孝子節婦或は殖産興業上に於ける偉績者に及ばざるは、舊記中其名録せらるゝも、第五章及第九章中舊記の抜萃中に見ゆ其事績傳はらず、止むを得ざるなり。

一、印刷進行中、唯一回の、校正を爲し得たるに止まり、編輯の亂雜と校正の粗漏と相伴ひ、讀者をして一種の不快感を覺えしむることあらんを遺憾とす。

本冊稿を脱したるより印刷着手に至る正に一箇年、此間に於て更に資料を發見したること少からず、其重要なるものは隨時之れを追加したり、此舉また編輯の亂雜を來すの因をなしたり。

一、本冊はじめ千百餘頁を豫定したるに、原稿成るに及びて著しく其頁數を増加せざるべからざるに至れり、されども紙價工賃の昂騰甚しく之れを如何とすべからず遂に原稿に於て多大なる削減を試みたり、その主なるものは

一、社寺舊蹟等に關するもの 此の部は本來維新後の部に編するを適當とするものなるも特に本冊に編入せんとしたるものなり

一、生業中、元和以還明治六年頃迄の漁業制度の沿革史料及之れに附屬せる挿圖凡六十種

一、附録中、(1)仙臺騒動に關するもの、(2)吉田藩山田伴左衛門の事件に關するもの、(3)土州藩との係争事件(笹山及沖の島)に關するもの (以上何れも舊記中の抄録)

等にして此の原稿凡六百枚に近し、亦止むを得ざるに出でたるなり。

目次

第一章 沿革

- 第一節 伊達秀宗入國前……………一
- 神代 (一) 景行天皇ノ朝 (一)
- 成務天皇ノ朝 (四) 承平ノ頃 (六)
- 橘氏 (七) 治承以後 (八)
- 四圍寺十五將 (二五) 天文十五年以後 (二八)
- 天正二年以後 (三四)

第二節 伊達秀宗ノ入國ヨリ廢藩置縣ニ至ル……………三

- 其一、秀宗ノ丸串城 (三) 入國 (三六)
- 大阪城ノ修覆 (三五) 愛民令 (三六)
- 土州藩トノ交渉 (三九) 家臣ノ給地ヲ止ム (四三)
- 吉田分地 (四四) 山家氏系圖 (四六)
- 秀宗時代ノ家臣 (五)
- 其二、宗利ノ土州藩トノ交渉解決 (七)

諸制度ノ整備 (七) 丸串城ノ修築 (八)

領内ノ巡視 (八)

其三、宗賢ノ治績 (八六) 享保ノ賑恤 (八八)

其四、村年ノ人物、治績 (八七) 文武ノ獎勵 (九四)

其五、村侯ノ畧年譜 (九六) 人 物 (一〇三)

其六、村壽 (一〇六) 功 績 書 (一〇七)

其七、宗紀ノ治績 (一〇八) 其八、宗城及宗徳ノ文政十三年ノ家臣 (一一五)

年譜 天保三年ヨリ弘化二年ニ至ル (一二三)

弘化三年ヨリ嘉永六年ニ至ル (一二五)

將軍繼嗣問題ト宗城 (一二六、一二九)

目安箱 (一三〇) 安政元年ヨリ全六年ニ至ル (一三一)

郷浦出張者心得 (一三二) 育 人 養 米 (一三四)

入百姓仕成料 (一三五) 將軍繼嗣問題ト宗城 (一三五)

吉見長左衛門 (一三六) 文久元年ヨリ文久三年ニ至ル (一三九)

參勤交代制度ノ改革ト宗城 (一四〇)

攘夷問題ト宗城(一五)
 元治元年ヨリ慶應三年
 二至ル (一五)
 公武合休論ト宗紀(一五)
 御宸翰ト宗城(一五)
 長州征伐ト宇和島(一五)
 兵庫開港、長州處分問題ト宗城 (一六)
 西郷吉之助來ル(一六)
 須藤但馬ノ公私日記(一七)
 大政奉還問題ト宗城(一七)
 都築莊藏ノ政變報告書(一八)
 明治元年以後(一九)
 伏見鳥羽事件
 大阪裁判所 林政十郎江戸ニ入ル
 藩ノ職制改革 野村騷動
 藩ノ職制改革 他所修業
 祿制調査 神山縣記抜
 其九、吉田藩沿革大要(二五)
 宗 保(二六) 村 豐(二六)
 村 信(三一) 村 賢(三一)
 村 芳(三四) 宗 翰(三四)
 宗 孝(三七) 宗 敬(三七)

第二章 領内區劃.....二四三

- 其一、郡鑑第二卷ニヨル組及村 (二四三)
- 其二、不鳴條仁卷第九ニヨル郷及村 (二四三)
- 其三、郡鑑第十四卷ニヨル郷及村 (二四三)
- 其四、郡鑑第三卷ニヨル村 (二四三)
- 其五、不鳴條仁卷第十四ニヨル組及村 (二四三)
- 村名改稱一覽(二七)

第三章 藩政職制.....二四五

- 第一節 宇和島藩.....二四五
- 家老職、若年寄、目附、郡奉行、元締以下拾餘ノ職名及其說明
- 第二節 吉田藩.....二六〇
- 席名及役名(二六〇) 慶應四年迄ノ舊藩席名(二六三)
- 役人席大昇進例、附家祿(二六四) 藩 公 署(二六五)
- 殿内 政務(二六六) 庄 屋 所(二六一)

第四章 財政.....二二五

- 第一節 序 説.....二二五
- 第二節 年 貢.....二二五
- 第三節 年貢ヲ定ムル標準.....二二七
- 租稅ト小作料(三七) 租稅ニ一定ノ算法ナシ(三八)
- 四 公 六 民(三八) 小 物 成(三九)
- 第四節 實 收 入.....三三五
- 實 高ト石 高(三五) 俵 石(三六)
- 第五節 年貢徵收ノ方法.....三三九
- 稅率ノ定メ方(三九) 納 稅(四〇)
- 摺鉢作、坪刈(四一) 農政變革ニ關スル舊記(四二)
- 第六節 産業ノ獎勵.....三五九

第七節 藩ノ歳入.....二六一

宇和島藩ノ租稅舊帳「大成郡鑑」(三六)
 参 考 年 表(三七)

第八章 藩ノ支出.....二六五

- 家 臣ノ扶 持(二六五)
- 在府藩邸ノ費用(二六六) 参勤交代ノ費用(二六六)
- 幕府ニ對スル臨時ノ土木工事及朝鮮使節ノ響應等(二六七)
- 文 武ノ設 備(二六八) 領内ノ土木工事(二六八)

第九章 藩札ノ發行.....二六九

藩札發行大概(四四〇) 参 考 年 表(四四六)

第五章 生 業.....四七五

- 第一節 叙 説.....四七五
- 第二節 勸業上ニ於ケル藩吏.....四七五
- 第三節 製 蠶.....四七七

第四節 寒天製造……………四八三

第五節 人參培養……………四八三

第六節 茶……………四八四

第七節 陶器……………四八四

第八節 山林……………四八五

第九節 紙材及抄紙……………四八五

第十節 漁業及漁場……………四八七

第十一節 物産方……………四八七

第十二節 補遺……………四八九

 其一 商業ニ關スル舊記拔萃 (五二九)

 其二 農業ニ關スル舊記拔萃 (五二九)

 其三 雜件 (五四九)

第六章 教育……………五五六

第一節 概説 (伊豫各藩ニ於ケル教育概観) 五五六

幕府ニ於ケル教育ノ方針 (五六一) 書籍ノ購入難 (五五九)

伊豫各藩ノ分封定マル (五六一)

幕政當初ニ於ケル各藩教育ノ状態 (五六一)

元祿以後學問ノ事大ニ進展ス (五六一)

伊豫ノ藩學 (五六一)

 嘉永以後ノ藩學 (五六一)

第二節 宇和島藩ニ於ケル藩士ノ教育……………五七七

 秀宗、宗利、宗賢、村年 (五七七)

 村侯文學ノ獎勵 (五七七)

 内徳箱ノ創設 (五七三)

 内徳箱ニ武術稽古場ヲ設ケ、武術獎勵ノ令 (五七三)

 當時ノ人物 (五七五)

 村壽時代ノ人物 (五七五)

 宗紀時代ノ教育 (五七五)

 宗城時代ノ教育 (五七五)

 宇和島藩ニ於ケル漢學 (五七五)

 明治元年以後ノ教育 (五七五)

 者系統 (六〇〇)

 國學、蘭學、英學及武術 (六〇〇)

第三節 吉田藩ニ於ケル藩士ノ教育……………六〇八

第四節 宇和島吉田兩藩内ニ於ケル民間教育……………六二二

 序 説 (六三三) 宇和島藩内ニ於ケル私塾 (六三六)

吉田藩内ニ於ケル私塾 (六三六)

兩藩内ニ於ケル寺小屋 (六三九)

第五節 文武教育ニ關スル舊記拔萃……………六四〇

 主トシテ文學、武術ニ關スルモノ (六四〇)

 主トシテ醫術ニ關スルモノ (六四〇)

 附、滿喜子刀自ノ小傳 (六四〇)

第七章 宗教……………六七五

 序 説 (六七五) 元祿九年ノ宗門御改方 (六七五)

 御書附寫 (六七五) 郷中宗門改之事 (六七五)

 領内ニ於ケル各宗派ノ消長 (六九四) 神 社 (六九五)

 虛 無 僧 (六九九) 參 考 年 表 (六九九)

第八章 風俗……………七一一

 概説 (七一一) 年中行事其一 主トシト農工商ニ關スルモノト見ルベシ (七二五)

 舊記輯録 (七二五) 俗 話 (七二八)

第九章 雜件……………七六七

 其一 刑 法 (七六七) 其二 刑法附屬規程 (七六七)

 其三 隱居料ノ定 (七六七) 其四 武備兵制等 (七六七)

 陸海軍制ニ關スル舊記ニ就テ (七六七) 軍役大積上 (七六七)

 附 (七三九) 軍役人夫ノ定 (七三九)

 行軍 心得 (七四〇) 軍中諸法度 (七四〇)

 服裝合印ノ定 (七四〇) 棒 崎 砲 臺 (七四〇)

 宇和島藩記抄 (七四〇) 吉田藩ノ御船手 (七四〇)

 其五 以上各章關係以外ノ舊記拔萃 (七四〇)

 補遺銅山採掘 (七四七)

第十章 人物小傳……………七五〇

 兵頭 太郎右衛門 (七五〇) 山家 清兵衛 (七五〇)

 八十島 治右衛門 (七五〇) 目黒 仁左右衛門 (七五〇)

 偉僧 日 述 (七五〇) 僧 月 海 (七五〇)

安藤 陽州(九七五) 藤好 南阜(九七五)
 僧 誠拙(九八八) 井關 灌園(九八八)
 都築 鳳栖(九一〇) 大和田 隼人(九三三)
 長瀧 隆善(九三三) 立花 不言(九三三)
 岡 研水(九七七) 谷 了簡(九八八)
 安藤 毅軒(九三三) 桑折 桂園(九三三)
 種積 重慶(九三三) 近田 永潔(九三三)
 梶田 良山(九三三) 小川 久忠(九三三)
 大内 蘇圃(九三三) 本間 游清(九三三)
 安藤 儀太夫(九三三) 岩城 龍居(九三三)
 伊尾喜 鶴山(九三三) 森 余山(九三三)
 近田 八東(九三三) 上甲 拙園(九三三)
 田部味素亭及嘉門(九三三) 穴戸 大瀧(九三三)
 安藤 觀生(九三三) 奥山 鳳鳴(九三三)
 三好 應山(九三三) 都築 燧洋(九三三)
 僧 晦殿(九三三) 小澤 種春(九三三)
 都築 花守(九三三) 金子 篁陵(九三三)

僧 紹谷(九五五) 八十島 中(九五五)
 高橋 省三(九五五) 石井 治兵衛(九五五)
 澤田 義書(九五五) 萩野 靖郷(九五五)
 飯淵 貞幹(九五五) 四河 梅庵(九五五)
 上甲 芳亭(九五五) 三好 順風(九五五)
 上甲 振洋(九五五) 伊能 友臨(九五五)
 告森 桑圃(九五五) 須藤 但馬(九五五)
 龜井 誠翁(九五五) 西園寺 公成(九五五)
 安藤 霞園(一〇〇〇) 葛野 空庵(一〇〇〇)
 長尾 信敬(一〇〇〇) 左氏 珠山(一〇〇〇)
 不川 顯賢(一〇〇〇) 橋本 魯堂(一〇〇〇)
 松根 圖書(一〇〇〇) 松浦 士乙(一〇〇〇)
 井關 齋右衛門(一〇〇〇) 金子 魚洲(一〇〇〇)
 末廣 靜古園(一〇〇〇) 三好 應岸(一〇〇〇)
 竹村 原水(一〇〇〇) 加藤 自操(一〇〇〇)
 兒島 惟謙(一〇〇〇) 得能 亞斯登(一〇〇〇)
 栗野 又平(一〇〇〇) 谷口 泰庵(一〇〇〇)

物部 惺滿(一〇〇〇) 都築 鶴洲(一〇〇〇)
 松尾 臣善(一〇〇〇) 山崎 惣六(一〇〇〇)
 芝 直照(一〇〇〇) 末廣 鐵馬(一〇〇〇)
 齋藤 雄蟻(一〇〇〇) 大和田 建樹(一〇〇〇)
 種積 八東(一〇〇〇) 志賀 天民(一〇〇〇)
 柳澤勝次郎、官部 六郎、山内 平太(一〇〇〇)
 上田亮太郎、三島 權平、土居 逸史(一〇〇〇)
 石莊 惠藏(一〇〇〇) 玉田 貞一郎(一〇〇〇)
 野田 廣足(一〇〇〇) 清家 牧太(一〇〇〇)
 上甲 宗平(一〇〇〇) 二宮 敬作(一〇〇〇)
 村上 道順(一〇〇〇) 越 溪(一〇〇〇)
 眠 山(一〇〇〇) 奥山 義章(一〇〇〇)
 遠山 矩道(一〇〇〇) 淺井 文治郎(一〇〇〇)
 山崎 耕作(一〇〇〇) 毛利 元藏(一〇〇〇)
 今 西 豐(一〇〇〇) 太宰 遊淵(一〇〇〇)
 畔地 類吉(一〇〇〇) 上甲 ヤエノ(一〇〇〇)
 長谷部 泰三(一〇〇〇) 岡田 小草(一〇〇〇)

附

畔田 久吉(一〇〇〇) 酒井 イシ(一〇〇〇)
 菊地 トヨ(一〇〇〇) 文學關係者名簿(一〇〇〇)
 武術關係者名簿(一〇〇〇)

録

高野長英字和島潜伏中ノ事實……………一〇七
 清滿村 風部……………一一三
 英經字和島ニ來リシ時ノ記録……………一一九
 萩 森 節……………一二四
 目黒村 境論……………一二四
 百姓 騒動……………一二六

附

年表梗概……………(一)

天南紀略

前篇

宇和島吉田兩藩誌



第一章 沿革

第一節 伊達秀宗入國前

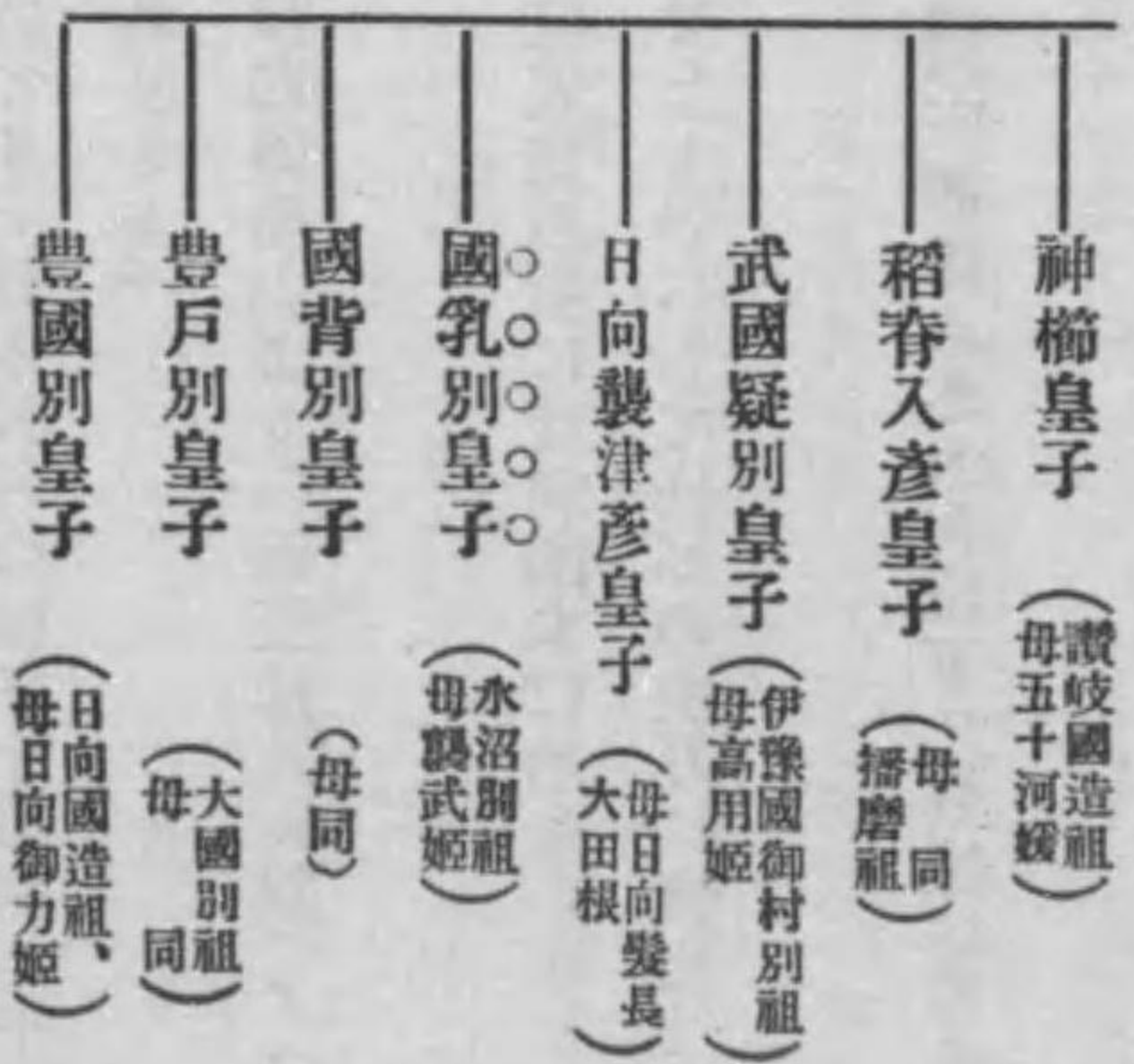
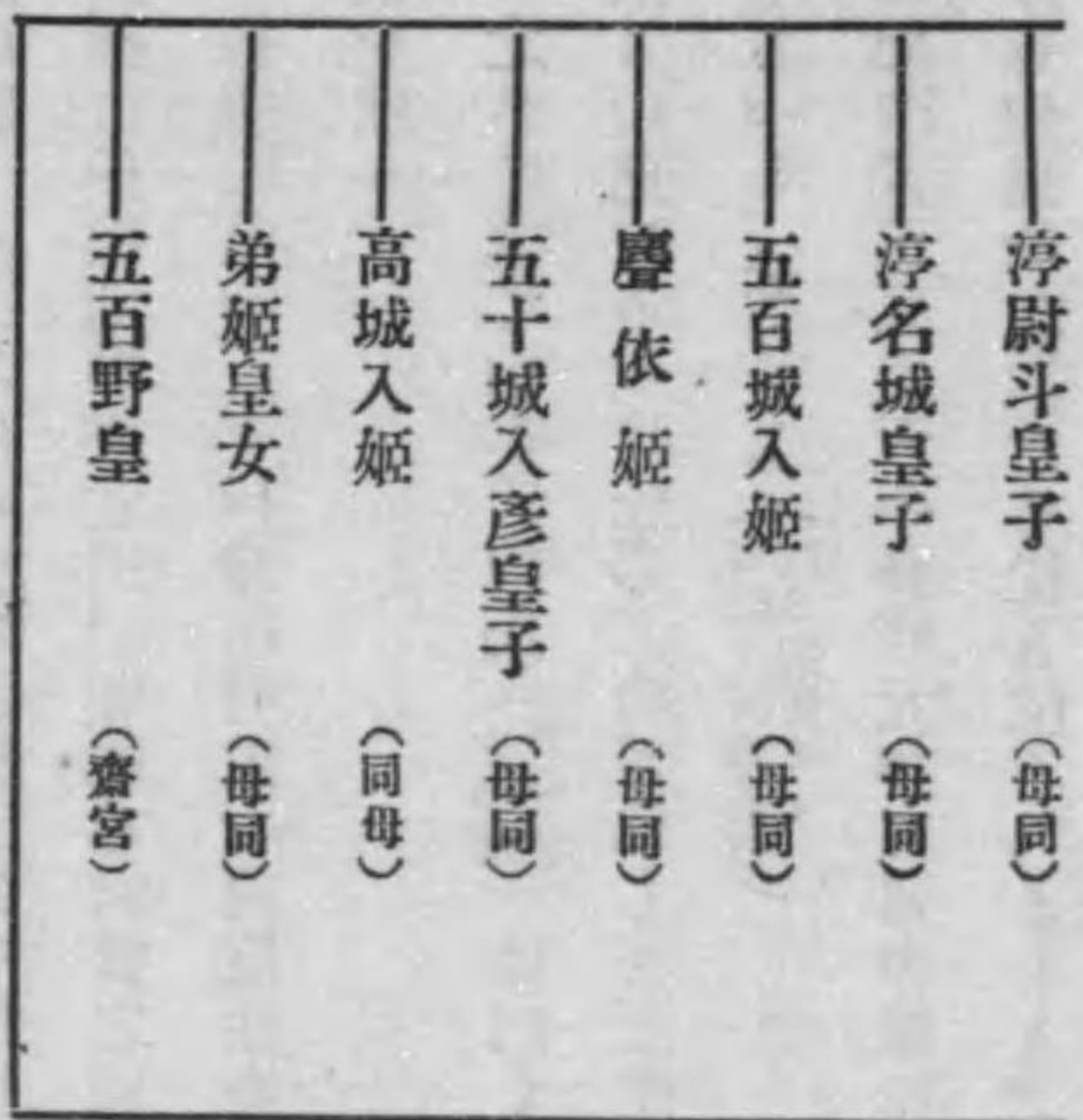
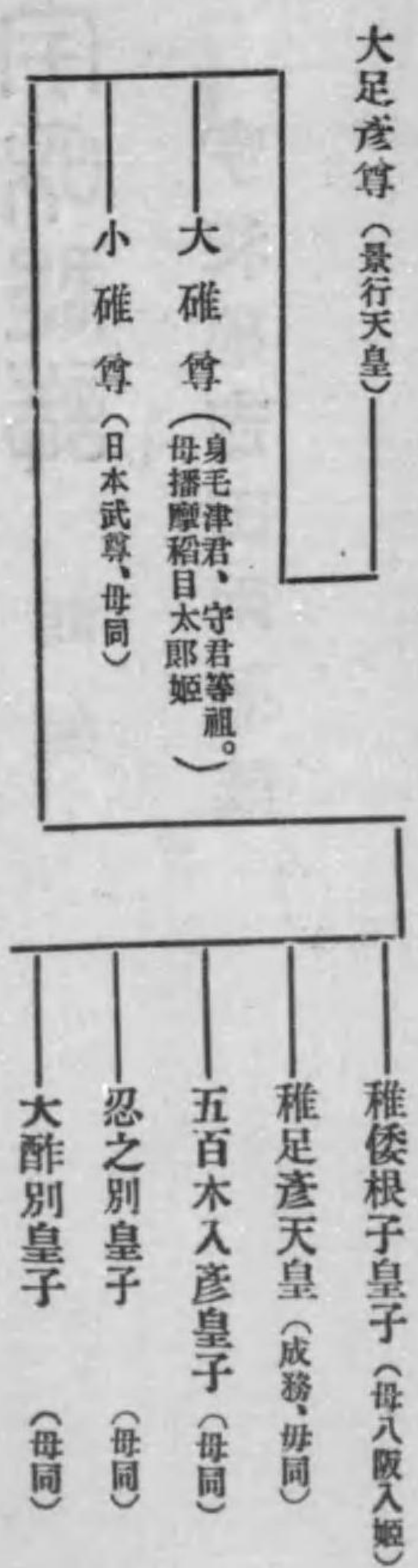
第一章 沿革

神代 我が國神代の事を記するものに記紀等の書あれども、學者各其の説を異にし、彼の大日本史に於てすら神意不測なりとて、之を記述することを避けたり。我が南豫の一角に於ては南宇和郡平城なる貝塚の遺跡、或は東宇和郡山田、上宇和の兩村に於て石劍石斧等の出づるが如き、二千年乃至三千年以前に於ける文化の一斑を窺ふに足るべきものなきにあらざるも、以て文献の徴すべきものなきを憾とす、其の之れを徴すべきは、實に人皇第十二代景行天皇の朝に始まる。

景行天皇の朝 國乳別命を宇和別の祖とす、是宇和の名の史上に見ゆし初とす、或は曰く國乳別命は水沼別の始祖なりと。(日本書紀に曰く國乳別皇の子是水沼別之始祖也)

圖(一) 縣社宇和津彦神社祭神御事歷書

宇和津彦命、此の命は舊記の傳ふる所に依れば、景行天皇の御子國乳別皇子の御事なり當時皇子は宇和の別(別皇子の在す所にては國造縣主)の任を此の僻遠の地に受け給ひ、備に辛酸を嘗め地を拓き民を牧して能く我が宇和郡經綸の偉績を收め給ひき、今我が四郡の地日を追ふて繁榮に赴くは畏き聖皇の御恩澤と此の地歴世領主の施設其の宜しきを得たりしに依るは勿論なれども、抑も亦皇子が披榛啓發の遺勳に基くもの尠少ならざるべし古來一宮と崇め奉りて日夜其の恩賚を開却せざりしもの宜なりと云ふべし、依て更に參考として大系圖卷の二に據り左記を示す。



圖(二) 宇和ノ語源 宇和の語源に就き栗田博士の郷名同稱考に左の説を載す。

三代實錄に宇和津彦神見ゆ、此神名より起れるか、土佐幡多郡に宇和郷あり、隣國なれば此神に由りて名づけしならん、播磨風土記實禾郡伊和村本名神酒大神釀酒此村故曰神酒村又云於和村大神作訖以後云於和等於我美岐故曰於和とあり、於和とは嗟嘆の聲にやたとへば、今人勞うき事をなし終て「やれやれ」とか、「あゝ」とか云ふが如き意なるべし是に依るに伊和、於和共に同言に似たり。此大神は大己貴神なり、此神を播磨にて伊和

大明神とも云へり。伊和やがて宇和にも通ひに聞ゆれば宇和津彦神は此神を祭れるものなるべくぞ思はる。出雲風土記に意宇和郡八束各臣津野命の國引の事を云へる條に、今者國引訖詔而意宇社爾御立而意惠詔故云意宇とあるも上の於和と云語に同じきを見るべし」と参考に資すべきなり。

猶吉田博士の説に曰く、「國乳別命は水沼別の始祖とあるによれば三間は水沼より轉化せしものにて宮の下の三島神社或は宇和津彦ならんか」と。

成務天皇の朝 八井耳命の後胤速後上命を伊豫の國造とす。日本武尊の御子十城別王子之れに次ぐ、其孫に伊豫別君登袁別、麻佐首宮首之別等の名族あり。

持統天皇の五年伊豫國司田中朝臣法磨等宇和郡御馬山より白銀三斤八兩銚(アラカネ)一籠を献す。

之れに就て山本信哉氏(史料編纂官補)は曰く、持統天皇の頃には我國未だ冶金の術を知らず然るに此事あるは任那人の歸化して三間に住せしものにして任那の美方に轉化せしものなるべし云々と、(前記吉田博士の説と對照せよ)

續日本紀聖武天皇の天平勝寶元年五月の條に 伊豫國宇和郡人外大初位下凡真鎌足等各献當國國分寺知識物一並授外從五位下、とあり。

稱徳天皇の朝 神護景雲年間には、越智直飛鳥麿越智大領に任せられ、光仁天皇實龜年間には高圓朝臣廣世國守に任せられ、淳和天皇天長年中には菅野朝臣眞道國守となれり。

清和天皇の朝 貞觀八年十一月八日宇和郡を割て宇和喜多兩郡とす、全十二年宇和郡の人從七位上蒞田首倉繼蒞田首淨根等物部連の姓を賜ふ、全十二年閏四月宇和郡はもと小郡なりしも戸口増加せしを以て一郷を加へ四郷下郡となし大領、小領を置く。

郡を分ちて大、上、中、下、小の五となし大郡は二十里以下十六里以上、又十二里以上を上郡、八里以上を中郡、四里以上を下郡、二里以上を小郡とす、一里は五十戸なり。

而して當時の行政機關たる郡家は東宇和にありしものならん、東宇和の上古より郡の中心地たりし事は之れを知るに難からず、現今の卯の町附近は古來より宇和と云ひ(清良記大友典廢記大成郡條)て上古の宇和郷なり、(理由、村岡真彌氏の日本地理志料參照)之れを考古學上より見るも、古墳の此附近に限りて散在するより推せば、郡内にては最も古より開けしものならん、而して此古墳中には圓筒埴輪を出せるものあれば遅くも推古以前のものなるべし、(歴史地理第二十四卷第六號、喜田博士古墳墓年代の研究參照)

光孝天皇仁和元年十二月十日伊豫國正六位上宇和津彦神に從五位を授けらる。

延喜式に依れば諸國の貢調期を定めて伊豫國二月限但し宇和喜多兩郡三月限亦未だ進せざる調貢物は伊豫國宇和喜多兩郡明年六月三十日とせり。

延長五年正月九日南海の海賊等喜多郡の不動穀參千餘石を盗み去る。

承平ノ頃 小野氏彦紀秋茂等千餘艘を以て日振島に屯集し、官物を奪ひ人命を損ふ、爲めに海上途絶ゆ、是に於て朝廷紀淑人を國守に補し純友を伊豫椽とし兼て海賊を追捕せしむ時に承平六年なり。

喜田博士の説 (日本海上史論) に曰く「純友は淑人の國守となりて海賊追捕を行ひし時椽として海賊鎮撫の任に當りしが、後に海賊の群に投せし如く傳へられたれ共、日本紀要、本朝世紀等の如き當時の記録及後世の信すべき史料によれば純友は淑人の來る以前既に海賊の群に投せしなり云々」と。

紀淑人就任以來大に海賊懷柔の策を講ず、爲めに彼等の一味徒黨二千五百餘人過を悔みて降る淑人即ち衣食田畠並に作物の種子を給して農業に勤めしむ、然るに純友密に計る所あり、任期満つるも歸らず、機に至るを待つ、偶々平將門常総の間に兵を擧げ威大に振ふ、爲めに朝野震悚す、純友即ち機至れりとなし、自ら海賊の首領となり、部下を遣はして火を京師に放たしめ亦備前播磨の介を捕ふ、朝廷大に驚き純友を從五位下に叙し、京に歸らしめんとせしも聽かず

進んで讃岐介を逐ひ、山陽の追捕使を破り周防土佐を掠む、是に於て全三年三月小野好古、源經基をして之を討たしむ、十月是を讃岐海上に破る、越智郡押領使河野好方又從軍して功あり純友遂に逃れて筑紫に入り太宰府を陥れて之に據る、朝廷更に藤原忠文を征西將軍として之を討たしむ、未だ至たらざるに先ち好古等討て大に之を破る、純友遁れて伊豫に歸る、翌年七月警固使橋遠保の爲めに捕へられ其首を京師に送らる、遠保功を以て宇和郡を賜はる。

純友の日振島に據ると明記せしは日本紀畧と續本朝文粹なり、其他の書に見ず。

橋氏の郡主たる頃 宇和郡内を分ちて四郷となす、石野 (伊波) 石城 (伊波) 三間 (美) 立間 (多知) 是なり。

當時の郷は五十戸を以て一郷となす、五十戸を過ぐれば餘戸を作る、宇和郡に餘戸なし、郡の戸數合して二百戸となす、人口も之れを以て凡そ推定し得べし。

斯くて當時の國守は源滿仲とす、康平年間には源頼義、治暦年間には藤原綱實なり、安元より養和に至る間は平頼盛、惟盛、教盛の所領たり、皆目代を遣はし之を治せしむ。

治承の頃 足利又太郎忠綱伊豫に來り宇和郡に歿す (今の齒長嶺一本木のある奥の谷は其の住居の跡なりと傳ふ)

此の又太郎忠綱は衆人に卓越せる三ツの特長ありて其膂力は百人力を有し其聲は數里に響き、齒の長さ一寸に及ぶ、西海に赴て終る處を知らずと東鑑に在り、又平家物

語四卷橋合戦の條にも忠綱の事を記す尙委しく知らんとせば齒長寺舊記に就きて見るべし。

治承以後 治承四年冬河野通清平氏に叛き高細城に據る、備中國の人奴可入道西寂來つて之を攻む、通清敗れて斬らる、其子通信西寂を備後宿海に捕へ父の墓前に斬る、元暦二年正月十六日平將軍平源太秀則を迎撃し同親父圖書允俊則と鴛小山に戦ひ之を破る、同月平將田内左衛門尉則能三千餘騎を率ゐり攻む、同二十五日通信喜多郡比志城(豫陽原并抄には喜多郡北多田山上に在りあり)にて防戦し之を走らす、功を以て伊豫の守護に任せらる、此頃義仲、義經相次で伊豫守たり、當時宇和郡矢野郷は池大納言頼盛の莊園たり、頼朝幕府を鎌倉に開くに當り平氏の莊園は悉く之を沒收す、獨り頼盛の莊園を沒收せず、是池の禪尼の舊恩を思ひてなり。

元暦二年 佐々木盛綱を道前七郡の守護に河野通信を道後七郡の守護職に補す、頼朝の義經を討つに當り、河野通信義經に通ずとなし守護職を免じ、喜多郡を梶原景時に與へ、盛綱をして道後の守護職を兼ねしむ、景時討たるゝに及び喜多郡を宇都宮に與ふ。

承久三年 通信後鳥羽上皇の宣を奉じ兵を高細城に擧ぐ、軍敗れて陸奥國平泉に追はれ小子通久僅かに久米郡石井郷を領す、後四條天皇嘉禎二年二月二十二日西園寺前相國實氏(常盤井入道)莊園を宇和郡に得んとし北條氏に詢る、當時の郡主橋氏は其祖遠保勅誼を承り純友を追捕せし功

により宇和郡を賜はり治績擧れるを以て容易に許されざりしも、實氏懇請して止まざるにより遂に之を許す(橋氏は公業の時なり)實氏は其臣米良將監慶輝をして之を治めしむ。

橋氏に就ては遠保より公業に至る間の事蹟は容易に之を知るを得ざれ共、宇和に残りし遺跡及び戰國時代の頃に至る迄郡内神社の棟札等に橋朝臣某等の名見わたれば、恐らくは公業の子孫土着して西園寺氏の頃となりても居住せしならん、公業の子孫は姓を小鹿島と名乗り肥前國杵島郡橋村潮見城の主となれり、(遠江小島系圖北肥戰志)而して寛喜三年三月二十七日鎌倉幕府の知行狀(小鹿島古文書卷)によれば公業の子乙王丸立間の地頭職に補せられしことを知る。按ずるに公業は嘉禎二年西園寺氏の宇和を得し頃は其子、或は一族を以て郡内を治めしめ自身は出羽の國小鹿島の庄に居りしならん。

弘安の役河野通久の孫通有戦功ありしを以て舊有を復し對馬守に任ず、元弘三年河野一族土居通増、得能通綱等義兵を伊豫に擧ぐ、喜多郡の地頭宇都宮遠江守、同美濃入道の代官等根來城に據て抗戦す、通増、通綱等大祝安親忽那重清の諸將を率ゐて之を破る、全年二月十一日長門探題時直を星の岡に破り威近隣に振ふ、此時に當り河野の宗家たる通盛は北條に召されて京にありしが北條氏亡ぶるに及び相摸國藤澤遊行寺に蟄居す、尊氏の叛するに及び伊豫に歸り湯月城に據り之れに與す。

河野家と西園寺氏との關係に就ては史料を缺ぐを以て之れを詳にするを得ずと雖も他の諸記録等を以て考ふるに嘉禎二年執權北條泰時西園寺實氏の希望により宇和郡を橋公業より奪ひて之れを與ふ、又承久の御企の實氏の父公經によりて漏れ、公宗が北條時行と通じて誅せられ、宇和郡守護代米良慶輝の之に殉じたる事等により如何に西園寺氏と北條氏との親善なりしかを察すべし、又河野氏は通盛の時に北條氏に属せり、其後通盛の子通朝の女は西園寺公俊の室たり、故に後年河野通堯細川氏と戦ふ時、公俊は之を援け共に佐志久原にて討死せり、依て元弘以來河野西園寺兩家は其行動を共にせしを推定し得るなり。

延元三年 朝廷四條有資を伊豫の國守に任じ大館氏明を守護職に補し世田城に據り四國を經畧せしむ、土居、得能氏之に屬す、此頃有資の子隆俊(或は隆保の史微 墨寶考証に據る)宇和郡に入ること二回、是れ宇和郡の諸將に説くに順逆を以てし、南朝に屬せしめんが爲なりしなるべし。

興國三年 脇屋義助來りて國府に駐し、南海の官軍を督して軍威大に振ひ道前の諸城風を望んで降る、此時に當り河野通盛の進退頗る曖昧なりき、既にして義助病を得て俄かに卒す、細川頼春義助の死を聞き機に乗じ大兵を率ゐて伊豫に入る、官軍金谷經氏を將として千町ガ原に戦ひしも彼は七千、我は三百にして衆寡敵せず、生存するもの僅に十七騎、血路を開き道後に退

く、頼春勝に乗じて直ちに世田城に逼る、守將大館氏明死守すること旬日、城遂に陥る、是に於て伊豫勤王軍の根城全く崩壊す。

正平十六年 尊氏通治を以て守護となす。

正平十七年 細川清氏志を得ずして南朝に降る、頼之討て之を破る、河野通朝(通盛の息)清氏に應ずと稱せらる、伊豫河野追伐は頼春以來の素願なり、頼之是れに籍口して伊豫に亂入す、通朝之を世田城に禦で克たず、城陥り通朝自殺す、是れより先き宇和郡の將米良慶經兵を率ゐ來り援げんと將に出發せんとするに際し、會々通朝自殺の報に接し乃ち止む、通朝の子通堯復讐を企てり利あらず西海に走り征西將軍懷良親王に拜謁し、名を通直と賜ひ南朝に降る、時に正平二十年なり、一族の部下九州の沿岸に散布し機を窺ひ歸國の計をなせり。

正平二十二年 九月得能越後守海を航して宇和郡に上陸す、野村緒方新兵衛能く之れを遇す、時に河野一族宇和、喜多の山間に潜伏して回復の機を待つ、頼之の置きし伊豫の主護仁木義尹諸將と和せず、國內大に亂る、偶々將軍義詮死して其子義滿立つ年甫めて十一歳、頼之これが執事となり在京して義滿を補佐す、通直時機來るを悦び伊豫に歸り(高野山上藏院本據章記には通直伊豫國宇和郡西園寺を便りて歸り其勢六百餘騎を率ゐ屋久島に着云々の旨記しあり)松前に上陸し國內の餘黨を糾合して忽ち大軍となり直ちに足利の將安草入道父子を討て之を走らせ進んで温泉郡に入る、閏六月福角を攻め全月八日

花見山城を攻む、西園寺公俊三善中務大夫春直米良主膳正致慶勤修寺左馬頭基俊和氣右衛門尉宇都宮山城守安綱等の諸將を率ゐ其勢三百餘騎來つて通直の軍に加はる、七月十七日花見山城を抜き今月二十九日全軍進んで道前の平野に入る、仁木義尹防戦して勝たず、伊豫の諸族蜂起して通直に應ず、仁木防ぐこと能はず、身を脱して京に歸る、爰に於て通直本國を復す、時に正平二十四年なり。

天授元年 細川頼之(一に常久)再び大舉して伊豫に亂入す、宇摩新居の諸城風を望んで降る、頼之進んで周桑の野に入る、通直一族を擧げて佐志久原に陣す、西園寺得能氏の統領皆來り殊死して戦ふ、激戦數刻に涉り遂に彼の爲めに破らるゝ所となり通直公俊以下自殺す、時に天授五年なり。

西園寺公俊の墓は周桑郡安用の善光寺にあり、同寺位碑の記に

表 西園寺殿俊峰道英大禪定門

裡 清華素流松葉の城主西園寺公俊の御事康暦元己未十一月六日曉天佐志久山に於て自害し給ふ。

天授二年 實氏十一世の孫公良初めて下向す、米良氏執政に任せらる、時に上甲七騎とて米良、堀内、新宮、宮崎、朝利、龜甲、鹽崎あり、西園寺氏はより代々岩瀬に居城す。

西園寺氏は公良を以て初めて宇和郡に下向したりとなすは大に考ふべし、高野山上藏院本豫章記によれば河野通堯(直)佐伯より歸國の時宇和西園寺に歸すとあり、是れ正平二十年の頃なり、又群書類従本豫章記には河野一族難船中伊豫國宇和郡永長一族同方たる上竹林寺殿に御座す云々(止平二)とあり、後に公俊佐志久原に自害の條を合せ考ふれば上藏院本豫章記及群書類従本豫章記にある宇和西園寺と永長一族とは共に西園寺公俊を謂ひしものならん、又善應寺(温泉郡河野村河野通盛之れを建つ)の古文書の中西園寺大納言のもの二通あり(西園寺源透氏は之を公俊ならん云へり)

以上の説によりて見れば公良を以て最初に下向したるものとなすは誤なるべし。斯くて宇和郡の諸族中南方殿攝津氏は曆應の頃既に矢野郷を領す、(攝津親秀讓狀)嘉元の頃には宇都宮永綱多田に住し、東多田殿と稱す、深田竹林院氏は西園寺實氏四世の孫公術、別號を竹林院といふ、此の末裔永徳の頃下向して深田の地頭となる、應永二十一年紀實平宇和郡北之川へ下向の節道前猿數村にて病死す、其子實定應永二十一年下向し代々甲森城(土居にあり)に居り北之川殿と稱す、其他の諸家に至りては之を審かにせず。

嘉吉元年足利義勝赤松氏を討つや、西園寺公良は米良、三善、宇都宮以下の諸將を率ゐ河野氏と共に從軍せり。

應仁元年、細川勝元、山名宗全と隙あり京師に相戦ふ、河野氏は細川氏と善からず、山名氏に與し海賊の首魁村上等に命じ海上を横行せしむ、爲めに西國の諸將中細川に通ずるもの上洛するを得ず、伊豫の諸族新居、高市、土居、得能及び宇和郡の諸將河野氏に従ひ山名に黨す、大洲宇都宮は獨り細川に與して在國す。

西園寺氏初め岩瀬城に據る、此城後に松葉城と改む、十九代實光の時に至り黒瀬に移る、實光以下公家、公高、公次、公宣、公廣相繼ぐ、公良より公廣に至る間の記録系圖は公廣元服の節紛失せるを以て之を知るを得ず、

一説に十九世實光に至り大友氏の侵入を恐れ黒瀬山に移らんとせしが、果さずして没す、其子公家志を次ぎ永祿の頃遂に茲に築き移るとあり、清良記によれば永祿九年頃まで實光の名見ゆたり、又歴名士代(詳書類從雜之部に收む)には與州西園寺實光永祿三年七月十八日左少將同八月日(不詳)出家とあり、清良記評林には弘治二年公高討死の條にも黒瀬殿の後詰云々とあり、右三書により考ふるに實光黒瀬に移らんとし果さずして死せしものとせば、永祿の初年には松葉とあるべき筈なり、然るに清良記以下の書には天文弘治の頃黒瀬殿、或は黒瀬城の名見ゆ、然らば天文の頃既に黒瀬に移り居られしを察すべきなり又實光の死は清良記歴名士代によれば永祿八年以後の事なり、之によりて實光黒瀬に移

る事を果さずして死せしと云ふ説を否定し得るなり。

此頃に於ける宇和郡の諸將左の如し。

西園寺公廣

黒瀬、我合、岡城、土居、嶋巢、五ヶ所の城主、御手先百二十騎

御庄殿 五千石

勤修寺左馬頭基詮(清良記には基章とあり)

大森、本城、緑城、新城、猿越、四ヶ所の城主、手勢三十三騎

津島殿 壹万石

津島三郎通孝(後越前守と號す)

津島城主(初め釋迦森城後に天ヶ森在城) 手勢四十九騎

板島殿 六千六百石

西園寺宣久

丸串城、手勢二十五騎

法花津殿 四千二十三石六斗七升七合

法花津彌八郎法延(清良記には法延を秋延とす、範延の子なり)

法華津本城、新城、鍋城、今城、高城、鍋森、吉岡城、手勢二十騎

有馬殿 四千七百六十一石八斗九升九合

今城左衛門尉能充(字和舊記肥前守能親)

有馬(山金)城主、手勢二十騎

土居殿 二千六百五十二石三斗二升五合

土居(大森)城主、手勢五十騎

中野殿 五千三百八十二石六斗二升

河野新藏人通賢(清長記には中村豐前守通正とあり)

高森岡本二ヶ所の城主

深田殿 二千百十六石六斗

竹林院右衛門佐實親(清長記には竹林院真清弟公明子公義とあり)

深田(一の森)城主、手勢十騎

河原淵殿 壹万六千五百石

河原淵式部少輔教忠(姓を渡邊と云ふ)

河原淵城主、手勢四十騎

魚成殿 千石

魚成上総介親盛(字和舊記には親能清長記には兼吉とあり)

龍森城主、手勢五騎

北之川殿 四千五百石

北之川安藝守通安(清長記、字和舊記には親安とあり、同一なりや考証を要す)

三瀧、相伴、猿瀧、甲森、大番、白石、白岩、七ヶ所の城主、手勢凡て三十二騎

東多田殿 三千四百石

宇都宮石見守宣綱(清長記に多田新藏信綱とあり)

下木在城、手勢十騎

野村殿 二千石

宇都宮左近丞乘綱(清長記には白木左近丞太夫元氏とあり)

野村(白木)在城、手勢十騎

南方殿 四千八百石

南方攝津守親安(字和舊記には伊豫守親安清長記には大和守親安)

元城、今城、天神山城三ヶ城主

萩森殿 七千八百石

宇都宮彦右衛門尉房綱

萩森、高森、城高、飯森、四ヶ所城主、手勢八十三騎

天文十五年 三月西園寺實光其臣山田治元を土居に遣はし土居宗雲(清)をして石城(立間、現今は立間尻に)の主たらんことを勸む、これ當時豊後の大友義秋屢々兵を出して宇和郡を侵畧せんとせしを以てなり、宗雲時に年七十、老軀の大任に堪へざるを以て固辭すれ共強ゆること再三、宗雲遂に其子清貞を本城大森(宮ノ下)に留め自ら士卒を率ひて石城に入る。全年五月大友義鑑、臼杵七郎、比次六右衛門を將として軍船三十餘艘を率ゐ來り侵さしむ、七郎等日振島に渡り容易に來り逼らず、六月十日清宗、清家、範延と議し討て之を破る、七月十六日再び來り侵す、時に範延道後河野氏の難を救ひて在らず、清宗獨り之を防ぐ敵船を板島九島に艦し三間に入る、清貞有馬(城今)深田(院竹林)中野(野河)等と力を戮せて之を防ぐ、時に土佐の一條尊家亦來襲せんとする説あり、尊家は後に家門と云ふ、一條家の系圖を按ずるに房家(天文八年十一月歿す)房冬(天文十二年歿す)房基(天文八年四月自殺)兼定(天正二年宇和郡尸島に)内政(天正八年伊豫の渡邊に死す)とありて尊家の名見ゆ兼定のことならん兼定(兼山集には康政親房太平記には頼房とあり故に家門尊家康政頼房皆異名同人ならんか)各城主皆その城に嬰りて出でず、爲めに多く田實を敵に

奪はる、敵立間尻に出で石城に迫る、宗雲其子八郎と共に討て之を退く。

弘治二年 九月郡内(大洲)の武士境を犯す、西園寺公高會々遊獵に出で在らず、使を遣はして之を報ず、公高怒りて直ちに多田村に至る、是より先、大洲宇都宮は其一族灘城主津々木谷治部大輔直徳大野直之等をして東多田飛鳥城を攻めしむ、城代上甲治部少輔光康急を公高に告ぐ公高は血氣の勇將なれば大に郡内勢と戦ひ自ら鎧を振ひて敵陣に突入し奮戦數刻遂に銃丸に中りて死す、上甲光康亦戦死す、實光怒つて旗下の諸將を率ゐ來り攻む、土居今城先陣を争ひ遂に之を破る、土居清宗は南方新助親宗と末子不動介爲友に兵を與へ間道より地蔵嶽の城を衝かしむ、宇都宮大に敗る、道後河野之れを聞き自ら來りて和せしむ。

永録元年 六月大友義鑑(大友義鑑天文十九年死すあるも清長記は之を過れり又義鑑を義秋とも記せり)其臣臼杵乘雲戸次道雲を將として大軍船百餘艘を以て日振に據り兵を分ちて保内高山法華津御庄板島津島に向はしむ、其兵凡そ四千九百餘、實光大に驚き三間、河原淵(邊渡)西之川定信、野村(宇都宮)の兵を徴し黒瀬を守らしむ、時に一條尊家(定兼)大友と謀を通じ其の虚に乗せんとするを聞き各其兵を率ゐて居城に歸る宗雲即ち其の子孫を勵まし撃て之れを破る、諸將亦防戦甚だ勉む、敵其の容易に抜く可からざるを慮り七月十三日遂に退き去る、全三年八月大友の兵三万餘來り侵し石城に逼る、宗雲子清晴と共に討て之れを破る、九月敵の大軍板島に上陸し遂に三間に入り諸城を圍み民屋を焼く諸

城悉く降る、敵勢に乗じ再び石城に向ふ、宗雲よく防戦し多くの敵兵を仆す、然れ共衆寡敵せず敵の爲めに水道を断たる、十月十日宗雲其の妻妙榮尼孫清良をして出で、一條氏に寄らしめ一族悉く自刃し城終に陥る、敵は遂に黒瀬に迫らずして去る、清良土佐に在ること三年、永祿五年七月大森に歸り土居似水(宗雲の弟)をして再び石城に築き之に居らしむ、全七年十二月實光山田治元を土居に遣はし托するに一條氏防禦の事を以てし公廣の妹を以て之に嫁せしむ、全八年五月一條尊家(兼)長曾我部元親、佐川宗久を將として來り攻めしむ、實光息公廣をして南方山田、久枝、多田、皆田、赤濱、白木、上甲、有馬、土居、中野、深田、奈良、松丸の十四將を率ゐて之を防がしむ、全軍川原淵陣ヶ森を本陣として土佐の要害三所を守る土軍其の攻め難きを察し戦はずして去る。

天正八年 八月土軍又來り川原淵陣ヶ森を攻め取り之に據る、土居野村板島(家藤)魚成上甲久枝等を將として公廣之れを統べ激戦數合勝敗未だ決せず土軍遂に引き去る 全年十月大友の兵又來り日振に據る、南方法花津久枝土居之を防ぐ、豊軍容易く退かず、法花津の兵先づ發して撃て之れを退く、敵颶風に遭ひ多く將士を失ふ全九年三月一日一條尊家(兼)又伊豫に入る、土居有馬等將として之に向ふ、血戰數合兩軍死傷甚多し、出目川の戦の如き其最なるものたり四月敵軍去る、全年六月大友義鎮(此既時に)法華津土居の勢強きを察し之れと心を合せ以て西園

寺を亡さん事を謀る、二氏陽に之を諾し遂に討ちて其の兵を破る、時に大友氏道後の河野氏を攻めしが復利あらず、七月土佐と合し海陸より來り攻む、黒瀬公土居を將として西の川、魚成河原淵等の兵七百を率ゐて土軍を防がしむ、既にして豊軍數万合して三間、宇和を侵す宇和の諸城堅く守りて出でず、豊軍地方を掠めて遂に三間に向ふ、土居有馬の兵之を撃つ、八月敵軍皆退く此役土軍遂に來らず、長曾我部の陰謀を慮りてなり、八月二十一日石黒山内を將とし七百騎を以て來り侵し深田中野を陥る、實光乃ち清良に命じ之れを拂はしむ、清良防戦功あり實光仍て是に立間、喜佐方、立間尻の知行を加ふ、全十年六月西園寺の諸大將河原淵を亡さんことを請ふ、是れ教忠一條家に縁故あり、常に土軍を導きて之に便宜を與ふるを以てなり、公廣之を許し清良を將として自ら之れに次ぐ、教忠大に懼れ質を出して之を謝す、深田、中野、河原淵に縁あり共に二心なきことを明かにし竟に事なきを得たり。全十一年正月尊家(兼)元親と心を合せ兵千五百を以て伊豫を攻む、初め元親一條家を蔑視し竊に掠奪を謀る事將に顯れんとす、元親誓書を致し事無きを得たり、茲に於て尊家(兼)に力を合したるなり、公廣七百騎を以て陣ヶ森に出で土居南方の兩將五百騎を率ゐて吉野藤生に防ぐ、待つこと數日土軍來らず公廣兵を引きて歸る、時に御庄より飛報あり、尊家(兼)元親來襲の風聞あり援を乞ふと乃ち法華津南方山田の三將を遣る、然るに事相違し正月十六日尊家(兼)千餘騎にて來襲し陣ヶ森に陣し薄

木(好藤の内相 田にあり)中野(好藤村澤松にある高森城の事なり、一に衣笠とも云ふ)深田(一ノ森城 延)を攻めて之れを陥る、清良狀を西園寺に報じ五事を陳じて出師を乞ふ、乃ち久枝、魚成、北之川、多田、土居、野村、赤濱、皆田、熊崎、有馬、家藤、奈良に出兵を命じ自ら出で、土居の大森城に入る、是より血戰數日に亘り土將桑名太郎左衛門、竹内市郎左衛門を斬る、土軍時に夜襲を企て我兵利あらず、諸將依て大に奪戦し東小路法行の子彌吉を虜にし敵を吉野に退く、土軍志氣稍沮喪し遂に引き去る、此の戰中野より質を一條に出せしが捕虜と交換して之を救へり、全年八月土佐一條頼房(兼定 同人)村上吉繼の籠れる鳥坂城を攻んとす、長曾我部元親家臣江村備中守に三千餘騎を屬せしめて頼房を援けしむ、其の勢合して八千餘騎七月三日に土州幡多を出で豫州の境奥郡を掠め鳥坂の城を圍む、此時宇都宮西園寺三千餘騎にて一條勢に合す、村上急を通直に告ぐ、通直直ちに三千餘騎を率ひ吉繼を救ふ、宍戸隆家、小早川隆景、浦部兵部重、井上伯耆守等總て八千餘騎通直を援く城主吉繼の一族能島、久留島、因島の海賊吉繼が急難を救はんとして兵船五百艘にて之を救ふ之に依て宇都宮西園寺利あらざるを知りて退く、頼房(兼定)郎黨の諫言により八月下旬歸陣す。

此戰に就ては殘大平記伊豫二名集にあるのみにて他書には之を見ず、豫陽盛衰記に讚岐の鳥坂城を攻むる記あり、暫く疑を存じたるまゝ記し置く。

全十二年 大友一條と議を合して御庄を攻む、公廣土居法華津多田の三將を遣はし之れを援け

しむ、然るに土軍の大部三間に入り川原淵、中野を陥る、土居の兵之れを防ぐ、家藤、立間、有馬等來り助け遂に土軍を退く、此役兩軍死傷甚だ多し。

元龜二年 正月一條氏和を議す、清良之れを介し殆んど成りて遂に破る、此れ長曾我部の謀畧を察し、我と和し以て之に當らんとせしなり、然るに元親巧に一條氏を欺き家門(家門此時落飾し)の心を迎へ天正二年終に一條氏を滅すに至れり、全年九月八日土軍深田中野に出で城を略し土居有馬の居城に通る、城兵能く防ぎ屢々土軍を破る、土佐の別軍東小路法行等有間を攻めて勝たず、之を捨て、齒長を越へ宇和に入り黒瀬に迫らんとす、其の將山田外記、佐竹太郎兵衛四百餘騎を以て峰を傳ひ伊賀上に至る、公廣即ち多田、南方、田野、明石の四頭をして之を防がしむ、法行の軍進んで鬼ヶ窪に入る、山田、熊崎、久枝等能く防ぎ大ひに之と戦ふ、法行遂に敗れて齒長に退く、翌日敵の兩軍勢を合し來り攻む、然れ共我軍よく戦ひ悉く土軍を退く、之れを松葉合戦といふ、既にして一條氏の將士元親と結托する者あり、家門之を察し全軍を引き去る、全三年正月一條氏清良と和し以て元親を滅さんとす、清良公廣に乞ひ和成る、三月元親一條氏を襲撃するの企あり、一條氏援を我に乞ふ、公廣即ち清良を將とし有馬、中野、河原淵、等の兵を率ひて土佐に入らしむ元親來らず、我援軍引き歸る、六月又飛報あり援兵を送る事前の如し、然れども元親終に來らず、全年大友宗麟宇和郡を畧せんとし萩森治部少輔(萩森殿か)

へ使を遣はして曰く、汝吾れに通せば宇和郡を興ふべしと、返書未だ至らざるに先ち、宗麟佐伯紀伊介惟教、鶴原掃部入道宗叱並に船奉行深柄大藏、若林越後入道道開等に命じて宇和郡を攻めしむ、佐伯等佐賀關佐志生一尺屋の浦々に船を藏し全年四月上旬、板島、立間尻等の海岸より上陸して黒瀬城を衝く、公廣之を防ぐ、然れ共遂に勝たざるを知り重臣野田左京丞をして和を乞はしむ、佐伯等永串山の陣を拂ふ、同七月同郡飯森城(西宇和郡宮内村あり)には和泉磯崎の武士籠城すとの報あり、佐伯等兵を率ゐり攻む、城兵能く禦ぎ互に死傷あり、未だ勝敗決せざるに同郡深浦の武士來つて和を講せしむ、時に宗麟歸國を促かす、依て佐伯等兵を班へす、全年夏一條氏幹旋して豊後大友西園寺と和せしむ、全年七月道後の河野通直援を乞ふ、毛利の兵來り攻めしが爲めなり、公廣は清良親安(方南)を將とし御莊、津島、三間、北之川及宇和の兵五百餘騎を率ゐて之れに向はしむ、郡内(大洲)の兵亦至り共に敵を拂ひ八月七日諸軍歸城す。全年九月阿讃兩國の主、三好長張織田信長の許を得て伊豫に入り道後に迫らんとす、河野氏援を乞ふ公廣再び清良を將として兵五百を以て之れを援はしむ、我兵大に敵を破り遂に阿軍を退け九月十七日全軍歸城す。

天正二年 二月元親遂に一條氏を滅し全年十一月福富軍人、國吉刑部を將とし七百餘騎を以て伊豫に入り川後森を圍む、公廣清良をして之に向はしむ、清良有馬、板島、立間の兵を率ゐる激

戰して之を退く、全四年正月信長毛利氏を攻む、輝元援を我に乞ふ、初め道後の河野我を毛利に紹介し親交を得たり、此に於て公廣抽籤を以て土居清良、山田治法を將とし五百騎を従へ之れに赴かしむ、我軍小早川隆景に従ひ丹波に入り功あり、六月又援を乞ふ、公廣躊躇して決せず山田久技の両老之を諫め乃ち山田治則、南方親宗、多田信綱、河野通正を將とし三百五十餘騎を以て之を援く、我軍小早川に隨ひ豊後の大友宗麟と對峙して未だ戰はず、七月公廣、芝常氏竹林院眞清、法華津秋宣を將として之に加はらしむ、後七月又白木左近尉乘綱、鎌田三河守直綱(藏村)等を將として之に替らしめ十一月又清良をして之に代ふ、時に門司城主原田氏毛利氏に背く、毛利の諸將之れを攻む、清良之に従ひて功あり、既にして上甲伊豆守之に代る、毛利氏重ねて兵を乞ふ、乃ち清良をして五百騎を以て之に向はしむ、上泉院(公廣の伯父)父子亦之を行共にする、全五年八月北之川通安御庄勸修寺之に續き殊功を彰せり、信長師を班すに及び九月廿日清良等諸將皆引歸へる、是より先(天正四年)元親其の臣久武内藏助、濱田善右衛門、桑名太郎右衛門、同彌次兵衛、十市備後守、宿毛右衛門大夫等を將として其の勢五千餘騎宇和郡に入侵し河原淵阿籠森を攻めしむ、城兵八百出で、戰ふ、未だ雌雄の決せざるに土佐の遊軍側面を衝く、城兵算を乱して城に入る、數日を経て大森竹森薄木西之川の四城より城を捨て、來り加はる、河原淵之に力を得て奮戰す、然れ共遂に勝たず、質を出して和を乞ふ、天正五年五月久武

内藏助兵五千を率ゐる三瀧城に迫る、北之川木戸口に備へ銃火を以て之を防ぐ、久武屈せず勇を奮つて進む、桑名依岡之に續く、北之川木戸を鎖して籠城す、數日を経て元親の大軍來ると聞き和を乞ふ、天正七年高森城中元親に通ずるものありて士兵を導く、依て桑名彌次兵衛等兵六千を率ゐる小笹山を越ゆる善家山に登り相圖の狼煙を待つ、然るに是より先き中野城中に叛者あるを知り之を索めて六人を得たり、依て之等の首を斬り城後に萱を積み之を焼く、敵之を見て城に迫るや城中より叛人の首六級を投ず、士兵狼狽して爲す所を知らず、城兵討て之を破る全年(南海治亂記には八年、四國軍記には五年、清良記には九年、元親記には六年)久武内藏助、竹内虎之助に兵を與(年とあり、今土佐軍記、宇和舊記卷五所收文書及他の信すべき史料に據る)へ夜に乗じて間道より岡本城に入り、密かに本丸を奪ふ、城兵之を知りて援を清良に乞ふ、西園寺の加番有馬板島熊崎の兵來り援く、清良兵を率ゐる自ら土軍の大兵に當る、是より先き久武等銃聲を聞き馳來る、清良兵を伏せて之を待つ、久武等知らずして進む、清良の兵射て之を仆す、全八年四月公廣清良に命じ芝美作(氏常)を討たしむ、初め美作河原淵の臣下なりしが秀才辨舌を以て西園寺實光の意に合ひ西之川鳥屋か森の城代となる、其子に一角、右京進源五郎源二郎あり、皆父の故を以て竹森廣見の城を預けり、天正七年の頃美作元親に内通し常に土軍を導く、此に於て公廣此の命を下せり、宇和三間板島の將士之に従ふ、美作言を左右に托し誓書を出して事平ぐ、將士皆虎狼を野に放つ思をなし西園寺家の爲めに之を憂ふ、其後公廣之を討

たしむること數次、常に辯論を以て難を免る、然れ共此れより公廣の部下皆向背を定め十七郷悉く隨從するに至れり。

天正八年 五月元親一條内政を法華津に放つ、内政は康政(兼定)の子なり、是より先元親内政を大津に移し女を以て之に配す、居ること數年にして法華津に幽せらる、是に於て一條氏亡ぶ(一條康政即ち兼定は天正二年豊後に奔り大友氏に據る、後宇和郡に入り兵を擧ぐ、舊臣來り屬するもの多し、元親之を聞き舊臣入江左近を誘ひ康政を弑せしむ、遺跡北宇和郡戸島に在り)全年土州の將波川玄蕃元親に叛す、北之川之れに與す、元親怒つて久武内藏助桑名太郎左衛門等を將として兵一万三千余人を以て三瀧城を攻めしむ、親安能く防ぐと雖も敵は大軍なり、依て使を馳せて援を乞ふ、野村赤濱(明)藏村の兵之を援けんとすれども魚成既に敵に降りしを以て道通せず、親安意を決し一族を集め最後の宴を張り、自ら誓願の謠曲を唄ひ門を開き長刀を振て切て出で依岡右京と戦ひ遂に彼の爲めに討たれ、一族皆戦死す、此に於て猿瀧黄相川の諸將皆敵に降る、これより西園寺の領土は野村を限り其他悉く元親の有となる。

三瀧城合戦の年月に就き諸説あり(他日考証)天正五年北之川降參す(四國軍記)天正八年北之川討死(土佐軍記異本四國軍記)天正九年北之川落城及討死(土佐物語)天正十一年北之川討死(高野山三瀧記氏系圖、報恩寺舊記)天正十二年北之川討死(三瀧古戦場記)

全年郡内(大洲)領鳥坂村と西園寺領多田村と農民狩獵の事より紛議を生じ双方相譲らず、遂に郡

内より多田に侵入す、多田宣綱之を討ちて狀を西園寺に報す、公廣出馬し南方兵野田平地に攻入り野村魚成三間川原淵西ノ川等擄手へ廻り藤次が峠に攻め寄せたり、郡内直之大野直重津々喜谷部太夫高行をして七百騎を以て之れを防がしむ、我が諸將之を破り遂に地藏嶽の本城を攻んとす、時に道後の河野通直仲裁漸く和睦するに至れり、全年津島城主津島宗雲(津島三郎通顯の法名なりん)土州を攻めて勝たず、退いて居城を守る(天ヶ)土州の將沖長門守來つて之を攻む、城固くして拔けず、依て長門守向城を築き之に據る、土州の將廣田伊賀守宗圓(津島の族か)と親わり謀を以て城に入り宗圓を斬て歸る、宗雲遂に勝たざるを知り自刃す、家臣島原馬右衛門同兵衛御手洗掃部奮戦して此處に死す、全年久武桑名の諸將伊豫の曾根(喜多郡曾根の城注)を先陣として黒瀬に逼る曾根の兵多く討たる、桑名等松葉の町に火を放ちて之を焼きしも、日蝕にて方向を失ひ城兵に囲まる蝕露るゝに及び之を知りて退かんとす、城兵之を追ふ伊豫の西ノ川後陣に在て大に奮闘す、土居金山岡本深田の兵來ると聞き急に引去る

全十一年土州の將十市備後守等御庄に入り猿越の城を抜く、宿毛城主長曾我部右衛門太夫之れを聞き十市に先んせられしを遺憾とし直に兵を率ひて綠城を攻め之を陥る、新城の主將之を聞き城を捨て、本城に入る、右衛門太夫等本城を隔つる十五町許の山上に城を築く、十九日を経て成る、桑名光富等兵を率ひて來り援く城主勸修寺防戦よく勉めしと雖衆寡敵せず、城を出で

ゝ和を乞ふ、時に天正十二年正月なり、全年二月、芝美作又元親に通じ北之川魚成等へ敵軍を導く、元親自ら二万餘騎を以て三間に入る、我防禦軍野村高山皆田佐田三崎の兵先づ敗る、南方赤濱久良河野竹林院の兵之に次で退く、三月公廣土居の大森城に入り清良の勸により陣を上城に進め土居久枝山田の兵は尾坂五本松に據り之を防ぐ、血戦數合土居の將土居六郎兵衛櫻井武藏戦死す、然れ共遂に土軍を破り之を退け三月末諸軍引歸る、全年多田城主宇都宮宣綱等元親に降り出兵を乞ふ、久武内藏之助六千餘騎幡多組六千餘騎伊豫七人兵四千余騎凡て二万余騎を以て來り多田に陣取り南方へ發向す、南方親安勝たざるを知り和を乞ふ、依て城兵を萩森に送り山田熊崎の両城を攻めて之れを降す。

天正十三年 豊臣秀吉四國不逞の徒を平けんとし、大納言秀長、三好孫七郎秀次を將とし五畿内の兵六万を擧げて阿波國に發向せしむ、毛利輝元の兵四万、吉川元春、小早川隆景を將として伊豫に向ひ道前の諸城を降す、元親敵す可からざるを知り其の子孫次郎を質とし以て豊臣氏に降る、茲に於て土佐を元親に讃岐を伊駒雅樂(南海治亂記には仙石權兵衛尉秀久に内二万石十河民部大輔存保に賜ふとあり)阿波を蜂須賀彦右衛門(治亂記には内一万石を)に伊豫三十五万石を小早川左衛門佐隆景に賜はる、(治亂記には内二万三千石赤松次郎則房に賜ふ)天正十三年八月、公廣旗下の諸將を召し元親と和議を結ばん事を諮る、當時元親勢盛にして郡内大野直行既に元親に通じ以て西園寺を勸誘せしめしに由るなり、上泉院傍に

ありて諸將をして腹藏なく意見を陳述せしむ、白木左近先づ和睦を説き南方之れに賛す、他の將士多く意見なし、公廣更に清良に問ふ、清良名義の要を説き天下の大勢を察し元親を捨て、豊臣氏と和せん事を陳ぶ、一座輿を失ふ、公廣未だ是非を決せざるに宴に托して其議を止め和議遂に成らず、

天正十五年 秋河野領へは福島左衛門尉正則、郡内及宇和へは戸田三郎四郎(後に民部少輔勝隆、清良の命により打向ひ三津に上陸し福島は松前城に入り戸田は大洲に至り地藏ヶ嶽に入城す是れより前西園寺領にありては毛利氏豊臣氏へ請願せんとして質を出し六月旗下の内北之川(親安の親安)魚成兼吉西ノ川(芝四郎右衛門)川原淵(芝源三郎)深田公義中野通正薄木の城主には各々下城を命せり、八月又吉川式部少輔元春渡航して西園寺領の中土居清良、法華津秋延、御庄勸修寺の三人と西園寺とは在城を許し其他の城主三十四人には悉く下城を命す、是に於て心竊かに期したりし西園寺の所領は之を戸田に譲るの止むを得ざるに至れり、公廣世の變遷に感ずる所あり天正十五年十月二十日拂曉山田久技両老を城に止め只家從七騎を具し黒瀬の館を出づ、是より先婦女子は既に事に托して諸方に忍ばせしが今此の事あるを聞き城下の將士と共に流涕之を留めんと欲す公廣此期に及び哈を後世に貽さんことを慮り馬を進めて途に上る、時に浮雲天を覆ひて微雨を催し、君臣の簑笠涙に沾ひ郷を思ふの情益々深く恨恨之を久うす、既にして法華津の坂路を越

へ立間尻より舟に乗りて九島の願成寺に入る、天正十五年十月下旬、戸田勝隆郡内地藏ヶ岳に於て事を執り宇和郡へは城代を置き松葉黒瀬城へは岩成小右衛門尉を板島丸串城へは戸田與左衛門信種を遣す、此に於て法華津秋延は筑紫に退き御庄勸修寺は九條大納言の舅なれば之れに依らんとして京師に上り、土居清良は土居に隠れ一庵を結びて之に住み主從三十人の外は出入を禁じたり、戸田氏入部以來日尙淺く領内の民歸服せざるもの多く舊城主に於ても亦其所置を怒り、互に心を合せ丸串を襲ひし事あり、故に西園寺領を懼るゝこと甚だしく、遂に公廣を滅さんことを謀るに至る、天正十五年十二月戸田氏公廣に種々の恩物を饋贈して其の心を和け且安藝毛利氏の乞を以て豊臣より西園寺の本領半を割き安堵元の如しとの朱印下れり、之を渡すべければ自ら來り受けよと曰はしむ、公廣疑ふと雖も大命之を請げざる可からずとなし、翌九日近臣上甲慶弘等十人を隨へ郡内に至る、勝隆十日の夜之を地藏ヶ岳に獲し、間を窺ひ之を害せんとす、公廣用意周到且從士皆武勇の譽あるものなれば隙の乘すべきなし、翌十一日更に公廣を戸田駿河守私邸に招致し中食を勸む、豫て謀りたる事なれば戸田の勇士俄に出で、公廣を斬らんとす、公廣憶せず、立ろに戸田駿河守を斬り其臣九人を仆し傷を負はしめたるもの亦少からず、公廣遂に免る可からざるを知り靜かに割腹して死す、從士之を知り入りて戦ひ五十餘人を斬りて之に殉ず、

天正十六年 二月勝隆板島丸串城に入り苛政を行ひ諸民之に服せず、故に諸税多く不納となり以て將士の祿を給するに苦しむ、勝隆又社寺の寶物を徴し大木名樹を伐り之を以て船艦を造り朝鮮征伐の用意をなし將に發せんとするや船藏より火を失して焼失せりと、戸田征韓の役に従ひ狂疾を發して歸り文祿三年十月歿せり、人以て神佛の崇となす、

なる、

文祿三年 藤堂和泉守郡内及宇和を領知し大津城に入る、(事修錄には四年六月十九日)時に板島を改めて宇和島となす、入部以來國法正しく諸民悦服せり、然るに慶長十三年伊勢阿濃津へ轉地となる、

慶長十四年 富田信濃守信高宇和郡を領し宇和島に入る、全十八年石見津和野城主坂崎直盛と争ふ、幕府之を裁し信高を改易に處す、其の封を奪はる、

慶長十八年 宇和郡は幕領となり藤堂高虎之を預かる、仍て全姓新七郎を奉行として宇和島城に入らしむ、

慶長十九年 十二月伊達政宗子遠江守秀宗宇和郡を領し元和元年三月宇和島城に入る、

第二節 伊達秀宗の入國より廢藩置縣に至る

本節は主として宇和島吉田兩藩史沿革を稱す可きものなること勿論なり、其詳細は章を更めて之れを記す可く本節には唯其大概を記するに止まる、資料の關係上記述の体裁一せざるは止むを得ざることなりとす

其一 秀宗 元和元年正月粟野豊後、小川出雲、鈴木源兵衛以下數十人城池受取の爲め秀宗に先つて宇和島に入る、當時丸串城の構、左の如し

丸串城

- 一天 主 閣 方角戌亥向土臺より高さ七間
- 一追手 東向 搦手南向両口なり
- 一山高三十三間程 所により高下有之
- 一本丸 二之丸 三之丸
- 一郭廻り 十六町
- 一物狭間數 千五
- 一丸之内小路 十三町

一 櫓數 三十五

一 域内外番所 二十ヶ所

本丸櫓形、二の丸門、長門丸間、城番脇門、井戸の丸門、搦手上り口門、三の丸櫻の門、濱櫓形、潮入門、追手門、搦手門、佐伯町口、本町口、追手下口、堀末、毛

山村下口、樺崎、三の丸堀端、大工町口、大右衛門丸門、式部丸門

一 城附武器

御鉄砲之間、鉄砲六十挺、弓六十二張

洞乱百、

玉藥箱二十、火繩六十二ハケ、矢三百八十三、ウツホ五十三、矢四百五十

御槍之間、長柄槍百二十四本

一 侍屋敷 二百五十軒

一 境目關門 十四ヶ所

東多田 野田

大洲境侍番所下番足輕

檜谷 小山

土州境侍番所

相川 蔵生

御内と土州境足輕番所

沖島 日振

佐田三机右海岸侍番所三机下番足輕

横 林

大洲境侍番所

白髪 磯崎

大洲境足輕番所

大手 搦手

番頭以上預り

一 田畑物成十七郷 二百七十三ヶ村

一本高 十万二千五百五十四石三斗八升六合

一 九品小物成等帳面未進高附帳

但古記にある銀米の高は相不分

一 侍屋敷 二百五十軒餘

御域内外に有之

一 給知侍 二百人程

一 同格扶持切米名侍 四百八十八人餘

一 惣足輕 七百七十人程

一 小人持續之者 六十人余

一 足輕以下都而 千二百人程

一 惣船數 九十艘余

斯くて十萬石の諸帳面村々石高帳の類を受取り家臣の屋敷割を始めとして種々の準備を了して秀宗の入國を待てり、

二月廿八日 秀宗京都を發し、翌三月十八日宇和島に入る、時に年二十五、當時宇和郡は元龜天正の擾亂につぐに兇暴なる富田氏改易の後を受け、庶政紊亂を極め民力疲弊の境にあり、されども草創の際俄に其制度を改革するに便ならず、其の最も不便なるものを捨つるの外諸事舊慣舊法に従ひ、櫻田玄蕃を侍大將として専ら軍事を管せしめ、山家清兵衛を總奉行として其餘諸般の政務を執掌せしむ、

元和二年秋領内を巡視す、

元和三年、明年より三萬石を仙臺藩主政宗に送るの議を決す、之れより先き秀宗入國に臨み費を要すること多大なりしを以て米錢を政宗に借り以て、諸事を辨せり、此議蓋し之れに報ゆる爲めなり、同年、再び領内を巡視す、

同六年正月、幕府關西諸侯に分課して大に大阪城を修復せしむ、本藩亦山家清兵衛、櫻田玄蕃を奉行として大阪に赴かしむ、其工事中兩奉行に發したる秀宗の自書に曰く

書狀令披見候石がき上ふに成候に被下候銀子入増候はん由尤に候左様候ても此方よりのぼせ

候米大豆なく候其故は當秋迄扶持方さへたり候はぬ間其心得候可候

一、銀子兩人存候ことく此方に無之候乍去春中少々候間銀子十貫目爲登候

一、從殿様五千俵被下候米四千俵の由に候哉二千石被下候間五千俵にて候此方に而仙臺御代官にも相尋候へば御米其地へのぼせ候由申候間於其地請取候可候

一、其上銀子入候は京都にて才覺仕兩人借可申候此方よりのぼせ候はん様子無之候と兩人乍存銀子米大豆從此方爲登候へ由申越候不能分別候いかやうにも於京都才覺可仕候

一、從江戸二百兩登候小判態人に下候由分別積不知候得共熊次兵衛令下借よせ候處速に返済

自身不能分別候

一、此方にて令推量にて候へ共石垣の高模様十八間にては有間敷候二町三町のうちに候はんまゝそれは國大名衆へ渡候はん歟と存候

一、其地御普請割末慥には不聞候と相見候定て從江戸御普請繪圖にも被成候てのぼり候はん間左様様子聞合具に注文仕下候可候

一、清兵衛事其元御普請割もしかと極其上にて大石くり石之手賦をも仕又は銀子入様をも玄蕃と相談候て借銀をも致御普請之様子能々見届下候而も不苦は様子具玄蕃甲渡其上に可能下候儀專一に候

一、萬事兩人に任入候此時に候間不及申候へ共精を入無油斷可申付候猶以精遣身苦太儀之至候彌無油斷念を入可申付候任入候 恐々謹言

三月一日

秀宗書判

山家清兵衛殿

櫻田玄蕃頭殿

と、就封以來民力休養、軍備整正の問題未だ緒に就かざるに早く既に幕府高壓政策の此に加はるあり、其窮状態するに餘りあるべし。

同年六月二十九日、山家清兵衛の一門悉く奇禍に斃る。

元和七年、秀宗江戸に赴く、發するに臨み手書を桑折、櫻田の両老に與へて曰く。

- 一、村之義付而理など於有之者能々吟味候て可申付候
- 一、村之仕置等專一候事
- 一、諸役人万事無油斷念入候様可申付事
- 一、從領中他國へ男女牛馬賣遣候事堅く法度可申付事
- 一、給人衆百姓惡しく召仕知行荒所不成様可申付事
- 一、どこふしにかし置候銀子取立させ候可候若指引義於有之は分別候て可申付事

一、跡々改算用時藏人付置候間今度留守中にも付置候兩人算用奉行不及分別義は吟味候て指圖可申付事

右之外万事行跡等法度堅可申付候若於違背輩は依其過輕重無機遣殺害可申付者也

七月一日

秀宗印判

桑折左衛門殿

櫻田玄蕃頭殿

と、亦以て愛民の意を窺ふに足るべし、寛永十二年、幕府諸侯に分課して神田橋左右石垣並山下町の工事を命ず、本藩亦翌十三年正月より三月迄其工に従事せり、此年五月政宗卒す年七十年、丸串城の修覆を許可せらる。

同十四年、島原の乱起る、依て藩は上使船五十艘、水主船頭等千二百余人に徴發せらる。

此年仙臺へ送る三万石を停止す、給地の面々に對する物成は村方より直接給知人に納めしむ。

同年、沖の島及姫島の境界に關し土佐藩との間に爭論起り、紛議解けざるに數年、遂に幕府の公裁を經、萬治二年に至りて漸く解決す、其際に於ける裁決の寫左の如し(後に附録として野中兼重復するあるも特此處に左記を加ふ尙附録を見よ)

伊豫土佐兩國之沖之島姫島境目並綱代に爭論有之而穿鑿之上落着之段双方に申付之條々

一伊豫土佐地方之境傍爾はへより沖の島蘆のたりの里を見渡し蘆の峯はのぼり北峯にかより峯通り「ぬへるはへ」に至りそれより弘瀬の在所へ川をわけ濱は幕打はへ迄指圖の如く伊豫土佐の境を相定也是は土州方より指圖之證文之面に相任候也又幕打はへより姫島のきれたうを見渡し南は土佐分北は伊豫分たるべき事

一弘瀬前之網代之事伊豫乃内に相極也然其前代以來土州弘瀬より網獵仕來上は彌可爲如前々但白岩より東にて伊豫より不可網獵事

一姫島きれたうより南は土佐の地に相極也雖然前代以來伊豫より網獵仕來上は彌可爲其通事

一蘆の網代之儀土佐の内に相究也然其豫州窪浦より網獵仕來上は彌先例のごとくたるべし並

窪浦母島古屋の浦より長濱大小島迄釣獵の事又大和山にて柏島より木を伐事は亦双方可爲

如先規事

一豫州地之内土州弘瀬へ借候事木落ヶ峯よりのみこヶ谷をかぎり境可相定事

右之條々堅可相守也因茲繪圖表境目朱筋引之所に加印判双方へ壹枚づゝ渡之訖若於令違背は

可爲曲事者也

萬治二年己亥五月十二日

古記に曰右之内土州弘瀬へ借し地子錢永樂三百文づゝ至于今毎年取り來る事は文祿年中高

麗陣之時土州領主長曾我部宇和島領主戸田民部少輔在陣の時土州弘瀬庄屋助左衛門と云もの罷越幸之時節と存郡合川より南土佐分へ伊豫領の廣瀬を御かり被下候得かし船の上場に仕度よし願上長曾我部と民部少輔相談の上かし地に成以後の證據に右の如くの上し依之藤堂泉州富田信州領主之時も無斷絶納來る也

脇本浦山境は小山村松尾峯通からすみの峯と云所也夫より尾たてを下り波石云石有夫より

傍爾ヶ磔二つに見わけ沖の島わりのりを見渡し境なり此傍爾ヶ磔に二またのひやくしの木

有一方は伊豫一方は土佐分と云傳候也

右に付兩國役人並に庄屋地下百姓共御受書差し出したる名は左の如し

宇和島役人	檜垣助三郎
同	望月八郎左衛門
同	山内久右衛門
同	松本源五兵衛
同	清水兵右衛門
町見方	古谷甚右衛門
繪圖書	長谷川源七

ノ二千十八

御 船 數 八 十 艘

御領内軍用鉄砲 千 五 挺

承應二年六月廿四日^〇和^〇靈^〇神^〇社^〇の造營成り遷宮の式を行ふ、鶴鳴餘韻に曰く。

是より先き元和五年山家清兵衛父子御成敗ありしに其後に至り、冤罪の事實判明したると共に深く生前の忠義を賞せられ、特に其靈を神として祭り城北森安に在る八面大荒神の社隅に一祠を建て兒玉明神と稱し深く之を崇敬せらる、次で祠を檜皮杜に遷して新たに社殿を造營し今年竣成し更に社號を山頼和靈神社と稱せらる、後ち明曆二年六月向山に遷し寛文七年六月再び森安に遷し享保十六年三月更に現在の鎌江城趾に遷し遠近の尊信愈よ厚し。
明曆三年八月幕府の許可を得て宮内少輔宗純に^〇吉^〇田^〇三^〇万^〇石^〇を^〇分^〇地^〇す、諸士一百十四人の外左の如く引き渡す。

御 引 渡 覺

本 高 三万七石六斗八升八合四勺

此物成壹萬六千六百拾壹石四斗

浦分廿九ヶ浦里分五十二ヶ村

被進御道具

御具足百五拾領 内五領は御召替之内

張貫笠七十但黒塗

御弓 八十張但つる共 矢 三千五百 矢根 千五百 鞆 五十

御鉄炮 三百挺 胴乱 三百 口薬入 三百 玉 三万 鉄炮薬 五百貫目

同袋 三百 火繩 二千五百筋 御鎗 二百五十本

番刀大小 二百五十腰 御召鞍 一背但一字

御 船

住吉丸 三島丸 佐竹丸 豊後丸 御召小早 小鷹丸

早艇 二艘 荷船 十二反二

金 銀

金小判 千五百両 白銀 百五十貫目

右紙面之通り宮内様元被進候間左様御心得御尤に候 以上

古 谷 九 太 夫

櫻 田 監 物

神 尾 勘 解 由

尾川孫左衛門殿
井上五郎兵衛殿

万治元年六月八日 秀宗江戸屋敷に於て卒す 年六十八

〔考〕山家清兵衛公頼の家系は和靈神社あるによりて、一般の知らんま欲する所なる可し。而して清兵衛の事蹟を録するもの種々、其記事虚説多く信を何れに於て可きかに苦しむ。左に記する所のものは現在山家四郎氏所蔵の系圖なり、予が獨斷を推説を加へず茲に之れを紹介す
左記系圖中に現はれたる頼英、頼寛、候頼、頼長等に關する履歷書(勳書)は別に編者に於て其詳細なるものを所有すれども煩を避けて登載を略せり

山 家 氏 繼 書

山家清兵衛公頼

右清兵衛儀 侍從秀宗公エ 附進豫州宇和島ニテ千石 下置御物主被 仰付相勤候由承傳候然所元和六年六月晦日於同所御仕置被仰付之由承傳候

山 家 喜 兵 衛

公頼嫡子也於仙臺公頼元進退五拾貫文余之所 下置候然所同人幼少之内ハ貳拾貫文 上置可申 由御内々ニテ上候處追テ不 下候由承傳候儀殘三拾九貫七百九拾七文知行仕候事

山 家 治 部
右治部儀ハ豫州清兵衛家督ニ被 仰付 候由承傳候

相 承 院 元 香 法 印
鎌倉若宮八幡別當

山 家 丹 治

山 家 美 濃

父公頼御仕置被 仰付候節治部丹治美濃 三人共ニ御仕置被 仰付候由承傳候事

女 齋藤淡路妻

齋藤伊右衛門
同淡路妾腹之子共成家督

女 上野權太夫妻

上野權太夫
女 鹿又五郎右衛門妻

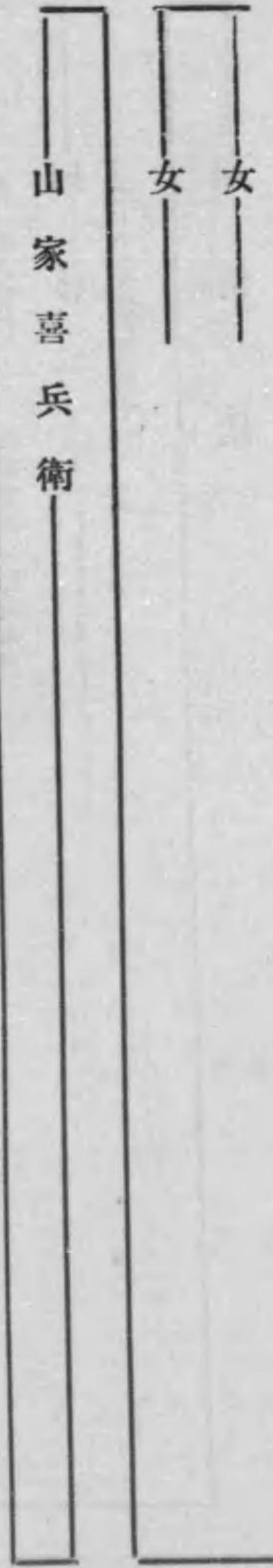
同 茂 平 次 女

号伊右衛門 聖家督同六郎太夫妻

同 林 太 夫

同苗六左衛門爲養子

同 清 藏



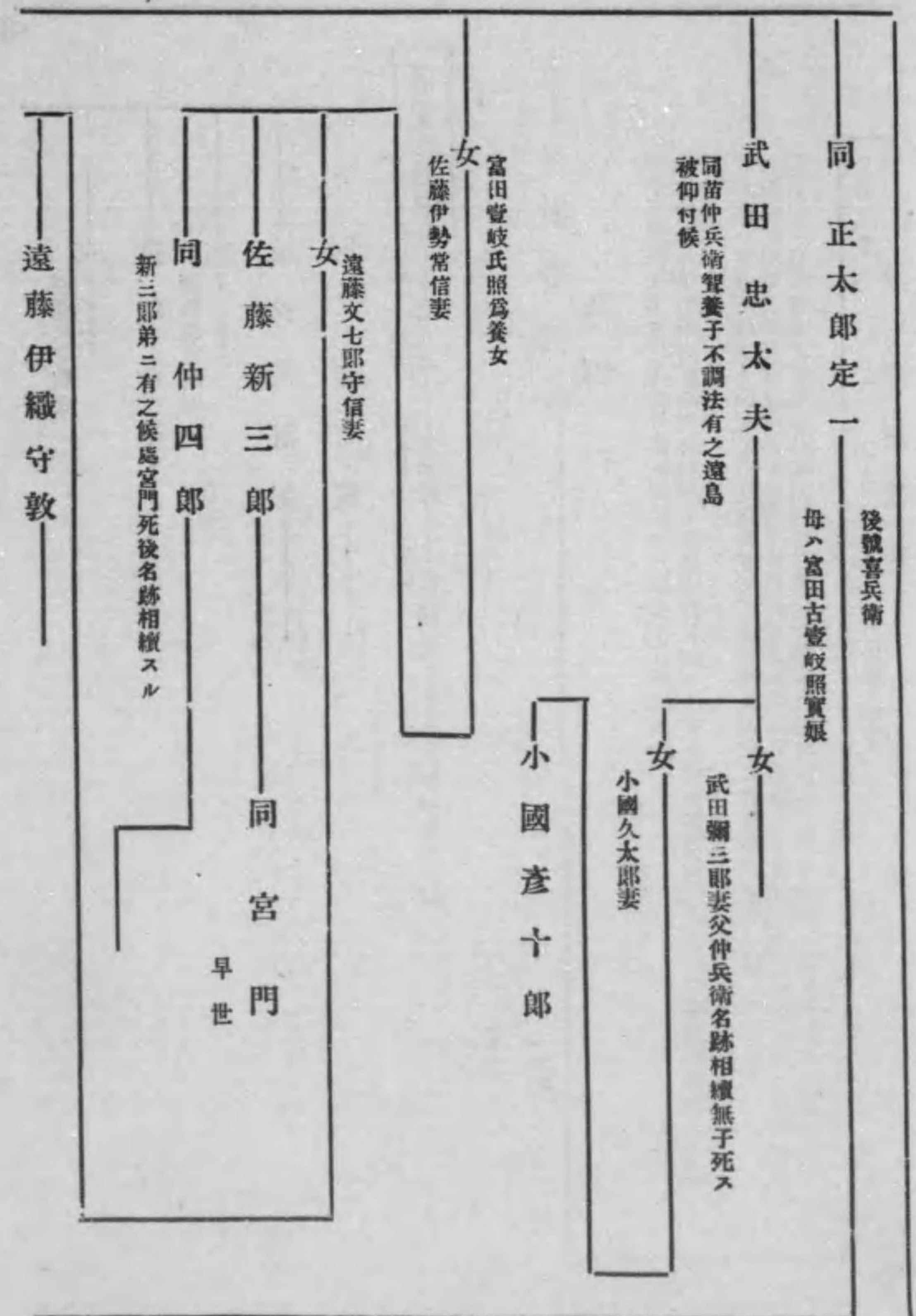
女 系末ニアリ
 山家修理重頼妻

右修理祖父喜兵衛代ニ奉願候八子共喜兵衛儀病身共上孫正藏儀幼少ニ御座候向小川縫殿二男修理事賀家督ニ被成下孫嫡女ニ取合名跡相續番代御奉公爲相勤申度奉存候修理養父喜兵衛相果テ候ハ御知行高三拾九貫七百九十七文之内拾九貫七百九拾七文處右修理ニ被下家督ニ被仰付殘貳拾貫文ノ所ハ實二男孫正藏ニ被下置度由奉願候處如願被仰付候右喜兵衛寛文八年四月六日病死仕候ニ付親類共右之品ニ奉願喜兵衛跡式間所虎之間直々修理ニ仰付御知行高貳拾貫文正藏ニ被分下間所中之間ニ被 仰付候事
 右小川縫殿家ハ上ヨリ本名水野ニ可相改旨被仰付 相續當時水野

女 遠藤十左衛門妻
 同 正助

養子 同 十右衛門

山家正藏頼次
 右正藏御奉公仕間所被揚下虎之間ニ被仰付候御知行高貳拾貫文ニ候處新田改發仕三拾三貫三百貳拾壹文ニ罷成候事



同 正太郎定一
 後親喜兵衛
 母ハ富田古壹岐照實娘

武田 忠太夫
 同苗仲兵衛賀養子不調法有之遺鳥被仰付候
 女 武田彌三郎妻父仲兵衛名跡相續無子死ス
 女 小國久太郎妻

富田壹岐氏照爲養女
 女 佐藤伊勢常信妻
 小國彦十郎

遠藤文七郎守信妻
 女 同 宮 門
 早世

同 仲四郎
 新三郎弟ニ有之候處宮門死後名跡相續スル

遠藤伊織守敦

清兵衛公頼

長男(仙臺) 喜兵衛 一子 長男 正藏頼次 三男 平三郎頼堅

沼邊隆之助妻

女 金 項 甚 平

鷗田度之麻妻

女 遠 藤 英 五 郎

同 豊 之 進

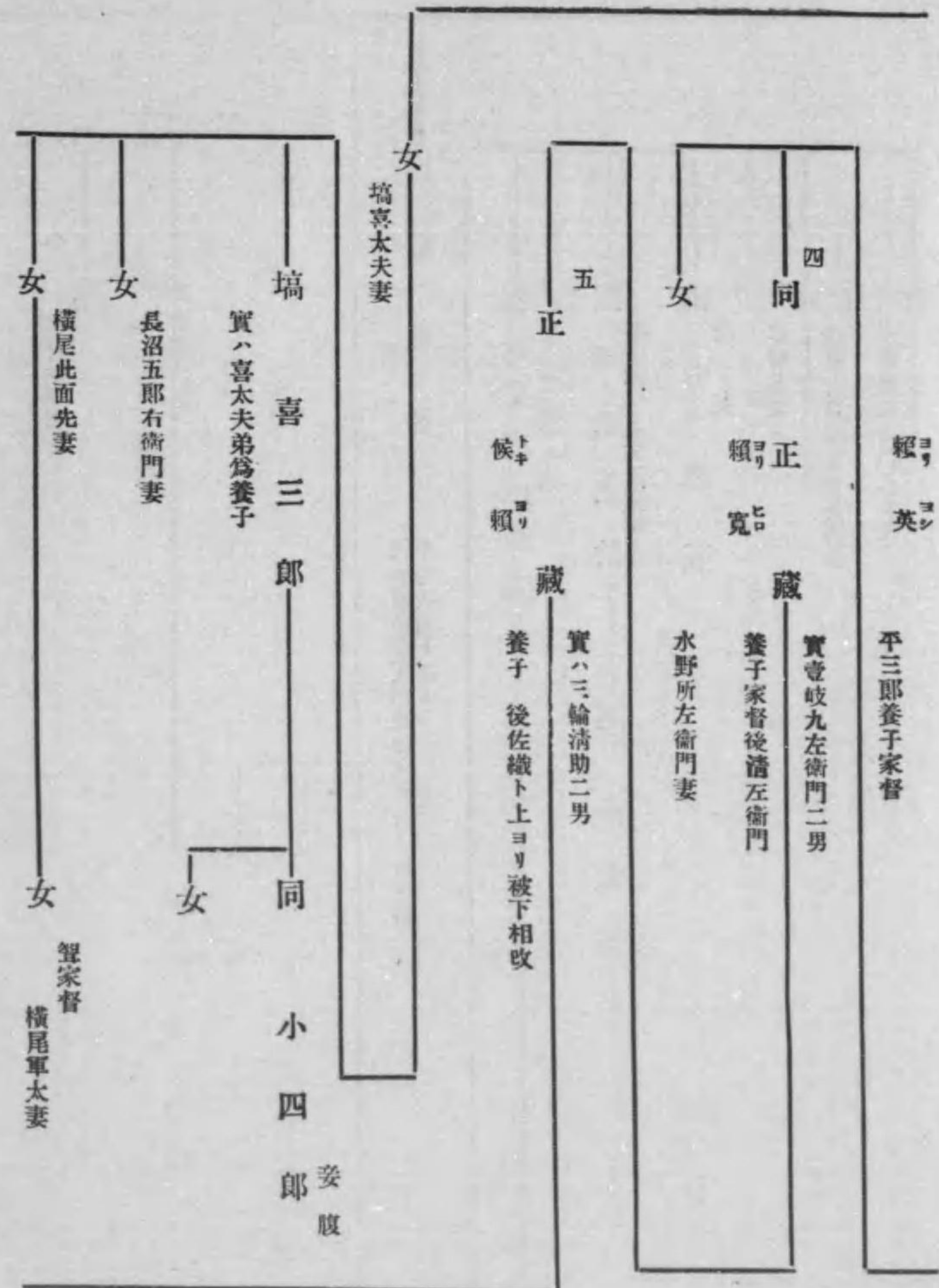
山 家 平 三 郎

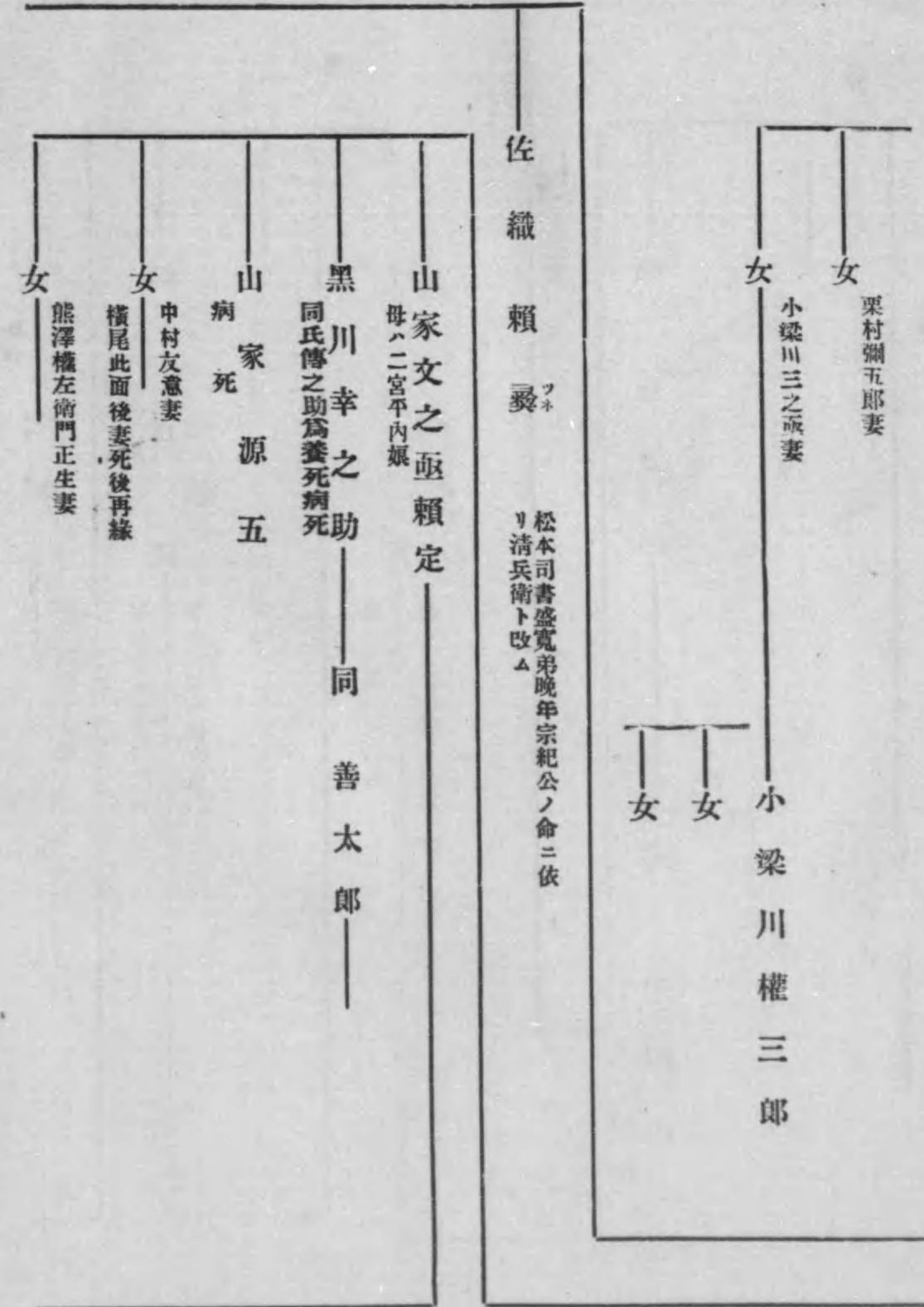
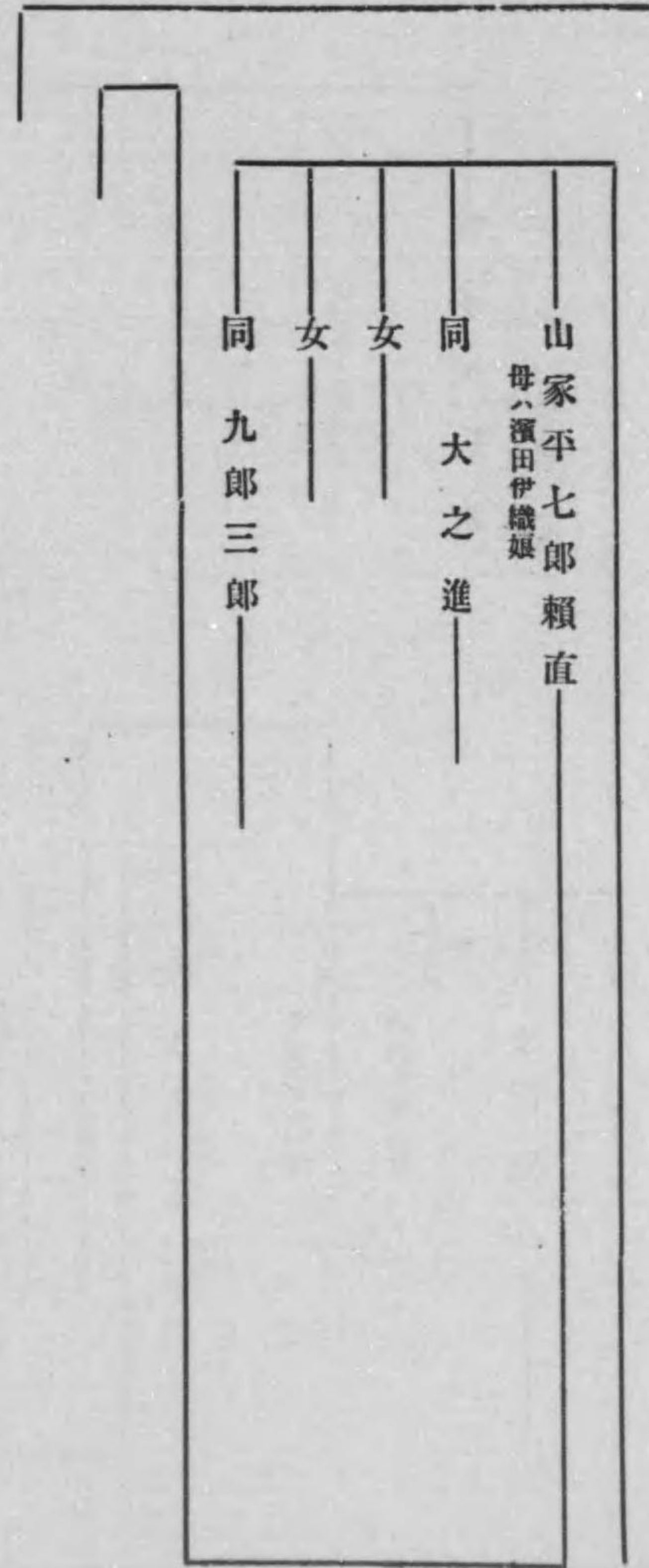
頼 堅

右平三郎儀豫州工被進候其節被仰渡候ハ山家平三郎儀此度
遠江守様へ被附進候貳拾人扶持被下置候間江戸表工仕廻次第可罷登候右之通於仙臺大町監物以被仰
渡候亦
遠州様ニテ被仰渡候ハ山家平三郎儀此度被召出候譯者山家之名跡御家中絶ニ付
屋形様工被仰上御貫被遊候去年於仙臺渡仰渡候通御扶持方貳拾人分被仰下虎之間給仕格ニ被仰付先
御當地ニ被置候右之通相心得相勤可申旨被仰付御書付被相渡候其節平三郎兄喜兵衛儀江戸詰合也

三 同 清 左 衛 門

豫州御下中也





舊記中諸士の分限帳を録すること多し、一々之れを擧ぐるは繁に堪へず、又多く其要を見ず、今特に秀宗の代に於けるものを左記す（鶴鳴餘韻に據る）、而して後に掲ぐる文政十三年のものは編者の有するもの、内最新のものに属す

慶長八年政宗の選によりて秀宗の家臣と定めたるもの

内崎 越後 栗野 豊後 草刈 縫殿助 富田 肥前 鯨岡 雅樂助
同 主膳 古田喜左衛門 大石 備後 二宮次右衛門 加川助左衛門
飯淵馬之介 黒澤與左衛門 鈴木源兵衛 富田 主計 朽木 大學

同年以後漸次附加したる家臣（此の中には井伊家より入りたるものありと云ふ）

須田 隼人 舞柳 主馬 小關 采女 宍戸彌左衛門 鈴木 内記
大和田仁平治 甲斐 織部 高橋九右衛門 神尾 勘解由 白石與右衛門
飯淵 長藏 伊藤 典膳 鈴木 右京 高橋 左源太 遠藤太左衛門
鈴木 治兵衛 大内 七九郎 諏訪 八十郎 安藤所左衛門 柳田新左衛門
飯淵 才三 安代新三郎 佐藤 小吉 船山 惣吾 星加 平治
佐々木半三郎 柿島 茂兵衛 櫻田山三郎 赤井平左衛門
元和元年正月、更に政宗より秀宗に附けたるもの、之れを五十七騎と稱し格別の家柄とせり
千五百石 志賀右衛門 千石 山崎 隱岐 千九百石 櫻田 玄蕃

千石 尾川 肥前 三百石 柳澤 備前 二百五十石 秋保 對馬
有加部 因幡 二百五十石 桑島 將監 三百石 永沼 民部
通谷庄右衛門 三百石 生駒 兵庫 大多和 右馬助
三百石 堀池左太夫 二百石 佐瀬 傳右衛門 二百石 豊間 源七郎
百八十石 船山 刑部 二百石 葛西 左馬之助 八百石 渡瀬 太郎兵衛
狩野 久四郎 守屋 惣七 二百五十石 大童 彌市
二百石 鶴田清九郎 三百石 長沼 惣五郎 二百石 大和田 茂左衛門
二百石 堀江 越中 二百五十石 野間 吉左衛門 五百石 川越 三郎右衛門
二百石 河原吉右衛門 二百石 荒川 五平治 二百石 後藤 喜太郎
二百石 片倉 采女 二百五十石 舞柳 對馬 二百石 村岡 監物
松木 掃部 國安太郎左衛門 二百石 小關 宮内
二百石 峯 金三郎 二百石 井上 五助 二百石 大津 左吉
二百石 今泉長三郎 二百石 遠藤 善右衛門 三百石 鬼生 田内記
二百石 櫻田 久左衛門 二百石 常葉 信濃 三百石 田勢 助八郎
二百石 小梁川 十藏 三百石 山内 久右衛門 三百石 和田 源太夫

七百石 久徳兵庫 九尾九平治 三百石 小間木主膳
 朽木大學 八百石 三浦半左衛門 二百石 富澤新左衛門
 三百石 清水茂衛門 五百石 鹽谷甚左衛門 増川叢岐
 三百石 原田三郎右衛門 大原小左衛門

(右の人名諸書異同あり且人員も五十七名に餘れりこ) 雖も其儘採録す

同時於大阪御附並御召抱の衆

元和元年於大坂柳生但馬守殿 元和元年於大坂山家清兵衛
 御肝煮ニテ二百石ニ被召抱 肝煮ヲ以テ御小性被召抱
 大江六左衛門 松 下 求 馬
 元和元年於大坂本多佐渡守殿 本國大和元和元年柳生但馬守殿
 御肝煮ヲ以テ被召抱三百石被下置 御肝煮被召抱三百石被下
 松岡彦右衛門 朝倉内藏之助

同時政宗より内崎越後代として左の通附く、五十七騎の外なり

千石 山家清兵衛

又同年二月、宇和島に入るに付御船頭衆召抱左の通

富田信濃守浪人山家清兵衛ヨリ申通シ宇和島ヨリ 本國阿波於大坂御船頭被召出
 水主ヲ召連テ登リ於尼ヶ崎御目見御召船頭被仰付 宗田藤左衛門
 木 瀬 六 之 進

本國讃岐於大坂船頭被召出粟野豊前
 ナ以テ御禮申上

宮本惣右衛門

元備前中納言殿浪人元和元年六月朔
 左衛門申次ヲ以テ御船頭被召出

前田善左衛門

福島左衛門大夫殿浪人元和元年於尼
 ヶ崎御船頭被召出

野村源太郎

井伊家ヨリ御附人部御供

志村權左衛門

同時中の間にて供をなしたるもの左の通

武田源左衛門 田手奎之助 松枝半治 梅林半右衛門 山村伊兵衛
 矢島分九郎 伊藤加兵衛 加藤金藏 猪股佐兵衛
 而して櫻田玄蕃寄騎の侍左の通
 草野帶刀 岡七郎兵衛 片岡傳兵衛 木村兵左衛門 里見左兵衛
 稻垣長左衛門

同二月廿八日、宇和島に向ひ京都を發するに臨み更に政宗は道中の供として重臣茂庭石見綱元

本國讃岐池田武藏守殿浪人元和元年
 山家清兵衛申次ヲ以テ御船頭被召出

矢野關太夫

富田信濃守殿浪人於尼ヶ崎御船頭被
 召出

村田藤右衛門

本國豐後元和元年粟野豊後申次ニテ
 御船頭被召出

高月小左衛門

並に御銃砲奉行荒井左京盛範、關勘兵衛重頼、御鏡奉行黒澤久七常通其他馬上二十一騎を遣はす左の如し

- 今村 内職允 鹽谷甚左衛門 内馬場新右衛門 川島 清作 金森 主水
- 伊藤 理藏 清水 茂兵衛 矢部理右衛門 山崎勘右衛門 布施 正六
- 鹽谷 總十郎 石田 源兵衛 松坂 源藏 上原次右衛門 南 茂左衛門
- 支倉 助次郎 中村源太左門 富田 又三郎 鈴木 孫四郎 青木半右衛門
- 猪野 下野

同年夏桑折左衛門、秀宗の補佐として入國其他入國者及新に召抱られたるもの左の如し
御一門秀宗御後見知行 七千石 桑折左衛門殿

- 朽木 大學 三浦半左衛門 富澤新左衛門 神主 玄蕃 清水 茂兵衛
- 鹽谷甚左衛門 柳澤 備前 尾川 采女 今泉 外記 片岡 丹後
- 朽木 肥後 淺井 數馬 駒木根伊藏 小梁川 式部
- 木下淡路守浪人間宮綱五郎肝煮ヲ以被召出五百石被下置 古 谷 九太夫
- 富田信濃守浪人元和元年被召出四百石被下置 梶 田 權兵衛
- 本多中務殿浪人元和元年被召出二百石被下置 田 中 傳 右衛門
- 關長門守殿浪人柳生但馬殿肝煮ヲ以テ元和元年被召出 戸 田 藤 右衛門

元和五年に於ける諸士分限帳 (此外にも洩れたるものあるべし爰には分明せる分のみ掲ぐとあり)

- 七千石 桑折左衛門 千九百石 櫻 田 玄蕃 千石 山崎 式部
- 千五百石 志賀右衛門 千石 山家清兵衛 千石 尾川 肥前
- 八百石 渡瀬 太郎兵衛 八百石 三浦半左衛門 七百石 久德 兵庫
- 五百石 粟野 勝右衛門 五百石 鹽 谷 内 匠 五百石 川越 二郎八
- 四百石 大 猶 理 庵 四百石 梶 田 權 兵 衛 四百石 大 江 六 左 衛 門
- 三百石 山内久右衛門 三百石 原 田 内 膳 三百石 柳 澤 備 前
- 三百石 大石忠兵衛 三百石 佐 藤 隼 見 三百石 眞 柳 主 馬
- 三百石 飯 淵 主 馬 三百石 神 尾 勘 解 由 三百石 今 井 馬 之 助
- 三百石 朝倉六兵衛 三百石 堀 池 左 太 夫 三百石 松 宮 主 膳
- 三百石 和田源太夫 三百石 駒 木 根 伊 藏 三百石 生 駒 數 馬
- 三百石 二坂藤左衛門 三百石 草 刈 茂 右 衛 門 三百石 林 勘 兵 衛
- 三百石 小 關 長 門 二百石 岡 重 太 郎 三百石 涼 菴
- 二百五十石 忠 菴 二百石 葛 西 三 九 郎 二百石 赤 井 平 左 衛 門

二百石 甲斐織部	二百石 安代佐五郎	二百石 増川小七郎
二百石 柿島茂兵衛	二百石 志村權左衛門	二百石 朽木大學
四百石 宍戸彌左衛門	二百石 二宮治右衛門	二百石 井上五助
二百石 光天	二百石 松木肥後	二百石 鬼生十主計
二百石 大内覺右衛門	二百石 太田藏人	二百石 鈴木治兵衛
三百石 金田壹岐	二百石 鈴木勘兵衛	二百石 鈴木衛士
二百石 黒澤與左衛門	二百石 桑島主女	二百石 豊間源七
二百石 脇屋少右衛門	二百石 村田德千代	二百石 遠藤太左衛門
二百石 大澤右近	二百石 白石久三郎	二百石 小關宮内
二百石 常葉信濃	二百石 郷六久三郎	二百石 小梁川庄七
二百石 佐瀬傳右衛門	二百石 國安十太夫	二百石 永沼四郎兵衛
二百石 有壁因幡	二百石 荒川五兵衛	二百石 安藤所左衛門
二百石 高橋九右衛門	二百石 富澤新左衛門	二百石 遠藤善左衛門
二百石 櫻田久左衛門	三百石 野間甚太郎	二百石 富田主膳
三百石 堀江越中	二百石 後藤三郎右衛門	二百石 今泉伊右衛門

二百石 大石備後	二百石 秋保丹治	二百石 鈴木左京
二百石 峯左近	二百石 富澤久次郎	三百石 清水茂兵衛
二百石 川原吉左衛門	二百石 田川十左衛門	二百石 荒川治兵衛
二百石 矢野半右衛門	二百石 中川左馬之助	二百石 片倉貞次郎
二百石 眞川對馬	二百石 富田權四郎	二百石 佐々木求馬
百三十石 船山庄左衛門	百七十石 柳田三平	百七十石 佐藤勝六
百三十石 鯨岡源藏	百石 後藤源藏	百五十石 可川徳松
百七十石 船山權之助	百七十石 諏訪主水	百七十石 齋藤藏人
百七十石 柳田新左衛門	百石 原田縫殿	百七十石 櫻田喜膳
百八十石 鈴木梅松		

右の外御扶持切米の衆は不記之

御横目衆

七人分十石 梅澤八左衛門	同	原田覺左衛門	同	田手李之助
七人分十石 安藤十左衛門	同	大塚和作		

入國後此の時迄に追て抱入れたる諸士

元和三年被 伊藤 九左衛門 元和四年被 宮川 金右衛門 元和五年被 多澤 宇右衛門
 元和二年被 三瀬 長右衛門 元和二年被 永井 采女 元和三年被 三宅 三之允
 元和三年被 角田 彌左衛門 元和六年被 大森 忠左衛門 元和七年被 中垣 猪兵衛

左の面々も亦御扶持切米にて抱へらる

本國備後元和三年中ノ間 藤井 七右衛門
 富田家浪人元和二年中ノ間 松田 與八左衛門
 元和七年仙台ヨリ被召出 黒澤 五郎兵衛
 本國長門元和三年百五十石被召出 内藤 三右衛門
 元和二年被召出 瀧波 善右衛門
 元和元年御料理方ニ被召出 有岡 甚左衛門
 富田家浪人御鷹方ニ被召出 小川 善右衛門
 元和元年御鷹匠被召出 宮部 勘五郎

之れより後寛永二十年迄に召抱へられたる家臣左の如し

本國大和高取寛永十九年 松田 六郎兵衛
 被召出二百石被下置
 本國武藏江戸十二才ニテ 大關 勇之允
 被召出二百石被下置
 元古田織部殿浪人寛永六
 年被召出二百石被下置 加幡 善兵衛
 元富田信濃守浪人寛永三
 年被召出 梶田 又兵衛

本國武藏江戸十二才ニテ 加藤 市左衛門
 被召出二百石被下置
 本國備後寛永十二年於京 尾田 又左衛門
 都被召出
 寛永九年被召出三百石被 味木 十郎左衛門
 下置
 寛永十七年奥小姓ニ被召 今橋 猪兵衛
 出
 本國宇和島寛永三年被召 小野 寺 兵太夫
 出二百五十石
 脇坂中務殿浪人寛永十五 曾 原 清左衛門
 年被召出
 松平宮内殿浪人寛永五年 高月 半左衛門
 十二才ニテ被召出二百石
 被下置
 最上出羽守殿浪人寛永五 里 見 才兵衛
 年被召出
 寛永十一年六月彌左衛門 荒木 八郎右衛門
 取次ヲ以被召出三百石被下置
 寛永十年江戸ニテ被召出 上田 九左衛門
 三百石被下置
 寛永二十年宗時様御所望 佐藤 孫助
 ニテ仙台ヨリ御賞御鷹匠
 被仰付
 堀丹後守殿浪人寛永五年 山田 七右衛門
 被下置
 大小姓ニ被召出百五十石
 鳥井右京殿浪人寛永十五 戸田 重次郎
 年御小姓被召出御仕著
 寛永十三年被召出百五十 岡谷 又右衛門
 石被下置
 寛永十六年御近習被召出 服部 安右衛門

本國土佐元和二年中ノ間 德 弘 五兵衛
 被召出
 元和五年中ノ間被召出 竹井 左馬之允
 元和三年御徒御算用方被 古田 與右衛門
 召出
 政宗公御意ニテ元和三年 山内 八左衛門
 被召出二百石被下置
 本國美濃元和三年野村組 林 七郎兵衛
 御本陣御名之御尋有之同
 六年御料理方被召出 須藤 三郎右衛門
 元和二年仙台ヨリ被召出
 元和元年御鷹匠被召出 宮部 勘五郎

松平下總守浪人寛永十二 勅使河原與一右衛門
 年被召出
 毛利攝津守殿浪人寛永九 梶田 市郎左衛門
 年被召出
 京極若狭守浪人被召出二 中井 九郎左衛門
 百石被下置
 本國宇和島寛永十三年被 中川 忠兵衛
 召出
 本國甲斐寛永十九年御小 岡谷 兵太夫
 性被召出
 鳥井右京殿浪人寛永十五 國安 太郎左衛門
 年被召出
 米津清右衛門殿浪人寛永 金 原 彌右衛門
 五年被召出
 土居大炊殿浪人寛永十三 里 見 與五左衛門
 年六月彌左衛門御取次ヲ 以被召出
 寛永三年御小姓ニ被召出 安藤 七兵衛
 寛永十年被召出御合力米 原 權 平
 百五十石被下置
 堀尾山城守殿浪人寛永十 梶 原 久助
 年元泉庄大夫取次ヲ以被 召出
 寛永十五年仙台ヨリ御所 日 野 彌左衛門
 望ニヨリ被召出
 寛永十一年御近習ニ被召 久 德 七兵衛
 出
 寛永二年被召出二百石被 丸 山 道意
 下置
 御前様局ノ養子ニ被召出 萩 原 仁左衛門

寬永九年於伏見被召出二百石被下置
 本國長門江戸ヨリ被召出
 寬永九年
 本國京都寬永六年被召出
 本國宇和島寬永五年被召出
 本國京都寬永十九年被召出
 本國宇和島寬永十六年被召出
 本國宇和島寬永九年被召出
 本國信濃寬永六年被召出
 二百石被下置
 寬永七年被召出三百石被下置
 本國宇和島寬永七年被召出三百石被下置
 本國土佐
 寬永十八年被召出二百石被下置
 福島左衛門大夫殿派人寬永三年中ノ間被召出
 本國紀州寬永九年ノ間被召出
 寬永十三年御詰間被召出

山田 見益
 吉見 玄良
 大石 春伯
 小波 新九郎
 山本 金太夫
 三輪 清助
 宮崎 左吉
 仁科 仁右衛門
 橫山 勝左衛門
 檜垣 助三郎
 松末 奎兵衛
 上田 一角
 小木 藤右衛門
 杉山 孫兵衛
 吉田 作左衛門

於京都被召出
 寬永十四年被召出二百石被下置
 寬永五年被召出
 本國宇和島寬永六年被召出
 本國京都變長十九年於京都御合力米被下寬永三年三石被召出
 本國周防守殿派人寬永八年被召出
 寬永十七年須田半人取次ヲ以被召出
 本國山城寬永三年被召出二百石被下置
 本國美作寬永七年被召出二百石被下置
 仙台へ御所望ニテ罷越三百石被下置
 元和十年被召出四百石被下置
 元和年中被召出御徒ノ間ニ被仰付
 寬永七年中ノ間被召出
 寬永十八年中ノ間被召出
 本國仙台寬永十四年中ノ間被召出

丸尾 清庵
 常山 爲三
 惣村 下庵
 淺野 長兵衛
 稻井 仲庵
 松宮 吉兵衛
 三浦 瀨兵衛
 渡邊 助太夫
 梶谷 林藏
 淺野 洞庵
 岡田 新之允
 告森 二九藏
 宮崎 九左衛門
 永井 理左衛門
 武田 仁右衛門

寬永四年中ノ間被召出
 數代派人寬永十六年中ノ間被召出
 本國會津伊勢津ニヨリ寬永十六年中間被召出
 寬永年中中間被召出
 同二十年ノ間被召出
 同三年被召出
 同六年被召出
 同十四年召出
 同十年御算用方
 同十四年御算用方
 同十八年御算用方
 同二十年算用方
 本國加州寬永二十年被召出
 富田信邊守殿派人御鷹匠被召出
 寬永二年御鷹匠被召出

小關 利右衛門
 法花津 茂右衛門
 井上 次郎兵衛
 小川 又兵衛
 沼田 源六
 川口 藤左衛門
 木村 傳兵衛
 齋 小左衛門
 吉田 三郎兵衛
 岩木 勘之允
 辻 理左衛門
 山村 五左衛門
 堀江 平兵衛
 關 九郎兵衛
 池田 新兵衛

本國美作寬永十四年中ノ間被召出
 稻葉淡路守殿派人寬永十六年中ノ間被召出
 仙台へ御所望ニテ被相付
 寬永十四年御小姓被召出
 同五年被召出
 同八年被召出
 同年被召出
 同年被召出
 寬永十四年算御用方被召出
 同年被召出
 同年被召出
 松平因幡守殿派人寬永十八年虎間被召出
 寬永十二年被召出
 同六年御鷹匠被召出
 同十五年依御所望仙台罷

今橋 久藏
 村田 彦之進
 東海林九郎左衛門
 今泉 加兵衛
 中村 平太夫
 大澤 嘉左衛門
 西田 平右衛門
 岡 正右衛門
 藤好 市右衛門
 北川 勘平
 山木 吉左衛門
 幕內 左馬之允
 川口 金右衛門
 安達 甚治

御部屋住ヨリ被召出 鈴木 甚九郎
土州浪人寛永十八年御鷹匠ニ被召出
 土州寛永年中ノ間被召出 森田 十文左衛門
寛永九年御台所方被召出
 寛永十一年御茶道被召出 休加 同
長圓
 而して左に掲ぐるは後の七騎と稱し、由緒ある家柄とし待遇亦之れに稱へりと傳ふるものなり

寛永二十年仙臺御普代ノ侍御所望ニ相成被相附候 大内 源左工門
知行三百石被下置
 右同斷 三百石 小島 左馬之允
同斷 三百石 松本 作左衛門
 右同斷 三百石 上野彌治右工門
右同斷 三百石 寺坂 吉之助
 右同斷 三百石 橋本 甚左工門
右同斷 三百石 原田 左太夫
 慶安三年に至り人備大概終れりて諸士組分等を定めたり其内に左記あり (左記は總て原文のまゝとす)

櫻田 玄 蕃組

千石 桑折 左工門殿 千石 二宮 久右工門 四百石 岡 内膳
 三百石 小關 長門 三百石 豊間 是兵衛 三百石 鬼生田惣右工門
 三百石 遠藤 太左工門 三百石 久徳彌四郎 三百石 松岡彦右工門

三百石 中井九郎左工門 二百五十石 加藤 市右工門 二百五十石 櫻田 半左工門
 二百石 高橋 左太夫 二百石 大關 源右工門 二百石 松木 五左工門
 二百石 遠藤 善左工門 二百石 永田 十左工門 二百石 志村 權左工門
 二百石 飯淵 喜左工門 二百石 梶田 又兵衛 二百石 朝倉 所左工門
 二百石 淺見 覺兵衛 二百石 金原 孫左工門 二百石 上野 彌次右工門
 三百石 小島 左馬之助 百八十石 中川 喜太夫 百八十石 三浦 太兵衛
 百五十石 沼野 孫之允 百五十石 壹岐 内藏之助

〆三十三人知行高 九千三百二十石

御物頭衆

御旗十本預り 永沼 四郎兵衛 御槍二十預 安藤 六郎左工門
 御槍二十預 大童 勝左工門 御槍二十預 脇 谷 治兵衛
 御鐵砲二十預 今泉 與惣右工門 御鐵砲二十預 梶 田 權兵衛
 御鐵砲二十預 鈴木 源太夫 御鐵砲二十預 大内 源左工門
 御砲鐵二十預 中川 清右工門 御鐵砲二十預 大内 源左工門

〆九人知行高

無足衆

五人分	中川市兵衛	六人分	今井權左工門	八人分	武田左次右工門
二十五分	山本次郎右工門	十五分	今泉奎右工門	十五分	廣瀬惣工門
十五分	山本金太夫	八分	戸田又三郎	十五分	宍戸善太夫
十五分	栗野忠太夫	七人分	村岡惣右工門	十五分	伊藤五左工門
七人分	八島分九郎	五人分	太田五左工門	十四人分	自々須勘九郎
五人分	小野源五右工門	四人分	草羽九左工門	十四人分	堀江久四郎
八人分	山神七郎兵衛	四人分	佐藤作内	五人分	守岡五郎助
四人分	梅津仁左工門	五人分	加藤金藏		

二十四人 以上六十九人

尾川孫左工門組

千三百石	井上五郎兵衛	八百石	清水勘左工門	四百石	戸田三太夫
三百石	山内久右工門	三百石	和田源太夫	三百石	志賀喜兵衛
三百石	櫻田半左工門	三百石	中島次郎兵衛	三百石	吉見長左工門
三百石	永沼惣七郎	二百石	加幡五兵衛	二百石	中川忠兵衛

御物頭衆

三十五人 知行高九千六百九十石

御旗	十本預リ	二十石分	鬼生田主計	御鎗	二十預リ	二百五十石	堀江四郎左工門
御鎗	二十預リ	三百石	大和田五郎左工門	御鐵砲	二十預リ	二百五十石	松下求馬
御鐵砲	二十預リ	三百石	網代清左工門	御鐵砲	二十預リ	三百石	鶴田九郎兵衛
御鐵砲	二十預リ	二百石	檜垣助三郎	御鐵砲	二十預リ	三百石	赤座半兵衛
御鐵砲	二十預リ	二百石	五島勘兵衛				

二百石	鈴木藤右工門	二百石	鈴木源兵衛	二百石	伊藤九左工門
二百石	荒木七兵衛	二百石	高月半左工門	二百石	本莊治郎右工門
二百石	小關善左工門	二百石	片岡喜左工門	二百石	里見兵右工門
二百石	中邑藤兵衛	二百石	富澤治兵衛	二百石	佐藤安兵衛
二百石	松岡理之助	二百石	中村兵右工門	三百石	松本作左工門
二百石	尾田又左工門	二百石	星仲右工門	百八十石	柳田新左工門
百八十石	船山權之允	百五十石	船山治右工門	百五十石	常葉七左工門
三百三十石	木田孫石工門				

無足衆
九人知行高

五人分	中川淺右工門	三人分	今泉嘉兵衛	五人分	片岡與一郎
二十人分	片岡甚左工門	二十人分	上田九郎左工門	四人分	川原與惣兵衛
五人分	信崎權之允	二十人分	松板利左工門	六人分	德弘五兵衛
五人分	松末重次郎	六人分	齋藤助太夫	四人分	木坂彌左工門
十四人分	渡部岡右工門	六人分	井上次郎右工門	七人分	田代彌左工門
六人分	松田兵右工門	百五十石	田中傳右工門	四人分	武田源左工門
十六人分	原田覺右工門	二十人分	小倉七右工門		

廿四人 以上六十八人

右尾川孫左工門預リ

外ニ尾川孫左工門預在浦常番之衆

佐田	四人分七石	武田七郎右工門	三机	四人分五石	田代勝右工門	野田	四人分五石	梶谷儀右工門
野田	四人分五石	須藤半右工門	小山	四人分十石	山邑伊兵衛	深浦	五人分十五石	中川五郎左工門

御旗本

朝倉六兵衛組

五百石	甲斐織部	三百石	西野四郎右工門	三百石	中島清五郎
三百石	恒川儀左工門	二百石	田手左七郎	二百石	武田三九郎
二百石	松岡吉兵衛	二百石	安藤七郎兵衛	二百石	三輪清助
二百石	仁科甚右工門	二百石	高橋齋三郎	二百石	桑島申三郎
二百石	大山市太郎	二百石	今橋長九郎	二百石	大森忠左工門
二百石	横山惣右工門	二百石	五島勘之允	二百石	安田吉右工門
三百石	安藤義太夫	二百石	飯淵助左工門		

二十五人 知行高四千七百石

穴戸彌左工門組 須田彦右工門兩人支配

三百石	服部庄兵衛	三百石	柳澤左兵衛	二百石	眞柳勘兵衛
二百石	郷六重左工門	二百石	三瀬長右工門	二百石	青木勘左工門

二百石 永井 采女
二百石 中野 内藏之助
二百石 荒木八郎左工門
二百石 富澤 宇右工門
三百石 大内 長吉
百五十石 里見才兵衛
二百石 三宅 次郎九郎
二百石 柳澤 清次郎
百五十石 櫻田 小右工門

御使番衆

〆十五人 知行高三千三百石
三百石 松田市郎兵衛
二百石 寺坂權之助
二百石 服部 安右工門
二百石 諏訪 主水

〆四人 知行高九百石

三百石 桑折 百助
二百石 小波 梅松
二百石 武田 三郎兵衛
二百石 荒川 五平三
百石 原田三郎右工門
五百石 山崎 式部
二百石 富永 間齋
三百石 葛西 九重郎
二百石 渡部 清五郎
百石 富田 彌治平
二百石 小梁川 内記
二百石 中垣庄 兵衛
二百石 原田 久米之助
五百石 網代 新三郎

御役人衆

三百石 山内 八左工門
三百石 船山 分六
二百石 井上 治兵衛

二百石 新田 小左衛門
二百石 宮田 金右衛門
〆九人 知行高千八百八十石 以上人數四十八
二百石 黑澤 作左衛門
百五十石 岡 甚右衛門
百三十石 鯨岡 三郎右衛門
二百石 佐藤 吉兵衛

右之外書付ニ不載者ハ老中ヨリ指引可在之事

御醫師衆

三百石 九山 道意
三百石 富澤 玄晟
二百石 吉見 玄良
三百石 山田 見齋
三百石 久代 丹郎
二百石 常山 爲山
三百石 淺野 洞庵
二百石 稻井 仲庵
六人分五石 大森 壽開

三人分五石 鈴木 玄碩
〆十一人 知行高二千三百石ト二十人分三十石

江戸御留守居衆

七百石 神尾 勘解田
二百石 小塚 清左衛門
五百石 宮崎 八郎兵衛
二百石 公儀人 高橋 新十郎
四百石 加幡 善兵衛
二百石 矢野 平右衛門
大阪在勤 國安 太郎左衛門

左京亮様御附
 三百石 古谷九太夫
 二百石 岩口喜左衛門
 三百石 味木半兵衛
 望月八郎左衛門
 百五十石 日野彌右衛門
 二百石 木崎伊右衛門
 二百石 萩原彦兵衛
 二百石 梶谷市郎左衛門
 百石 佐藤孫助
 三百石 小原三左衛門
 五百石 岡野又左衛門
 中川長七
 高間八太夫

而して更に寛永二十年迄に抱へたるものもの左の如し

本國近江甲賀松平石見守殿派
 入正保二年被召出御合力米百
 俵被下
 正保元年被召出
 慶安四年江戸ニテ御小性ニ被
 召出
 本國宇和島正保四年被召出
 堀尾山城守浪人正保四年被召
 出御合力米百五十俵被下其後
 二百五十石被下
 鳥井土佐守浪人慶安三年被召
 出
 正保二年御算用方被召出
 望月八郎左衛門
 遠藤八左衛門
 片倉十次郎
 志賀助五郎
 高間八太夫
 田口三右衛門
 山口三之丞
 本國備後正保元年江戸ニテ被
 召出
 大内源右衛門跡無之ニ付仙台
 ヨリ御所望ニヨリテ御買相成
 二百石被下
 本國宇和島慶安二年奥小性被
 召出
 本國美作慶安元年被召出二百
 石被下置
 正保元年御馬乗ニ被召出
 正保三年御算用方被召出
 正保二年御算用方被召出
 伊藤與左衛門
 大内萬右衛門
 五島三十郎
 淺尾十郎兵衛
 大場新右衛門
 井關喜兵衛
 佐々彌兵衛

正保二年御算用方被召出 佐藤與太郎
 正保三年御算用方被召出 切岡仁助
 慶安四年御算用方被召出 甲斐左平太
 正保二年御算用方被召出 芝 惣兵衛
 桑山加賀守浪人正保二年御算
 用方被召出 松本太郎兵衛

而して明暦元年八月幕府の許可を得て宗純に吉田三万石を分地するに當り左の通人分す

戸田 又市 恒川義右衛門 飯淵庄左衛門 尾田又左衛門 五島 齋
 久徳 古平太 中島 平角 甲斐 軍八 朽木 藤太夫 宮崎四郎左衛門
 片岡嘉右衛門 安藤儀太夫 國安十太夫 伊藤伊右衛門 越川 勘平
 永沼四郎兵衛 玉置嘉兵衛 櫻田治右衛門 長谷川治介 金原宅右衛門
 永井隼之助 井上七郎兵衛 萩原仁左衛門 郷六 庄吉 松下 平吾
 鴫田笹右衛門 小島 源兵衛 寺坂權之助 中川惣右衛門 大江喜藤太
 松本傳之丞 金原彌右衛門 久徳造酒右衛門 小川 彌惣太 山上七郎右衛門
 柚田善右衛門 恒松 與兵衛 安達 平藏 鈴木 平四郎 森 源 八
 佐藤長右衛門 小鹿 武助 星名善右衛門 鈴木 斧右衛門 分部淺右衛門
 高月小左衛門 宮本惣右衛門 矢野 覺太夫
 以上四十九人

井上五郎兵衛	尾川孫左衛門	朝倉六兵衛	山口了澤	曾原次右衛門
岡谷猪之松	國安太郎左衛門	眞柳勘兵衛	加幡五兵衛	朝倉所左衛門
高橋兵太夫	志村權左衛門	中川長七	甲斐孫之允	櫻田半左衛門
佐瀬安兵衛	岩口勘之允	玉置甚左衛門	勅使河原與一右衛門	林部善太夫
今橋猪兵衛	里見與五右衛門	松宮吉兵衛	遠藤忠四郎	柿崎務右衛門
津田十郎左衛門	淺見藤左衛門	服部卯右衛門	木村安右衛門	安藤七兵衛
鳥井宗玄	片岡休宅	大森壽閑	久徳七兵衛	齋藤助太夫
山口權之允	三浦瀬兵衛	國安奎兵衛	鯨岡市太郎	松岡右衛門
市橋十左衛門	井上次郎右衛門	山本吉左衛門	山本金太夫	上月唯右衛門
梁瀬半太夫	遠藤九八郎	五島三十郎	櫻田助十郎	須藤茂太夫
月岡半平	日野彌右衛門	大塲嘉右衛門	堀江平兵衛	宮部甚之助
中村覺兵衛	安達儀右衛門	村井文之亟	野村彌兵衛	田中徳右衛門
芳賀徳之允	千葉甚之亟			

以上六十五人

其 二 宗 利

秀宗卒するに先つこと一年、明暦三年封を襲ぐ、
 沖の島、姫島、篠山の境界問題に關して土州藩との間に紛議ありしが宗利襲封の翌々年幕府の
 裁許によりて事解決したるは既に記したる所なり。
 藩の内外政諸般の事概ね其基を前代の施設に得たりと雖、未だ整備せられざるもの多く、其大
 概は主として宗利の代に於て整へられたるが如し、之れを編者の有する零碎なる資料に案する
 も内外細大の規定、據りて以て後世の準とすべきもの甚だ多し、其主なるものゝみを擧ぐるも
 尙左の如きを見る、

御藏奉行定	(万治元年十二月)	御疊奉行定	(全 上)
御台所定	(全 上)	小物成定	(萬治四年正月)
山畑定	(万治四年定)	賣材木代の定	(全 上)
元締衆定	(寛文二年十月)	御馬賄方引付	(全年十二月)
御家中給知百石分	(全年十月)	御郡御浦奉行並代官心得	(寛文三年三月)
御作事定	(寛文三年)	御金奉行	(寛文三年二月)
御買方	(全年全月)	江戸御馬屋御賄方定	(全四年三月)

- 御手入割方 (寛文五年三月) 家臣に關する諸雜費支出覺 (寛文六年三月)
- 雜税に關する定 (寛文九、十、十一、十二年に涉る) 鍛冶役 (寛文九年正月)
- 山役定 (寛文十一年九月) 關所奉行引付 (寛文十二年十月)
- 山方一分定 (全年?) 御舟手定 (延寶二年十二月)
- 京都御屋敷定 (延寶三年) 御林木奉行 (寛文十三年九月)
- 江戸御金方、御買方、御作事等(何れも延寶三年十月) 御船使用賃金等定 (延寶五年)
- 御山竹方定 (延寶五年六月) 御兵具方定 (延寶五年)
- 江戸御兵具方定 (延寶六年六月) 大阪定引付 (延寶八年七月)
- 御郡奉行御浦奉行並代官 (天和二年及三年)

萬治、寛文、延寶、天和、貞享の年間は宗利の代に屬す而して此の年間に於て定められたる諸規程は多く後代の準となす所のものたるなり。

寛文二年九串城修築の願幕府より許可せらるゝや同四年松根市郎右衛門を總奉行とし古谷九太夫を副奉行として修造に着手し城山及丸の内の諸設備の完成を急ぎ同十一年に至る迄年を關すること八、尋で寛文十年、濱屋敷の築地に着手せるが如く、國內甚だ多事にして又他事を顧るの遑なきが如きも、一面に於ては領内所産諸魚の直段を一定して税源を確定したるも此の時

なり、製紙業者を保護奨励すること數度なりしも此の時なり、大風雨害を受けたるを機會とし大に領内の檢地を行ひ(寛文十年より十二年迄中澤忍田の)田畑高持の制を關持の制に改むるの大英斷を下したるも亦此の時なり。其在郷巡視に際して達したる令に曰く、

殿様在郷へ御越被遊時之定

一御假屋之繕餘念入申間敷候尤御家廻り垣等不致して不叶所斗見合庵相に致御材持夫多遣申間敷事

一御假屋は不及申御辨當場當りといふとも百姓之家掃除等之儀爲惣村中可爲致之事

一御供中之宿割之儀産後産前其外大切成病人有之宿は除可申併宿差合有且は病人のために候

間御醫者衆之宿に可申付事

一御定之外御供中へ尤内證にて餘慶之人馬不渡候様に可申附事

一御鷹野御川狩之御供爲下目付御弓御持筒小頭御小人百人與之小頭等其時々申付則此者共

御供之先々にて馬松明之差引可致尤馬御免にて時々渡りし外自分雇之馬も右小頭支配之事

一御鷹野御川狩之先に御歸之節御供衆被乗候馬之儀右小頭に申渡其所之代官並組頭等に其

員數可爲申渡附夜に入御歸之節松明之儀是又下々迄不燈様に可申付事

一御辨當場にて入候薪は先年々之通御役薪に差引候べし附御供衆も其所にて辨當被遣候之分

は御賄新同前に差引可有候御辨當は被召上候共寒氣之節百姓之家へ御入被成御焼火被仰候刻は御供中是又可爲同前尤其所にて薪員數(二字虫喰欠字)見届にて手形を渡置御歸城之節本切手可仕事

一御供之時御後に下り爲自分百姓之家へ入馳走に逢候は、面々相應に心付被致候様に可被申渡事

一在郷御賄屋にて餘慶之村夫不爲詰候様可申附事

一御供之内宿渡り夫人足代り之時薪壹束づゝ其宿へ持參可爲致此外何にても無用之事

右の令の如きは他の一面に於て大に領内の民を愛撫したるの意を伺ふに足る可く更に

來村柿原邊御鷹野出御の節耕作を營む土民共平伏急退仕候、以後不願憚耕作の分は可致旨往

還の土民へ無滞相通候様(延寶二年十月十九日)

この達に至りては一層愛民の意と農業尊重の意とを示したるを見る可し、

天和元年正月廿三日に至り

近來天災打續き不作農民致迷惑候由達御聞未進有之村々へは新古の未進三万石余御赦免、且亦唯今迄無滞村々の儀者、天災同前たりと雖も、畢竟耕作に精入皆濟仕付、納米小役小物成の内三色、五ヶ年御赦免被成下候條、農業彌無油斷相勤候様可申渡旨申渡

の令は頻年兎作打續き藩庫屢々空しき際に於けるものとして是非常の大賑恤と見る可く而して一方城下市郷に達したる數十回の儉約令は一々時勢の漸次奢侈に向ふを警めたるの注意と見る可く、此の一代、記すべきこと決して鮮少なからざるなり。

元祿六年十一月致仕して第三世宗賢に讓る、越へて寶永五年十二月卒す、年七十五宗利又自己修養の上には多大の注意を拂ひたるものゝ如し。

之れを傳記録に按ずるに宗利の時攝津の高僧鐵禪を迎へて大通寺を創立せしめ(此寺維新後廢寺となる)常に延いて禪を修したるを見る大通語録二冊は宗利の編せるものにして鉄禪の語を蒐輯したるものなり仙臺藩主秀宗及忠宗の瑞巖寺雲居和尚に參禪して修養淺からざりしに考ふるも宗利の參禪疑ふ可からず、惜いかな、記録の詳細なるものを得ず這裏の消息を傳ふるの道なし……

【圖】景浦雅桃氏の「伊豫史料の研究」に宇和島城沿革と題して記して曰く

宇和島は舊名を板島と稱し西園寺宣久此所に居りしが西園寺氏勢振はざるに至り天正十五年戸田勝隆茲に封せられ地藏ヶ岳城に治し其臣戸田與左衛門を板島丸串城に置けり、後文祿三年藤堂高虎改めて此の地を領し其一族藤堂良勝をしてこゝに居らしめ、丸串城には佐伯權之助を置きたり

慶長九年に至り高虎川原淵組松丸村の内河後の森の天守閣を今の地に移しぬ今の宇和島城天守閣之れなり云々と。

然るに之れを「不鳴條」信の巻第卅二に見るに慶長九甲辰年川原淵組松丸村の内河後の森の天守を藤堂和泉守殿板島へ被取寄今の月見矢倉に成居る也とあり、所謂月見矢倉と稱するは天守閣の北、三の丸の東南隅（内堀に接す）にありたるものにして三の丸に櫓形矢倉、潮見矢倉、月見矢倉の三ありし其一なり、後に引証するが如く月見矢倉は寛文年中に建築したるものなるが故に或は河後の森の天守閣を一時丸串城の天守閣とし寛文年間には於ては之れを月見櫓とし天守閣は新に築造したるものにはあらざるか（當時幕府との關係は如何なりしかは知らざるも）と想像せらるゝなり、而して此の代に於ては單に天守閣を改築したるのみならず丸の内存する附屬建物等の多くも亦之れを整理したるか如し、之れ等は後に引証する所の如く舊記録（侯爵家所藏）に案するも大概疑なきに似たり（寛永四年八月幕府の隠密の四國七城巡見録中宇和島に屬する分の記事中に現はれたる宇和島城と現宇和島櫻田氏所藏の御城繪圖とを比較考察するも亦此の推定當れるに似たり）之れを寛文六年十月二十八日の記録（修繕中の瓦代米を記録せるもの）に見るに天守閣分平瓦以下四十一種、矢倉分平瓦以下三十八種、塀分平瓦以下十九種、長屋分平瓦以下二十九種を擧げ末文に

右葺手間一人に 米一升二合 賃銀一匁一分五厘

右の通瓦直段相極申候自今以後御瓦被仰付次第差上可申少も相違申上間敷候依て如件

寛文六年霜月廿八日

瓦師 次郎兵衛

水間岡右衛門殿

右瓦之代瓦師を書出しの通可被得其意候以上

未ノ二月廿二日

大内治兵衛
山出岡之允

御作事奉行衆

小原三左衛門書判

とあり、同四年着手以來既に二年、今や瓦を要するの期に達せしものなる可し、尙此の代に於ける記録を探索するに左の如し、以て参考とするに足る可し。

寛文四年二板島丸串城御普請始る奉行松根市郎右衛門、副奉行古谷九太夫

（之より先寛治二年城普請を行ふ二月十一日御手筈初大奉行鈴木忠右衛門、古谷九太夫元締番頭松根市郎右衛門清水勘右衛門勤之御入目五百九十二貫七百目とあるも疑はし）

寛文四年二月十七日しやはこ鑄物師に被聞合候様大阪へ可申遣事

爰元にて瓦焼等も聞合事

寛文六年十一月廿一日||大手御門成就葛石此時出来

寛文七年||榊形御櫓西輪黒門迄壁出来奉行神尾勘解由

寛文九年一月二十五日||月見御櫓今日より根石据る

全 年六月五日||御城方御普請支配山崎式部被仰付

寛文十一年||搦手御門板橋成就

寛文十二年||御庭御普請築地始る

延寶四年||濱御屋敷築地成就御入目高百五十五貫二百目餘

延寶七年三月一日||御城破損総御普請奉行櫻田數馬

貞享四年七月十日||三の丸御作事成就延命寺御祈禱執行

元祿四年九月二十七日||追手土橋搦手板橋修繕の儀願出

其 三 宗 贊

元祿六年宗利退隱の後を継ぎ、正徳元年(即寶永八年)卒するに至る迄十八年なるも、先代宗利退隱して藩に在り、寶永五年十二月卒したるを以て宗利の卒後宗贊の在世僅に二年、而しては治世主として先代に於て定まりたる諸制度の整理にあるが如く未だ以て新に録す可きものを

見ざるが如し

景浦稚桃氏は曰く

宗贊銳意治を計り勤儉を令し衣服は必ず木綿とし歌舞妓芝居の類を停止す、此地方勤儉精勵の美風は宗贊に負ふ所多しと云ふべし

と、後の章、風俗を叙するに當りて、所謂儉約令の如きもの夥多引用したり、右の如きは宗利の世より宗贊の世に涉りて殊に注意を加ふること多かりしを見る、以て参考とす可きなり

其 四 村 年

正徳元年封を襲ぎ享保二十年僅に三十一歳にして卒せりと雖も、性明達慈仁にして良主の資あり、加ふるに輔弼の良臣亦乏しからず、治世僅に二十五年なりしも録して後世に傳ふ可きもの鮮しとせず、其一是植林の奨勵と山林濫伐の禁止なり、其二是享保大饑饉の大賑恤なり、其三是有ゆる方面に施ける善行者の彰表なり、其四是文學奨勵の端を開きしことなり、其五是生産業發達上の注意なり。

想ふに宇和島藩に於ける治世は第五世村候に至りて完成し、稱して中興の英主と云ふと雖も村候をして此の大事を成しさめたるの近因は、之れを村年の時に求めざる可からざるものあり村候植林の奨勵は其文學武術の奨勵と共に特筆す可きもの、而して風俗の醇厚ならんを欲した

るの跡亦最も多く之れを村候の時に見るを得可きも、之等の因となり縁となるもの、主として前代にあり、其詳細は章を更めて之れを記す可けんも享保の賑恤に至つては特に茲に之れを録せざる可からず。

之れを侯爵家の舊記に案するに、享保十三年より十六年に至る迄毎年大風雨あり、田畑の損毛少からず、斯くて享保十七年に至り風雨の害に加ふるに蝗害あり、所謂享保の饑饉に遭遇せるなり、景浦稚桃氏の伊豫史料の研究に曰く。

享保の饑饉は山陽西海四國を通じて甚しかりしものにして、徳川實記享保十八年正月の條、餓死者の數凡十六万九千九百人に及ぶと記せり、而して米價爲に騰貴し、細民路頭に食を乞ふもの參々伍々列をなして至りたり、よつて松山藩は袖乞禁止を命じたれども猶止まざりきと云ふ。云々

斯くて松山藩は之れが救濟策として、米穀を諸村に配付し、別に救助米を附與し、又金を幕府に借り、庶民の負債償却を令し、免税を行ひしも、尙其到らざるあり、領内の餓死者累計四千七百人、牛馬の斃れしもの三千に及びしと云ふ、義農作兵衛の麥蠶を枕として死したるは實に此の間に屬す、翻て我宇和島藩を見るに
享保十五年より全十七年に亘り、左の如き救恤あり。

十五年五月十七日酉十二月より戌四月迄

御城下組、矢野組、保内組、津島組、川原淵組飢食願に付左の通

- 一、飢食總高 一万三千三百七十二人
- 一、大麥二百七石八斗俵に、五百十九俵二斗

内 參百五十九俵二斗御藏より出る

- 百二十俵は代銀八百目出る
- 一、焦米五十四石五斗五升二合五勺俵にして百三十六俵一斗五升二合五勺
- 一、太米九十四石八斗五升五合俵にして二百三十七俵五升五合
- 一、味噌二百一貫目俵にして四石二斗
- 一、赤米七石六斗俵にして十九俵
- 一、小豆七石六斗俵にして十九俵
- 一、大豆七石七斗俵にして十九俵一斗
- 一、銀五貫目
- 一、大麥、焦米、太米合 八百九十三俵七合二勺

翌十六年

一月二十日御庄組八ヶ所、津島組十ヶ所御城下組三ヶ所飢食申出米百俵相下

尙所々度々飢食有之時々不記

二月十二日飢食の儀追々申出候趣に隨ひ飢食被下置男は相應の働も可致女へ麻苧相渡候間

爲冥加うませ候様郡奉行へ申渡

更に翌享保十七年に至り。

二月四日飢食左の通

一、磯崎浦 大麥六十五俵

一、日出松村 大麥四十俵

全月二十日

近家村、山財村、野井村 大麥八十俵

全月廿四日

上畑地村、下畑地村、上横村 大麥六十俵

三月二日

在中大麥 四百俵

四月一日

在中大麥 二百俵

全十日

舌間浦、合田村 大麥二十五俵

之れに加ふるに同年閏五月七日前年風水害の爲に蒙りたる土木工事の費用を計算して

夫數十五万五千七百七十三人

此米千四十四石三斗一升四合二勺余

但一人につき六合七勺三才づゝ

俵にして二千六百十俵三斗一升四合二勺余

とあるあり、創痍未だ癒ゆこに至らざるに早くも五月廿六日より閏五月十二日に至る迄の大風

三度の損毛を見積りたる七月十日の發表に

田畑七百三十六町二反六畝十六歩

此月既に多大なる蝗害を受けつゝありしが、八月十七日に至り。

郷中稻虫夥敷生じ、田方莫大の損にて上下一統の損亡に付、可納石數凡の積訴出候處、過分

の引方御家中御養にも行渡り兼候(中畧)家内人數多數の面々は飯料も不足可申哉、何分取

續候様可致候云々。

と家中に達し。

同月廿六日、幕府へは

私領分伊豫園宇和島嘗秋作虫付皆無之處相殘候處二三分も可有御座哉、追て虫入相増候に就て、收納の節に至り如何可有御座哉難計旨、在所より申越候間、先御届申上候以上。

と届出で。

其翌廿七日に至り

虫付大變に付御鷹、鶉、御飼鳥、御飼鳩、不殘放御鷹犬不殘放候様被仰出候事。

同斷御馬も相減、五六疋に致し候様被仰出候事。

とあるに見る時は一方幕府に對し收納皆無の見込を届出、一方内事を節約して大に救民に力を盡さんの決心をなしたるを察するに足るべし、而して九月廿九日以後更に左の如く賑恤に盡したり。

九月廿九日||山田組八ヶ村に對して九百七十九人分

十月七日(其他)||加茂村、田苗、眞土村、上松葉に對して三百五十二人分

全十二日||板戸村、下松葉に貳百七人分

全廿六日||多田村に千三百六十四人分、山田組に二千二百六十五人分

加茂村、坂戸村に四百三十四人分

全廿九日||郷内村永長村に七百五十四人の賑恤をなし尙

十一月二日(其他)

東多田村糶十三俵 廿五日御城下組粥被炊被下、廿六日全斷(昨日より施行候處始まり相

觸候通粥被下候處凡七百人余有之)

十二月十九日||飢人為御救、施行粥來正中頃迄は被下候段申聞候事。

享保十八年癸丑正月七日の條に「西國四國中國虫付損亡に付飢人有之段達上聞此度之儀大切成人之命に懸候故上にも色々被思召候へ共大分の儀不被為叶御心候然れ共拜借金被仰付損亡之國々御米積廻され候領主の了簡を以て飢人無之様可被致事に付町人百姓に不限相互に救合可申儀之旨其外公儀より被仰出候趣申來る」とあり以て昨年來の飢人多く一般に虫害多かりしを察するに足る。

年末に至りて

郷中御引方左の通

米三万三千百七石三升一合

と稱せり。

翌十八年幕府に對する申告書中に

去秋大變以來御家中御養乏敷家内人數多の者共多分難儀無御心元被思召候處末々に至る迄餓死訴出候もの無之此節迄取續候段御満足被思召候云々

とあるが如く特に記すべき數に達せざりしものと見るべく、士分給與を減じて窮民を救はんと欲して諭達したる文の末に於て

艱難取續き相暮候儀當時之可爲忠誠候

との苦心慘憺たる救恤は茲に其功の現はれたるを見ざるべからず。

同年七月朔日に至り大饑饉の後人心の衰微情弱に陥らんことを恐れ

農業を怠るより來る救恤は之れを許さず牛馬を賣りて食料に供し後日牛馬の料金を得んとす

るものあらば又之れを許さず、庄屋代官等は之れ等要求の正否を判じ農業出精を督勵するを

要す

との意を令したるが如き着々當を得たるものあるを見る可し。

之れより先き村年享保五年六月江戸にあり目付武田邊八郎をして文武奨勵の命を傳へしむ、記録に曰く

（享保五年六月十七日の條に左のことあり。）

御目付武田邊八郎江戸へ被下御意之趣申渡候事。

今度武田邊八郎罷下候付被成下御趣意、先頃御目付大和田五郎右衛門罷越、御在所の安否被遊御尋候處、御家中御靜謐、侍中不絶武藝の心懸も有之旨聞かせられ、一段之義尤と被思召候、御前にても御學文劍術等專御稽古被遊候、別て年若なる面々は文武のはげみ彌以懈怠無之様可申聞由被仰付候間、奉得其意旨、侍中へ可被相達候 以上

六月

老 中

其五 村 侯

村侯は所謂伊達家中興の英主（現鶴島神社は藩祖秀宗、中興の主村侯、維新の功臣宗城を祭神とす）と稱せられたる名藩主にして其治蹟の跡す可きもの殊に多きも茲には鶴鳴餘韻に據りて其一小部分を録するに止まる、其詳細は以下各章各節に於て見るを要す

享保二十年五月廿八日

第四世村年、年三十一にして播磨國加古川驛に卒す、村侯時に年十一、江戸に在りて封を襲ぐ、村年英明の資を以て既に之れが輔導周到なるものあり、夫人玉台院亦賢明の女流なり、能く村年の志を受けて失墜する所なく鐘愛義方兼ね到り師傳を選りて補育を完ふす、加之要路の家臣亦多く忠節を幼主に捧げて到らざる所なきものあり、寛政六年年七十を以て卒するに至る迄當

時三百諸侯中屈指の良主と稱せらるゝに至りし所以偶爾ならざるを知るべし。

此の時代に於ける治世沿革の詳細は章を改めて之れを記すべし、今は先づ年譜及人と爲りを叙せん。

年譜

享保二十年七月廿二日封を襲ぐ。

元文二年十二月十一日元服を加へ其十六日從四位下に叙し大膳太夫に任ず、四年家臣に命じて

歴世用ふる所の舊章に因て歳中恒例の儀式を修し名けて年中行事と云ふ其後附録等の編相續で成る。

寛保三年五月始めて封に就く、此時令して曰く。

定

一、忠孝を專にし義理を守禮儀を正しくし學問を勵武藝を可嗜事

一、諸侍男女ともに行儀正しくし風俗猥に無之様可相嗜事

一、應分限郎從令扶持之並弓鉄炮鎗甲冑馬皆具可嗜之兵具之外不入道具を好私之奢いたすべからざる事

附り貳百石以上馬持申可候且又旅行之節は三百石以上馬可爲率事

一、軍役之節は虎之間以上馬上役たるべき事

一、諸事内證之奢を省不困窮様心掛奉公可相嗜事

一、結徒黨或成誓約或は落書張文博奕或好色にふけり惣而侍不似合之業仕べからざる事

一、喧嘩口論堅可慎之事不依何事令荷擔は其各本人よりたもかるべき事

一、城中其外於詰所萬一喧嘩口論有之節は同間の者可取扱猥に他間より不可寄集若同間之者人少之節は他間之者も可相計之也番人無之席は其所之近輩可計之令油斷は可爲越度事

一、一門中並家老頭人其以下之役人迄勤方不怠無滯相辨私欲々間敷儀は勿論依估最負不可致其役々に付下々不痛様可心掛尤家老頭人其支配頭等申付義に候とも存寄於有之は無遠慮其趣意可申聞之雖然上を輕じ我意を以申募まじき事

附り輕き諸役人迄年始歳暮之外音物堅く不可受用事

一、嫁娶並養子等申合に付て貪たる作法仕べからざる事

附り縁組之義中の間の侍以上之面々私に不可結婚姻願を以て可申合惣而他所より縁邊を結義令停止候若無據子細あらば申出可請差圖仙臺並吉田は制外之事

一、侍は不及申輕き扶持人たりといふとも他領へ參り候節家老支配頭等の不受差圖して相越事一切令停止事

附り領中之男女他領へ出候儀前々之通令制禁候無據子細有之は吟味之上可申付事

- 一、本主之障有之者不可召抱若其子細を不存抱候とも本主より其告あらば召仕べからざる事
- 一、召仕之者科有之追放或は斬罪申付候は、前廉其譯具に頭人支配へ可相達候若其場を不被遁子細候は、以後可相達候非道之仕方於有之は吟味之上曲事可申付事

- 一、國許に於て駕籠乘之事番頭以上差免候儒醫諸出家は可爲制外其外は堅不可乘事

附り目付郡奉行出在之時は格別之事

- 一、屋作之營並音信贈答嫁娶之規式應分限可用儉約事

- 一、衣裳之品誰々によらず拜領之外卷物類不可着尤於國許は兼而定置通愈可相守事

- 一、振舞之事一汁三菜酒三献祝儀等之節共に不可過之但外人會合は一汁五菜たるべし勿論木具臺の物金銀箔之類堅停止の事

- 一、養子之儀同姓並親類の内相應之者を撰若無之に於ては他人といふとも家筋を糺し存生之内可申出事

内可申出事

- 一、實子雖有之相續難成子細あらば前以其旨頭支配迄相達可受差圖事

- 一、不依大身小身幼少の輩親類可致介抱一類無之者は家老頭支配等可取立之候事

- 一、急病にて及末期養子願候共五十歳以下十七歳以上は同姓他姓之親類は勿論他人にても可

許容事

附り願書死後候とも存生之内令判形親類とも無別條存候は、可申出事

- 一、五十歳以上は兼而不致養子病氣附養子願候は、相立間敷候品により可吟味事

- 一、十七歳以下之者の跡目五十歳以下十七歳以上頓死の者の跡目弟有之は可相立之同姓近於親類は減少を以相續可申付事

- 一、七歳以上の子は可爲致目見但し不致目見といふとも其品により跡目相續可申付事

- 一、名跡相續之事其筋目依勤功兄弟は相應可申付其外は其節に至吟味之上可申付事

右之條々今度定之堅可相守也

寛保三年亥 七月九日

延享貳年六月江戸より歸る、其七月始めて毎月三八日を以て儒臣を召し經を説き道を講せしめ諸子及諸臣をして又之れを聴かしむ、遂に以て常となす。

之れより先き比年饑荒領氏窮困、此年秋大に實り民力大に恢復の風あり冬至りて偏く銀を頒つて篤農者を賞す。

延享四年幕命によりて備後の輛津に朝鮮の使節を饗す。

寛延元年師律を選定して行伍の法を明かにし旗號の度を正す、之れより先き既に此の制ありし

も時勢に通せざるものあるに至りしを以てなり、名けて鷹揚録と云ふ、之れより先き領内大に早し民窮し財匱し秋大に庫錢を出して以て民庶を賑救す。

同年始めて學校を建て内徳館と稻す、時々親ら之れに臨み諸臣の講習を聴く、本藩文學の關くる主として其施設に因る。

二年參觀す、此時仙臺侯との間本末の争を生ず、閣老の間に居りて之れを調停するあり因て事解く、村侯時に年二十五、時人其主張を嚴守して敢て人に降らざるの風に驚くと云ふ。

寶曆三年郡奉行に對し治民の心得を論す其文に曰く

寶曆三年二月

於御前左の通御下知候旨

御直に御渡被遊御用番御家老衆並若年寄出坐御目付一人罷出候事

御 奉 行 高 間 八 太 夫
檜 垣 助 三 郎

下 知

一、領中郷民安危の事其方共心得に有之候條代々掟言堅く相守り村々盛衰民の辛苦を察し衆民其處を得て飢寒の憂無之様憐愍の心を以て可相勤候事

一、郷中常々成敗の事委敷心を用ひ万端廉直に致し勤善懲惡を以て民の心善に移り農業無

怠忠孝に志し候様可令裁許事

一、賞を重くし罰を軽くし舉賢不能を教ふること人を治むる要に候へば此の心を以て可相勤候就中年貢の事後先規定法有之候へども年の豊凶に依り人民不令困究候様可令裁許候事

右條々令下知畢堅可相守勿論先年申聞候通諸事從老中可有裁許候條得其意無懈怠可相勤候若し非道の致方又は私慾心の取計等於有之者可爲曲事者也

寶曆四年閏二月

御 青 印

高 間 八 太 夫
檜 垣 助 三 郎

寶曆七年領民七十歳以上のものに米錢を與へて其老を勞ふ

同十二年近江國山門西塔釋迦堂の修造を命せらる

明和六年諸臣年七十以上の者に物を給して老を勞ふ

天明元年關東川筋の修造を命せらる、此年以後幕府村侯を遇するに閣老の禮を以てす、

同六年左近衛權少將に任せらる守故の如し

寛政二年臣庶六十歳以上のものに米錢を給して老を勞ふ。

同六年病を以て江戸に歿す。

人 物 (主として鶴鳴餘韻に據る一原、漢文)

公、天資英敏、聰察、強記。威容端嚴にして之れを望めば畏るべく、之に即けば愛すべく、其度量又大に人に過ぐるものあり、時昇平に屬し人安肆に狃る、惟公自ら其怠傲を戒め未だ嘗て優游逸居せず、冬日爐せず、夏日扇せず。自ら奉すること儉薄、平居綿衣澣服好て短袂を著く、佳節に逢ふに非ざれば膳羞一品を供するのみ、嘗て便室を築く、紛華を事とせず、務めて質素に従ひ名けて知足亭と曰ふ、亦其志なり。

公、能く倭歌を爲り詩を賦し、文を屬し博く群書を覽て以て古今の事を記す、蚤に着儒服元喬を延禮し、經を講じ、道を問ひ、文雅を以て之れに接はる、

又調馬、擊劍、騎射、巨銃の術に長じ、圖書、蹴鞠、點茶等の細事に至る迄亦畧之れを曉習す雅樂を好み散樂を善くす、散樂に大小腰鼓等の器あり、公最も小腰鼓を善くす、當時の鼓工と雖も亦其絶妙に服す、毎に曰く、我が之れを好むは徒らに遊戯の爲にするに非ず、吾此れを以て保生の術となすのみと、

公、幼にして孤なり、大夫人母道尊嚴教導必ず禮を以てす童胤より壯にして室を有つに至る迄婦女の近侍するを得ざらしめ、閨門肅穆、内嬖の惑なく、侍御員に備はると雖も、而も寢席に

接し恩色を承るものは唯一二人のみ、晩節に及んでは則ち侍妾を屏けて復左右に侍するを得ざらしめ朝夕奉侍するもの唯男子のみ。

公、親戚故舊に厚く、凡そ其喪に逢ひ其祭に與る時は、則詩を賦し倭歌を爲り、或は祭文を作つて以て哀戚恭敬の情を致す、藩府に在る毎に朝々禮服して老妣の神位を拜し手づから茶を煮て以て之れを供し、凡そ新物あれば必ず先づ之れを薦む、請公子を待つに嫡庶の分を嚴にし朝堂の位、威儀の等、之れをして一に臣の禮に従はしむ、凡そ書を読み武を講するより人間の事藝に至るまで皆日課を立て以て之れを教諭す。

公よく公上を敬し僚友に恭し其上に仕ふるや少より老に至る迄職を奉じて敢て怠忽せず、献享有る毎に志を役いて以て監視し燕間の私語と雖も未だ嘗て幕府を敬せざるはなく又能く、公朝の故事を識る、故に列侯動もすれば接引を乞ふもの多きも公老成を以て自ら高ぶらず揖讓益恭し細川重賢は耆徳の賢侯なり公之れと交る重賢も亦侯の賢なるを知り友とし善し常に相諮詢するに國政の重きものを以てす、當世咸重んず、幕府も亦優待を加へ官少將を授け閣老使を賜ひ及厩馬を賜ふの類皆異數なり。

公よく群下を御し亦能く人物を鑒す、

屢々致仕者を召見し宴を賜ひ舊を道り文學及兵術の師は則ち之れを禮遇す、其生ける時は衣物

を賜ひ位秩を進め死する時は賻儀を賜ひて以て之れを優にす、少年を使令するには寛恕を以てし義を犯すに至つては則假さざるなり近習の左右に於る或は寵幸する所あるも而も遂に其言を信じ其人を用ふることなし、嘗て一二の臣を擢舉して以て國政を任ず、當時以て名臣となす其士大夫に臨む、禮服端坐終日嚴然博く衆議を納れて其善なるものに從ふ、言者諫を進むれば時に拒める色あるが如きも未だ嘗て聽き用ひざることなし、其聽き納るゝに及んでは唯に其言を用ひるのみならず、必ず褒賞して以て之れを獎む、故に言者益々進み口を箝するの憂なし。公政を爲すに勤め事を處する果斷にして慎密なり、其一度聽く所あれば終に復遺忘せず、人に告ぐるに至つては細事と雖も必ず書して以て之れを示す故に人過り聽くことなく事誤らざるを得。

巨室の驕恣を患ふるや其れをして初め士の班列に就かしめ、孤幼の窮困を矜みては夫れをして必ず父の封録を襲がしめ士人の後なきを悼みては其旅類を索めて以て其家系を接がしめ、疾病の人を傷むことを憂ふるや多く人參成藥と烏魚の類とを蓄へ、病て之れを得んことを欲するものあれば皆之れを給す、民庶の枉冤を慰むや匭匱を門傍を置き告げ訴へんと欲するものは狀を投じて白ら達することを得しめ、農事を妨げんことを恐るゝや縦に封内に行くことを爲さず、事有つて行けば必ず從徒を寡約にして貪暴の私を禁ず、最も民力を傷はんことを恐れ常に以て

憂となす、孝子を賞賜し老者を愛養し恵を布き仁を施し財物を愛まず、凡そ布帛金錢より衣服飲食の類に至る迄其人に賜ふ所のもの費られず、監門吏卒と雖も皆其恩恵に感泣す、甚だ死刑に處することを好まず刑を行ふの日に當つては惻み顔色に見はる、下民も亦其德に懷き奉戴敬服して催督を煩はさずして財貨を底し慎むもの往々之あり隣境の民に至る迄仰望欽羨する者亦之れ有りきと云ふ。

春秋既に高ふして舉動懶からず顔色光潤筋骨盛年に異なることなし、時に鷹を臂にして以て險を涉り、或は馬に騎して以て馳騁す燕居の間と雖も終に其惰容を見ず其持守の確き精力の強き死に至るまで少しも變ることあらざりき

寛政六年九月公病劇し、書を作つて以て世子に寄す、丁寧反覆庶政を慎み民人を愛すべきを言ふ、列侯中來つて疾を問ふものあれば困憊甚しと雖も必ず起て倚坐し身禮服を加へて之れに見ゆ、其病革まるに及んで神色自若十三夜二更奄然として江戸の邸に卒す、是れより先き世子省親を請ふ公以爲らく行旅俄に民を役せば必ず秋稼を傷はんと、可かず、侍臣請ふて止まず乃ち可く、世子仍て發軔し晝夜兼行十月江戸に至る時は則ち已に卒す、時に台使命を傳へて賻儀白金三十片を賜ふ封内の民公の疾病を聞き神に禱りて其瘳る有らんことを希ふもの人々期せずして一の如し十一月八日宇和島金剛山に葬る

其六 村 壽

寛政六年村侯卒して村壽襲ぐ、時に年三十、文政七年退隠して封を第七世宗紀に譲る迄治世凡三十年録す可きこと多からずと雖も文武両道の奨励は先代の施設を受けて益々之れを充實し生業の發達亦見る可きものなきにあらざるも頻年天災至り財政の困難容易に救済すべからず（文政九年十一月二十一日に於ける萩森蒨に關する變事も亦此間に起れり）未だ餘力の以て他に及ぶに違あらざりしが如し。

其七 宗 紀

文政七年封を襲ぐ、時に年三十三、資性英邁にして文學武技究めざる所なく夙に教を古賀精里に受け最も治世安民の術に長じ領民撫育の跡見るべきもの鮮少なからず、其襲封の初め先代疲弊の後財政の整理甚だ困難なるものありしも容易に増税の手段を採らず自ら努めて質素勤勉、一方に於て汲々として財政の整理に努むると共に領内貧困の村浦に對しては米錢を給して之れを救ひ庄屋代官に令して農民の撫育につとめしめ一方に於ては資金を給して生産業の發達を保護奨励し漁業の發達は勿論木綿坐、塩坐、綿坐、木地引坐、錫坐、紙坐、蠟坐等を設けて其の發展を促し府庫大に充實するに至らしめたるのみならず文武両道教育の施設亦大に進捗し村侯の遺業益々其光彩を發したるの觀ありき。

且又幕府を敬し朝廷を尊び嘉永以來内憂外患交至るに臨んでは建白する所常に肯綮に中り諸侯の敬し且服する所なりしと云ふ、弘化元年退隠して宗城に譲るも尙間接に藩政を見殊に宗城が維新の大業を翼賛するに當りては費を要すること多大なりしもよく之れを供給し得て大活動の除裕あらしめたるが如き主として宗紀治世の功績に基くものと云はざるべからず。

宗紀平生攝生を重んじ壽百歳を保つ、晩年臨池を事とし優游世を終ふ、先帝其書を善くするを聞召し賜ふに硯を以てす、宗紀之れを榮とし「御賜端研」と刻し以て關防の印とす、

春山は其號なり。

明治二十二年一月十五日從二位に叙せられ、同日百歳の高齡に達したるの故を以て御紋付銀盃一組、白羽二重一疋、御酒肴料金百圓を賜はりたり、同十一月病革るや特旨を以て正二位に叙せられ同二十五日薨す金剛山に葬る。

參考

本卷印刷に先つて左の一節を得たり乃ち載せて參考とす

宗紀公功績書

故正二位伊達宗紀は六世村壽の長子にして寛政四年九月十六日伊豫國宇和島に於て生る小字を扇千代九と稱す文化七年十一月二十五日立つて世子となる九年五月十五日始めて將軍家齊に謁し同年十二月十六日從四位下に叙し大膳大夫に任せらる文政七年七月十二日父村壽致任

して封を襲ぎ遠江守に任せられ同年十二月十六日更に侍從に任せらる

是より先き天明凶荒以來風雨順を失ひ頻年實らず宗紀襲封の時に及び領内一般の疲弊窮困其極に達し、農民耕作の餘力を失ひ土地を捨てて一家流亡する者年々數十戸に及び田園荒蕪し收穫年を追ふて減少し慘憺の狀筆紙に盡し難し文政八年の春宗紀始めて入封し親しく此現況を目撃して憂慮措く能はず直ちに五ヶ年間の嚴畧を公表し自身平食は朝夕一菜酒宴は肴一種を限りとし平服には綿衣を用ひ

▼百事質素節約……を旨とし自から率先して其範を領民に示すと共に良吏を選みて大に良民の救済に力を盡し當時藩の財政亦た甚だ困難なる時にも拘らず貧困の各村落に對しては戸數に應じて數十俵數百俵の米豆を一定の年限に給與して賑恤し、尙代官庄屋等に對して實意を以て村民を撫育す可き旨特に嚴令する所あり、且つ一面には家臣の經濟に長じたる者を選任して殖産事業を擴張せしめ、更に一般の風氣振肅に意を用ひ親しく書を下して戒飾し、尙ほ藩士に對しては特に文武に精勵すべき旨を諭し賞罰を正しくする等専ら民力の休養と士氣の振作に力を用ひたり。

此時に當り一藩の財政亦た頗る困難なる爲め會計當局の家臣等は近時漁業の豊獲なるを奇貨とし漁業税を増課して収入を増加せん事を圖る、宗紀之を聞き大事なりとし重臣を面前に會

して論して曰く『今や少しく

▼漁事の豊富……なるを見るも頻年荒凶の後ちを承けて人心未だ穩かならざるの時更に増税を斷行するが如きは決して爲政者の執るべき途に非ず寧ろ漁業を奨勵し其收穫を増加せば漁税は期せずして増加し事實は増税と同一の結果を得べし』と斷じて増税を許さず、而して網船漁船の新造に對しては其用材を下附する等保護奨勵の途を講せし爲め果して人氣引立ち漁事の盛んなると共に收納亦た増加するに至れり、此他貨殖事業の擴張に就ては從來の紙坐の外鹽坐木綿坐綿坐木地引坐鰯坐蠟坐を起して産業を奨勵したり、宗紀は此くの如くにして銳意▼民力の休養を圖る……と共に大に財政の整理に力を盡したり蓋し頻年凶荒の爲め收入著しく減少したるに對し負債の額は年々に増加して殆んど償却の途なき究境に陥りたるが、其原因種々ありと雖も初代秀宗の時十萬石の封を割きて別に三萬石の吉田藩を起し而して爾後依然十萬石の家格を保持せし爲め財用足らず加ふるに屢々幕府の課役あり爲めに年々負債の山積せしに因るなり、是に於てか宗紀は意を決して文政十二年中老桑折中務に命ずるに藩債整理の事を以てし中務外二名は債主たる大阪及び南部の富商等に就て事情を訴へ屢々交渉折衝の末先年加州藩が

▼千年賦の談判成立……せし前例を追ひ遂に負債全部を無利息二百ヶ年賦償却の事に協議を

遂げ爰に始めて整理の目的を達するを得たり然れども之れと同時に今後如何なる場合あるも是等の富商に就て金策の途は全然絶わたるを以て宗紀は今後一切他借を爲さず獨立自營の覺悟を定めたると共に一方領内の士民亦た多年公私の負債に困しみ居るの實情を察し從來藩より家臣及び町村に貸與せし米金の高は巨額なるに拘はらず全部之を引捨となし而して民間相對の貸借に對しては三ヶ年以前の分は全部引捨て三ヶ年以後の分は十ヶ年賦に償却す可き旨を命じ若し此の命令の結果多大の損害を蒙る債主は其額を申出づべしと公達したるも當時民間疲弊の極債主も始めより斷念せるもの多數なれば毫も怨嗟の聲を出して訴へ出るものなかりしと云ふ、同年家臣一統百石に付七俵の割を以て救助米を下賜せり

▼尙ほ産業興起……の目的を以て小池九藏若松惣兵衛の二人を農學の大家佐藤信淵の下に遣はし親しく農學物産學を修めしむ、此年井川の制度を一新して益々農村灌漑の便に供す、同年四月鄉村時疫流行に付特に醫師山内某を遣はして救療に従事せしむ、天保二年伊達家刑律を改正す蓋し舊法は延享年度の制定に係り擬律嚴に過ぎて死刑に該るもの多きが爲め宗紀目から改正して寛嚴宜しきを得せしめたり

是より先き文政九年五ヶ年間の嚴畧を勵行すると共に家臣全体に對して高歩の用立米を課したるが嚴畧の期は昨年を以て結了したるも未だ財政の整理充分其緒に就かざるを以て更に向後五ヶ年間尙ほ三步を課する旨直達す宗紀は此くの如くして銳意財政經濟の刷新を圖ると雖も百事省畧に過ぎて管に人心を鬱屈せしむるのみならず各種の儀式嘉例久しく廢絶する時は自然各人間の格式儀禮も消滅し百事畧儀を專一として人情輕薄に流れ秩序を破壊するの虞れあるを以て年限後は漸次公私の舊例古式を興し都べて本規正式に復せしむ、天保六年小池九藏を普請奉行に命じ益々

▼井川の灌漑に……力を盡さしむ同年水野八左衛門を町奉行に命じ市中の保護獎勵に當らしめ融通會所を設けて金融の便に供するが爲資金として米五百俵を下附す後ち會所の事業發達して廢藩の後に及び積立金數萬圓に達し現に宇和島町基本財産の一部たるもの一に宗紀の賜なり、是より先き天保三年家臣小川某其養父を殺害し其以後脱獄殺人等の重罪を犯し極刑に處せらる、宗紀嘆じて子として其親を殺す極惡の我が家臣中より出づ是れ一に余が不徳の致す處未だ教化の普かざるによると、爾來益々文學興隆に力を盡し

▼倫理道德の普及……を圖る天保九年十二月左近衛權少將に任せらる、宗紀襲封以來は上記の如く非常の節約を斷行し藩債を整理し文學を盛んにし風俗を正し産業を獎勵し人を用ふるに適材を選び賞罰を明かにして寛嚴宜しきに協ひ米金を施して領民を撫育せし爲め自然人氣回復し諸業繁盛に赴き海陸の物産收穫を増加せし爲め從て諸般の收稅額増加して漸次餘剰を

生じ年々軍用金を積み立つるに至れり是皆士農工商心を一にして勵精するの結果なりとし

▼頗る喜色あり……同年各家臣の知行百石に對し銀五百目の割を以て金を下賜す、天保十一年從來の圍籾米に對し各代官等より申出の趣あり組に分ちて圍を置く事とし尙ほ義倉米の内現金の分は籾圍に爲すべき旨を命す同年義倉米五十俵宛十ヶ年間下附す、天保十二年幕府より一万石に付百石宛五ヶ年間籾圍をなすの命あり依て更に増圍を命す、天保十四年小池九藏に佐藤信淵の法に従ひ農業試作を爲さしむ同年八月天明以來郷中より差引したる課金に對し先年來金高に應じて返附しつゝありしが

▼今や財政整理……略ぼ緒に就きたるを以て、今年より十五ヶ年間に全部返金の旨を命す、弘化元年宗紀年五十五まだ老年と云ふに非ずと雖も養嗣子宗城既に成年に達したるを以て七月十六日致仕して封を宗城に譲り同年十一月四日剃髮して伊豫入道と稱し後ち春山と號す、初め宗紀の致仕を請ふや、將軍家慶深く之を惜み老中堀大和守に對し留任の命を傳へしむ而かも前例なきを以て行はれず依つて優渥の辭を賜ふ。

宗紀在任中深く志を民政に留め前代以來領内の民田地を棄て離散するは或は課税と地力と均衡を得ざるが爲めなるを察し天保四年領中一般の捨地を命す但し多額の費用を要するが爲め連年徐々に之を行ひ退隱の時に至りては既に其大体を結了し後弘化三年之に基きて定免を

業を完成したり、宗紀の意を財政經濟に用ふる事上來述ぶるが如し、此を以て山の如きの負債も累ば整理を遂げ一面には運用金の積立をなし

▼封を宗城に譲る……時、既に保字小判六萬兩餘あり其後多年宗城が國事に執掌して財用窮乏を感せず後願の憂ひなきを得たるもの一に宗紀の賜なり、弘化二年湯治の爲め宇和島に歸らんとし請暇をなすや將軍亦た優詔を下し期日滿限の後ちは速に出府すべきの命あり、依て弘化三年冬再び出府し豫ねて將軍の内意あるに依り入道の法服を着し登城して將軍に謁し前日の謝辭を述べ、外藩にして

▼退隱後の登城……をなすは既に異例なるも更に法躰にして謁見するが如きは最も特例なりといふ、宗紀幼より文武の業に勵む、特に文學は當時の碩學古賀精里を師とし襲封後は特に經濟に力を用ひ佐藤信淵を信任し、屢々召して意見を徵し、尙ほ家臣をして就て學ばしめ、同時に文學武術の獎勵には最も心を用ひたり、又書道は最も其好む所にして年少既に能書を以て聞け後年名聲益々天下に聞け

先帝陛下 特に之を嘉賞し給ひ特に銘硯の賜あり、宗紀隱退後悠遊廣尾の邸に閉居し文學を事とすと雖も天下の事は一日も其胸臆を去る能はず、嘉永癸丑の年米糶渡來し幕府其處置を諸侯に下問するに當り宗紀は既に退隱の後なるも特に下問あり、是に於てか詳かに彼我の

形勢を論じて無謀の攘夷を不可とし國運を全ふするを第一として之に處すべく而も彼れ強て若し非法無禮の舉に出づれば神州の人種を悉くして之に敵對し國威を失墜せざらん事を努むべしとの意を復答す次で安政戊午の年

▼井伊大老の……猥りに天下憂國の士を縛して之を禁獄するや、宗紀甚だ之を憂ひ屢々外櫻田の井伊邸に到り天下の大政は寬嚴其宜しきを失はず志士を遇するに其途を以てし汎く民心を失はざる様留意す可き旨忠告す、蓋し伊達氏と井伊氏とは舊く姻戚の關係あればなり、而して傲岸なる伊井大老も宗紀に對しては深く之を尊み政務に決し難き事あれば屢々駕を枉げて其意見を聞きたる事あり而して宗紀は宗城と共に

▼勤王論者にして……一橋卿擁立を主張し宗城と共に屢々大老に説く所あり大老の意稍や動くも雖も周圍の事情に制せられて遂に彼の大疑獄を起すに至りしを以て更に忠告を試みたるなり事情此くの如くなるを以て當時安島帶刀其他水戸藩の家臣にして宗紀の廣尾邸に來りて謁する者頗る多かりしと云ふ、當時養子宗城が幕議に觸れて退隱するに至りし前後宗紀の之を擁護する事頗る深く、後ち宗城が一身を擧げて國事に盡瘁するに至りし者固より宗城の英邁なる資性に出ると雖も亦た幼より宗紀の薰育及び後援に因るもの少なからず、文久二年諸侯の家族國住居を許さるゝに及び宗紀一家

▼宇和島に歸り……爾來専ら硯池に親しみ文墨を友とし老を養ひ明治廿二年齡百歳を以て死去するに至る迄殆んど手に筆を絶たず此間屢々位階昇進して薨する時に正二位に叙せらる。

(完)

其八 宗城及宗徳

此の兩世に關する件々を詳記せんには幕末史維新史の全体に涉りて之を記せざる可からざるも、それは本冊のゆるす所にあらずが故に、主として年表の体裁に従ひて兩世に涉れる出來事を録し、之れに挿入するに正史の記する所を以てし参考に資せん、編者は断片零墨を輯めて排列したる此の年表が、之れ等挿入したる記録によりて意義ある排列となれるを喜ぶものなり、而して以下記する所は單に宗城宗徳の二世に關係せるのみならず、又宗紀の事績にも關係せるなり、讀者の注意を希ふ所なり、(宗紀弘化元年七月退隱、同年宗城襲ぐ、宗城は安政五年井伊大老と容れず退隱、同年宗徳襲ぐ、而して廢藩置縣に至る迄宗紀、宗城、宗徳共に藩内外の事に携はりしは勿論なり)

文政十三年は第七世宗紀の代に属す、此年家中知行高を改む、以下記述する所に關係多きを以て特に此處に記して参考に資す

文政十三年 庚寅年改

御家中知行高

千七百十五石二斗 櫻田佐渡

千二百二十八石 櫻田數馬 穴戸因幡

千石	神尾勘解由
六百十四石	松根圖書
五百六十八石四斗	梶田又兵衛
五百三十石	桑折雅樂
五百石	望月助兵衛
四百六十八石四斗	大和田縫殿
三百六十八石四斗	梶田權兵衛
三百五十七石	鈴木但馬
三百四十五石六斗	稻井山城
三百七石	吉見長左衛門
松田覺助	
三百石	中里内藏之助
二百五十石	今泉彌藤太
二百四十五石六斗	三輪熊三郎
岡野助左衛門	櫻田久左衛門
	島内外記
	中井九郎左衛門
	檜垣助三郎
	栗野莊右衛門
	柳澤三郎兵衛
	遠藤太左衛門
	鎌原五左衛門
	清水茂兵衛
	武田藏人
	高間八太夫
	志賀安藝
	山崎百枝

今泉造酒左衛門	波邊平兵衛	三條目五郎左衛門	谷 哲 齋 (了因)
横山勝左衛門	壹岐内藏之允	橋本孫左衛門	小島安左衛門
山田頼母	堀江四郎	八木志津馬	味木半兵衛
二百卅四石二斗	堀池三七	三原他之助	水間所左衛門
小池九藏			
二百廿九石六斗四升	鈴木源兵衛		
二百十四石二斗	加幡忠太夫		
二百石	宗都宮綱一郎	深澤新吾	鈴木仲左衛門
田原七左衛門	西澤武男	田中安兵衛	富田安貞
山内靈庵			
百八十四石二斗	水野平右衛門	船山武左衛門	鬼生田主計
水野八左衛門	小關善左衛門	板倉 族	樋口權太夫
鹿野久兵衛	上野觀六	福島 豐	今泉與惣右衛門
上原直次郎	梶谷藤吾	加藤十三郎	細川要人
松末奎兵衛			

百 八 十 石	矢田三郎左衛門	矢島 郡 治	豊田 丈左衛門
百 七 十 七 石	大森 忠左衛門		
百 七 十 二 石 八 斗	大内 素平	松本 源五兵衛	
百 七 十 一 石 九 斗 八 升	渡邊 源太夫		
百 七 十 石	馬島 六右衛門		
百 六 十 七 石	大内 源左衛門		
百 六 十 三 石 九 斗 四 升	昆陽野與一右衛門		
百 五 十 三 石 九 斗 四 升	上月 新五兵衛		
百 五 十 四 石	豊間 内藏		
百 五 十 石	市川 彌太夫	德弘 石見	山下 與右衛門
葛西 三郎	仁科 甚右衛門	芝 求馬	安部 彦市
蟻岡 八助	細川 隼見	安藤 勝吉	松浦 叶
松本 益庵	山家 正藏	井關 又右衛門	大西 岡右衛門
岡田 七兵衛	原田三郎右衛門		
百 四 十 七 石 九 斗 二 升	齋藤 又右衛門		

百 四 十 七 石 四 斗	黒田彌次右衛門	網代 左 門	
百 四 十 七 石 三 斗 六 升	武田 仁右衛門	佐藤 要	橋本 傳右衛門
百 四 十 六 石 二 斗 三 升	星彌 一兵衛		
百 四 十 二 石 八 斗	小梁川 主膳		
百 三 十 三 石 六 斗	小波 軍平		
百 三 十 石	河原治左衛門	野本 富右衛門	
百 二 十 八 石 九 斗 四 升	比企 藤馬		
百 二 十 八 石 三 斗 四 升	澤田 源右衛門		
百 二 十 五 石 四 斗 四 升	徳田 大七		
百 二 十 二 石 八 斗	柳田 折右衛門	佐藤 孫助	須藤 司馬
本庄 小十郎	荒木 八郎太夫	田手 次郎太夫	宮川 傳太夫
柿島 清太夫	村田 半六	高橋 忠兵衛	加藤 龜三郎
百 二 十 石	岡本治部左衛門	中村 助左衛門	
百 十 六 石 九 斗	淺野 奎	百十五石九斗六升	遠藤 志津摩
百 十 石	森 孫兵衛		

百石	岡谷 馨	砂澤 忠安	黒澤 作右衛門
不破 武兵衛	土倉 長貞	淺野 歡喜	三浦 太兵衛
宍戸 藤五兵衛	八島 玄仙	林 玄仲	富永 斗門
村尾 大俊	松川 伴右衛門	井關 徳左衛門	
九十八石二斗四升	伊藤 大八	瀧波 善右衛門	
九十二石一斗	大橋 無面		
九十石	井關 惣右衛門	豊間 猪之助	
八十石	中川 大之進	多都 味久之允	安代 極人
草野 濱之進	入江 覺右衛門	林 三十郎	木原 半兵衛
後藤 伴右衛門	中村 千太夫	淺見 覺兵衛	金子 孫之允
松根 新八郎	宍戸 平内		
七十二石二斗	涌谷 正右衛門		
六十八石六斗	加幡 又市		
六十一石四斗	龍 華山	宮部 彌門	
六十石二斗	上月 喜左衛門		

六十石 信田(或ハ崎カ)李太夫 吉見 權藏 金剛山
 相原 喜左衛門
 百七十五人

天保三年(宗城年十五)

正月貳拾七日藩の校則を改正す、稻井山城を學校頭取とし爾後老職を以て學校頭取とするこ
ととなる、

天保五年(宗城年十七)

十一月朔日宗城將軍家齋及内府家慶に謁す、

十二月十六日宗城四品に叙せらる、

同 廿三日首服を加へて大膳太夫と稱す、

天保八年(宗城年二十)

二月廿五日宗城宗紀の第三子兵五郎を養ひ嗣子とす、

九月八日鈴木重麿歿す、

天保九年(宗城年二十一)

此年御庄組緑村に初めて陶器を作る、

九月 日||上甲振洋小松藩近藤篤山の門に入る、

十二月 日||上甲振洋歸る、

天保十年(宗城年二十二)

正月下旬日||上甲振洋再び小松に行く、

八月 日||蠟坐讓渡を許す、

十二月 日||上甲振洋歸る、

天保十一年(宗城年廿三)

二月 日||西河喜久之助鏡智流世話方を命せらる、

三月 日||上甲振洋江戸に入り、安積良齋の門に入る、

四月二十六日||西河喜久之助素讀指南方を命せらる、

七月四日||宗城、佐賀侯鍋島齊直の女益姫を娶る、

十月 日||上甲振洋昌平覺に入る、

十二月 日||光格上皇崩御につき、吉見長左衛門を京都に遣し、宗紀が尊王の微衷を表せしむ

天保十二年(宗城年二十四)

五月 日||吉見長左衛門歸國、近習役となり扈從頭助となる、

七月 日||上甲振洋歸郷録を著はす、

天保十三年

此春 都築燧洋歸郷す、

天保十四年(宗徳年十四)

此春 都築燧洋江戸に上る、

此年 吉見長左衛門目付兼軍使となり藩政を整理す、

弘化元年(宗城年廿七)

正月 日||西河喜久之助を明倫館舎長とす、

七月十六日||宗紀致仕し宗城襲ぐ宗紀は伊豫守宗城は遠江守に任ず、

十一月日||上甲振洋京都に入る(昌平校業成れるなり)

弘化二年

六月 日||須藤段右衛門御目付本役軍使兼務を命せらる、

八月 日||郡奉行に對し政治上の心得を達す、其達左の如し

郡奉行へ

- 一、公儀より被仰付御制法堅相守宗門の儀念入相改可申事
- 一、民農業等無懈怠雖相勤天災無據儀にて不作の節は立見を以て御收納用捨可有之候得共常に民の辛若を能察飢寒等の憂無之様可被申付事
- 一、御領分の諸民事業無怠相勤衣食住無奢様可被申聞事
- 一、農業の外當今働勝手を第一に存耕作の儀疎に致間敷事
- 一、庄屋組頭等に至迄御城下へ罷出候節何にても土産物堅無用の事
- 一、庄屋役人以下至て懇意のものにても郡方御役人へ平日は勿論御城下へ罷出候節有合の品たりとも相送候儀一切致間敷事
- 一、代官庄屋百姓に至迄就御用御城下へ罷出候節御用相調次第無逗留可罷歸事
- 一、百姓共子供大勢有之者任貧窮子育不申(此處二字缺)仕方有之由、向後男女共幾人出生候共相育可申候貧窮にて大勢養育致兼候者共は出生の度に庄屋迄申出代官へ相達郡奉行吟味の目付中へ可申出候本百姓は勿論無縁百姓に至迄得と吞込候様可被申聞候品に寄五歳迄は養育の仕方郡奉行へ差圖可申候間不隱置速に可申出事
- 一、鞠揚弓等の遊堅致間敷筋目の庄屋家名帯刀被成御免候得共耕作の儀は銘々の家業に候得ば心得違無之様可致事

- 一、忠孝の者或は農業心懸申百姓有之は代官庄屋委敷必を付可申出候尤郡奉行中より役人共具に致吟味候様可申付事、
 - 一、烏亂成旅人徘徊致候は吟味の上可申出候事、
 - 一、先年より賭博御停止の儀は一統承知の事に候は勿論福引と名を附(缺字)に似寄の事も堅取扱致間敷候相背者於有之は御定の通過料可申付事、
- 右の通に被仰出候間屹度相守候條可被申付也、

己八月

弘化三年(宗城年廿九)

三月三日||宗城兵五郎同伴宇和島を發す、

四月七日||宗城江戸に着す、

此年 幕府上甲振洋を擧げて用ひんとす藩邊に召還して藩學の教授とす、

此頃 山鹿流の兵式を演ずる傍又蘭式を演習す、

十二月十六日||宗城侍從に任せらる、

此冬 上甲振洋江戸に入る、

弘化四年

此年 吉見長左衛門扈從頭槍奉行となる、

嘉永元年

此年 御内村横川に人參を栽培したる成績の佳良を認めらる、

二月 日||長平助出府中、西河喜久之助を鎗術(鏡智流)指南とす、

此年 高野長英來る(正氣集による)

此年 谷口泰庵をして江戸の伊東玄朴の門に入らしむ、

七月 日||人參栽培に關係せるものゝ功を賞す、

十一月 日||蠟坐油坐に關する令を發す、製蠟藩庫納の制を解き勝手賣を許す(物産改め役を

置き品質を點檢す)

嘉永二年

此頃 宗城薩州藩の内訌に對し居中盡力す、

此春 振洋歸郷す儒官故の如し、明倫館を督す、

此年 吉見長左衛門持筒頭となる、

嘉永三年

三月 日||吉見長左衛門宗城に陪して江戸に入る、

三月十七日||晦嚴紫服の勅許を得、

三月二十日||晦嚴參内す、

六月十二日||宗城薩州藩の内訌に關し阿部閣老と會見す、

八月二十三日||島津齋彬、薩藩の内情を宗城に披瀝して再度の斡旋を望む、

十月三十日||高野長英自殺す、

十一月 日||人參栽培指導の功を以て若松總兵衛を賞す、

嘉永四年

正月 日||藤本鐵石、金剛山に晦嚴和尚を訪ふ、

二月二日||薩州藩の内訌一段落を告ぐ、

五月八日||在屋中に對し奢侈を警し農業出精をすゝむるの令あり、曰く、

一、郷中の儀は農業第一の儀に候得は耕作に力を入質朴に相移候儀肝要の事に候處、連年華美に相成衣食住を始め分限を越、其上近來庄屋共を始在浦の者共鐵砲殺生或は鰻釣投網打等の遊獵を心懸自然と本業をも相怠候様相至候趣相聞云々(右庄屋中への達なり)

嘉永六年

六月 日||江戸近海へ米艦渡來との故を以て須藤段右衛門を急に上京せしむ(九月歸藩)

正氣集によれば此年村田藏六來る

(別書に曰く嘉永の初め宇和島に入り同六年去ると、鶴鳴餘韻には嘉永三年頃に来るとあり)

將軍繼嗣問題に關し宗城の關係深かりしは夙に世に知られたることなり、今大日本時代史の記する所に見るに、

(第一)

繼嗣の議の發端を見るに、越前福井の城主松平越前守慶永は其身親藩の主として又其出身の田安邸に在りしが故に、最も心を宗家の興復に注ぎし爲め、新に將軍たるべき家定を顧念して、心私かに其養嗣子たるべき人を求め指を緒藩に屈して遂に慶喜推戴の心を定めたりしが、嘉永六年七月二十二日諸侯總登城にて、家慶の喪の發せられし時、従前より志を同じくせる薩藩の主松平薩摩守(島津齊彬)を見て、私に之を語り、其賛成を得、兩人力を戮せて周旋すべき約を決せりと傳へらる、されど慶永の外藩なる齊彬と事を共にせむとするは怪むべし、或は一世の俊傑を以て目されし齊彬の事なれば、何等か自ら爲めにする所あり、若くは國家運命の關する至重の事なるが故に、私に慶永を勸説して、右の決心を固めしものならんも知るべからず、其後八月十日慶永の米艦に對する所分に就き建白する所ありて、阿部閣老を

訪ひし時、潜かに繼嗣の義を述べて、同意を求めしに、伊勢守は己も豫て思ふ所あれども、こは無二の重事なれば、只暫く胸中の秘として之を包み、機を見て、發表するに若かずとて、堅く輕々に口外するなき様制止したり、されば慶永も未だ時の來らざるを察し、本年歸邑と共に姑く右の企畫を進めざりしが、此間彼は其同志伊達遠江守(宗城、齊昭の女と婚約ありき)と共に一度水戸齊昭をして廟堂の權力を握らしめんとして意の如くならず、再び尾張慶恕をして幕議を指導せしめんと試みしも、慶恕は其近き比、支藩より入りて、宗家を嗣ぎしと云ふ、弱点に乗せられて、暗に閣老の威嚇を蒙り、幕府の嫌疑を恐れて、自ら退縮せし爲め、慶永等の周旋其功を奏せず、尾水両公握權の企畫は水泡に歸せり、只此運動も、後嗣問題と同様の目的を以て、試みられたるものなるを注意すべし。(下畧)

(第二)

慶永等は此の如く盡瘁して怠らざりしが、何時しか儲者は内々紀伊慶福に決せりと傳ふるものを生じ、又條約勅許奏聞の事によりて、堀田閣老上京に決したれば、備中守の在京久しきに亘らば、繼嗣の義に阻滯を來たさん恐れ、其出發に先ち畧落着を希望し效を一舉に收めんとして、最後に反間苦肉の策を講じ、外藩なる松平土佐守(豊信)は本來同志なれば之に説き彼をして堀田備中守を訪ふて建儲の論を發せしむると共に、己も亦備中守を訪ふて外藩の

態度を密告し其反省を促したり、そも外藩にては松平薩摩守伊達、遠江守松平肥前守立花飛騨守等慶喜に心を傾けしも外藩として此の如き幕府繼嗣の議に容喙すべきにあらねば從來表面に現はれず、單に慶永齊裕等の如き親藩の諸侯の盡力に委せしも、今や事急に及び或は中原の鹿は敵手に落ちんとする恐あるを以て、慶永は上の如く土侯をして老中に逼らしめ、以て其志を遂げんと試みたり、勿論慶永は始より外藩の徒と通謀する事なきを飾言し、しかも外藩の後嗣問題に對する氣勢の盛なるを誇言して、徳川家の世嗣を彼等に議せしむるは、將軍の威令を失墜せしむるものにして、又彼等の中若し朝廷に内奏して、建儲の勅令を下さるゝ様の事あらば、朝廷より將軍の廢立を議せらるゝも同様にして、此上なき幕府の大事なるを痛論せしが、彼の外藩と相應援せる真相は自ら發露して、却て之が爲めに閣老一部の反撥を招きしこそ是非なけれ、云々、

十二月 日||目安箱に非違を訴ふるの手續につき注意令あり、曰く

別紙の通享保十九年被仰出候處年久敷相成其節の御趣旨不致辨別向も有之様相聞候間一統辨違無之様御目付御達有之候間此段御承知の上御預下へ可被申聞候以上

嘉永六年十二月

井 關 又 右 衛 門
三 浦 肇

(別紙)

一、御政事の善惡無差扣可申上老中を始諸役人邪正其外の者の儀共右同様の心得を以て訴可申事、
附、常々宜人物當時隱居候者又はかたましく邪の事を成者の儀可訴出是に不限總て御爲に可相成儀何事に不寄可申出候、

一、諸願の儀其筋々へ再三相願候ても達がたく或は裁許の手前にて依怙有之不正品等の儀可訴出事、

一、自己の仇を含み私曲の存入にて申出候儀不可有之且又無用の書付堅仕間敷事、

右の趣被仰出候間被得其意御領中一統可被相觸候 以上

正 月

老 中

御 目 付 中

安政元年

正月三日||須藤段右衛門を鹿兒島、長崎、福岡の三地に遣はす(二月二十六日歸る)

三月 日||吉見長左衛門宗城に従つて江戸に行き、途次小田原より下田に入り米艦の情勢を探る。

四月十五日||郷浦方掛の面々出張の際、民に迷惑かけまじき注意令あり、左の如し。

安政元年四月十五日

井 關 又 右 衛 門

一、此度郷方掛の面々在浦借財並立見其外出郷の節饗應或は音信向の儀に付被仰出候趣も有之處文政以來被伺候の趣且被仰出候箇條に當り疑惑の儀有之様被申出候處畢竟事實に當り候時分、被相調候向も有之彼是にて區々に相成候儀も可有之右に付古風處相流候儀も可有之哉に相聞候間旅籠の廉は文政度被相改候通其餘は此度及沙汰候延享度及沙汰候通諸事可被相心得候、

一、郷方役人其外とも百姓町人の借名を以て田地家督相求者も有之由相聞候免相或は立見流田改候節紛敷の條此以後有之間敷事に候間急度可被申付候、

一、立見相濟候爲謝禮音物相送候儀停止被仰付候万一密に相送り致手納候に於ては双方の可爲越度候、

一、中見其外役人共出郷の節産物類詔物調物等價差遣候共無用の事、

一、不作の郷浦立見の節郡奉行始役人共相越候砌饗應之間敷儀有之物入多、村方難澁の趣相聞、自今は御定の旅籠に可致候、尤上分は菜數香のもの共に二菜下分は何にても一菜に可限候所、有合の品を相用魚物野菜等遠方より取寄又は酒肴麵類等出候儀堅無用に候其外平日諸役人出郷の節右の旨を可相守事、

附・右にて繕普請疊表替或は下駄傘多葉紛盆させる等其外賄道具に至迄有合の品にて爲濟可申事、

此のケ條の内賄向旅籠の儀は延享年中以來追々御取捨相成候儀も有之候に付文政十二年及沙汰通に相仕成前跡と相心得可申事、

郡奉行へ

延享二年別紙の通被仰出其後も時々各々より嚴しく心得方被申聞候趣には候へども年久敷相成中には相流候儀可有之哉に付厚き御趣意の赴彌々以て堅く相守決て辨違無之様各手附の面々並に在浦庄屋始末々迄屹度心得方可被申付候且又他人の名前にて田地致所持候の向は當年中に手離致候様埒明可申候何等無餘儀仔細も有之候はゞ其譯伺出得裁許候様可被申聞候、

四月 日||上甲振洋辞す(八幡濱に移る)

十月廿九日||須藤段右衛門再び九州方面に使用し此日歸る。

十一月五日より七日迄大地震、

安政二年

二月 日||須藤段右衛門を郡奉行となし目付を兼ねしむ。

三月 日||樺崎砲臺築造に着手す、宇都宮綱敏、松田常愛奉行たり。

五月五日||校則中、試業心得を定む。

十二月九日||盲人養米に關する達あり、曰く、

一、盲人共御養米の儀往昔百姓共より庄屋へ差出候三升米元祿年中より御藏納に相成右の内を以て被下其後追々被相轉、寶永度三升米豆半數庄屋へ被下御養米不行届候に付郡所郷中差配米等取合被下候處盲人共願の趣有之享保度、米參拾俵増被下右出所は元米百俵郡所へ被相下郷中へ貸附貳割の利息相納外に十俵郷中より致出米來、然るに享保十八年天災の節郷中支配米致退轉候に付御養米減少を以是迄連綿と被下來候處右は先年被相下百俵は格別の高利にて下方可致難澁に付今度御吟味合有之元米百俵役手へ被相下候間先年の百俵に相加郷中へ貸附新古二百俵一割の利息年々爲相納前々より差出來捨俵取合三升米豆に相加是迄の通盲人共へ被下候都合に可被取計候、

右の通被仰出候間此旨御承知の上御預下中へ可被申聞候 以上

安政二卯十二月九日

須藤段 右衛門
井關又右衛門
比企 藤馬

十二月 日||樺崎砲臺竣工す。

安政三年

正月十二日||明倫館預の者其他の仕成を定む、學校世話方都築藤太、中島田宮を罷め、今泉彦

六、遠藤隆一郎に命ず。

正月十三日||林玖十郎、久留米藩津田一左衛門の門に入る。

此年 小學校を設け卒の子弟に句讀を授く。

三月十八日||浦方より山手に入百姓をなすものに仕成料を給するの令あり。

其令に曰く

御領中近々人生相増浦手の方は猶更の事にて渡世に差支奥筋村々人數少の所へ入百姓罷越度旨願出候者共は少々宛仕成料をも相下遣候事に有之處近來浦手分間には村方立出候者も有之歟に相聞甚以如何の事に候庄屋役人中に於ては常々小内の者共安艱見聞相盡無家督物共へは可相成開發替所相渡兎に角所方にて産業に爲有附候様實意を以致世話可申其手段難相附分は格別の御吟味を以左の通御仕成被成下少人數の村方へ入百姓申付候間以來望の者共は可願出旨御差配可有之候其内何等御他領へ罷越ては不相成譯合も有之候はゞ願の上罷越可申右等の趣篤と辨別致候様御願下中へ可被申聞候 以上

安政三辰三月十八日

須藤段 右衛門

比 企 藤 馬
井 關 又 右 衛 門

一、入百姓仕成料拾俵四ヶ年に被相下事、

内

四俵 初年に被下

六俵 三ヶ年に年々貳俵づゝ被下候事、

一、銀札五十目爲小屋掛料初年に相下候事、

一、田畑引受候分は五ヶ年無年貢に被仰付事、

但中地其他とも所方にて手餘り候分相應可相渡其内地代等相入候分は可相成右年貢に相當

候丈づゝ五ヶ年に取立候様申聞有之に付作躰は並の通有之積の事、

一、野地畑開發の儀は場所見合の上相應相渡候様申聞有之事、

一、新田開發場所も右同斷の事、

但右は御作法の通可願出見分の上相應下可被遣事、以上

三月 日川藩學教授金子孝太郎樺崎砲臺の碑文を撰す。

此年 吉見長左衛門參政となり會計を整理し、意を海防に用ふ。

十月 日川林致十郎歸藩

安政四年

正月 日川坐當、盲女の養米受取方手續に關する違あり、曰く、

(前略)全十八丑年右支配所退轉いたし出所無之付其後は全參升米豆半數と右參拾俵と都合

左の通被下事、

一、米二百八十七俵二斗三合九勺

一、大豆四十一俵三斗二升六合壹勺

但參升米豆半數十組より御藏納に相成分

一、米二十俵

但御内證物被相下百俵二割の利十組分右同斷の處安政二外冬又百俵被相下都合二百俵の

元米壹割の利息に相成候事、

一、米十俵

但壹組より一俵宛差出十組より右同斷

參百五十九俵壹斗參升

但坐當盲女へ年々御藏方より被下候事

座當共御介抱米受取認方左の通

一、米何斗何升 何村坐當 何 某

一、大豆何斗何升 何村盲女 何 某

右の通慎受取申候但當何年分爲御介抱被下置候分仍而如件

何 何月

何村庄屋何の某

御代官宛

以上

正月 日林致十郎再び久留米に修業す。

六月 日城下組川内に寒天製造を出願せしものあり、之を許す。

十月十四日林致十郎歸る。

十月十五日林致十郎宗城に從つて江戸に赴くこととなる（翌年參月三日出發）

此年宗城の將軍繼嗣問題に關係せる次第の一、二例を引用せん

其一（大日本時代史）

正弘は一方には齊昭を好遇して幕水の睽離を防ぎ一方には齊彬と協力して施政の改良を謀らんとするにありしを以て齊彬は尾張慶勝。春嶽。容堂。宗城等と志を通ずる所ありて先幕政改革の第一着手として齊昭の子慶喜の聰明敏達なるを以て之を迎へて十三代將軍の世子たらしめんことに盡方し一方には國政の改革に盡力せり齊彬今や單に藩政の改革幕政の釐整を以て止むべきにあらざれば京都に伺候して叡旨を伺ひ以て公武を一致せしめ勤王の素志を達せんと謀れり然るに天幕府に幸せず幕閣の中心たる齊彬が深く相結託したる阿武正弘は安政四年六月十七日を以て病卒せり是に於て幕薩の聯絡を失ひ幕府は猜疑の眼を以て薩州を見るに至り齊彬も亦別に覺悟を要するに到れり

其二（同上）

齊彬は歸國の後正弘の死を聞て失望せり、失望と共に心に決する所あるが如し、蓋し齊彬が内外相應じて幕政の改革を遂行せんと欲せし所の阿部正弘は逝いて未だ懇親を結ばざる堀田正睦の世となれり、面して正睦は度量到底正弘に及ぶべきもあらず、されば幕府は薩摩のみならず水戸とも離反を免るべからず、齊彬は在府中正弘と相議し京都に在て近衛三條中山等四五の公卿にも謀る所ありしに今や正弘逝く、尾、越、土、宇和島等外に在り助くる者はあれども内より應ずるものを失へり、是に於て齊彬は外勅諭を以て幕府に臨んで改革を促し而し

て内に在ては一橋慶喜を世子に立て、以て叡慮遵奉の大英断を行はんと益慶喜擁立に盡力せり云々、

安政五年（宗城年四十一）

四月七日、宗城江戸に入る、四月五月の兩月宗城國事に奔走し寧日なし、此頃吉見長左衛門將軍家建儲事件に關係して諸藩主及有志の間を奔走して宗城の命を達す。

而して繼嗣問題と宗城との關係は………

圖説 其一

閣老堀田備中守は安政五年四月五日を以て、京都を發し、木曾路を經、二十日江戸に歸着せり、是より先、閣老松平伊賀守は松平慶永等に對しては、陽に一橋擁立を贊するものゝ如く裝ひながら、陰に南紀の黨與たりしのみならず、彼は最も幕權の維持に熱心せり、蓋し彼の姫路酒井氏に生れし事は、彼をして、外藩の恣睢に切齒せしめし事、恰も井伊掃部頭と其揆を一にせしものあらん、开は兎も角、伊賀守は將軍繼嗣の問題に對し、水越兩藩主の如き親藩の容喙するは尙忍ぶべしとするも薩土宇和島の如き外藩の、京師の縉紳と結び、朝威を藉りて、幕府を脅制せんとせしを怒る事甚だしく、心竊かに反抗の策を運らし、何人かを延いて已が援となさんとせり、此の時に當りて彼の第一に思及びしは井伊掃部頭に外らなず、

掃部頭の南紀に傾きて、又幕府に忠實なるは疑ふの餘地なきが故に、伊賀守は、彼をして大老の職に就かしめ、己其威望を假りて、實權を把握せんと決心したりき。

圖説 其二

井伊大老の就職は、殆んど、一橋黨の運命を決せしものなり、（中略）而して大老の紀伊慶福迎立の決心は、固より、牢として抜き難し、此の如くにして、大老々中等多數の意見は、南紀に決せしを以て、備中守も今は異議を立つるを得ず、仍て共に將軍に謁し、建儲の兩説に就いて具申し、裁決を請ひしに、五月朔日に至り、慶福を撰ぶべしとの下命ありて、議遂に決着せり、是より先き、老中は反對黨の激昂を慮り、此發表に先ち、出來得べくば松平慶永・伊達宗城の如き一橋黨の主謀を説伏せんと欲したり、然れども老中二人を憚りて猶豫せしが故に、大老は自ら其任に當るを諾し、前後して二人を自邸に招き説得する所あり、此の時大老は飽くまでも儲君は紀公ならざるべからずと説きて、其血統の近きのみならず、故家慶將軍の台旨もありし事なりと云ひ、且つ一橋公も英明の聞あれども、亦惡説なきに非ず、加之實父水戸老候には、頗る不當の處置あり、若し一橋公にして立たば、如何なる非望を企つるも知れずと公言せり、されど結局紀公にして立つあらば、從來の異議を捨て、忠誠を誓ふべきやとの間に對しては二人たるもの固より異論を挿むを得ざりしも、遠江守の如きは有志一

般の失望は測るべからざるものありと答へて暗に天下の動搖すべきを云へり、此くて一橋黨は殆んど絶望せざるを得ざりしが、彼等の熱烈なる意氣は、尙之に屈撓せず、或は掃部頭、伊賀守等の排卻を策するものあるに至れり、(中畧)慶永、宗城等の執りし最後の策は、土佐侯山内豊信の三條前内府と姻戚あるを利し、山内より三條を説き、近衛左府等と謀り、朝廷より幕府に對し、目下の時局、將軍の儲貳たる者は英明、年長、人望の三件を具有する一橋ならざるべからざる旨の降勅あらん様幹旋せしめんとするにありき、彼等は又三條の井伊大老と親交あるを幸とし、内府をして一橋援立の必須なる所以を大老に勸説せしめんと試みたり然れども此等の籌畧亦全然失敗に終れり。

圖畧 其三

掃部頭は此の如く一方には應接掛を督勵しながら、他方には伊達宗城(遠江守)を招きて(安政五年六月十九日)幕議の内情を語り、明日は諸侯を登城せしめて、調印の可否を諮詢せんと欲すれば、其時は遠江守始、同志の諸侯共に朝旨を請はんとの自説に左袒せんことを求めたり、仍て宗城も之を承説しぬ、松平慶永も亦之を傳聞して同夕掃部頭を訪ひ、今に於て幕府にて專決するの非を説き又「夷情」よりも天意を先にしての評議を求めたり。

此の記事は昨夢記事安政五年六月十九日の條による云ふ其本文は左記する所の如し

六月十九日、己の刻比にやあるべき、伊達遠江守殿御入來ありて(松平慶永邸に)御物語ありけるは、昨夜大老より申來り唯今往き候ひしに、大老のいへるは、昨日亞墨利加船渡來して、使節のいへるは、此度英吉利佛蘭西の軍艦、天竺支那に打勝たる猛勢に乗じ、日本海へ乗込、條約取結ひ可申との事に付、近々來舶可致答の由其節には暴威に任せ、如何なる難題をも申出候半も難計、夫を拒み候時は兵端開き可申、是に恐れ望に任せ候様にては、重々不都合にも可相成候へば、唯今の内に、是迄のあめりか假條約に調印致、夫を以餘國へはハルリスより品能申談、アメリカ條約の通にて事済に取計可申と懇意に申聞候趣なり、夫には如何致し可然哉と評議區々なれど、余は(直弼)京都へ申上たる上の方宜しからんと申候へど衆論は左様では、御手後れの事なるべきとて、更に決せず、夫故明日は此事を諸大名に御相談ある様にいたすべくと思ふが、如何に思ふといはれし故、遠江守殿も、如何にも不容易御大切の御場合なれば評議にかけられんも御尤なるべしとの御答の處、さらば評議になりたる時、遠江守殿初同志之諸侯一同して大老の説に左袒せらるる様に頼まれたるなり。

圖畧 其四

是に於てか將軍繼嗣問題に對する一橋の失望は、一轉して外政問題の上に發展したりと推斷

せざるを得ず、人情の機微は此る間に存すればなり、此る密計あればにや、此頃松平慶永等の幕府に對する態度俄に不遜となり、往々幕命を拒捍するに至りぬ、即ち此時、英佛軍艦遠からず渡來すべしとの報聞頻に臻りしを以て幕府は萬一の事變に備ふるの必要を感じ、二十一日松平慶永に令して、松平隠岐守(松山侯)と共に加奈川、横濱の警衛に當らしめ、又京都、大阪、兵庫、堺、上總、富津の防備につき夫々發令せり、然るに慶永は右の幕命を甘諾せず、流石直に之を拒捍するには至らざりしも或は在京の家臣少數にして到底數十艘にて渡來の外敵に對抗し難ければ、封地より兵士の到着する迄は出兵を猶豫されたしと云ひ、或は幕府の親藩に列するものとして、松山藩の如き譜代諸侯と肩を比するは祖先を辱め、家臣の不平を招くものなりと訴ふる等極めて傲岸の態度を示して、容易に命を奉せざりき、而して此時伊達宗城等の岩瀬肥後守と内外相應援し、二三閥老を説き、慶永を薦めて大政に參與せしめんと企てたるは、如上の態度と共に、井伊大老以下の猜疑を招き、慶永等は畢竟政權争奪の非謀を有するものにして、即ち水戸齊昭の反謀に與するものと推斷せしめたるは後日奇禍を招く主因となれり。

此年 加藤虎太郎昌平賢に入る

此年 村田藏六を長州に返す、(之れ迄宇和島藩の召抱としたるものなり)

二月二十一日吉見長左衛門捕へらる。

十一月廿三日宗城退隱宗徳封を襲ぐ、宗城は伊豫守、宗徳は遠江守、宗紀は春山と稱す

圖 表 (時代史)

其 一

安政五年五月十七日西郷は江戸を發して途上京師に到り、自他藩の有志等と相交遊し、尋で六月七日藩に歸り、齊彬に謁し、其後天下の形勢井伊大老の專權幕府の遂に救ふべからざるを論せり、齊彬は去年京都に於て密勅を受けて歸國せし以來、銳意藩政を改革し士風を振作し、洋式砲臺を築き、兵器を整頓し、造兵廠を設け、操練を嚴にし、以て緩急事に應ずるの備をなせり、西郷の報告を得るに及びて大に決する所あり、自ら精兵三千を率て京洛に入る、禁闕を守護し、狐疑の諸侯をして向背を決せしめ、勅諭を以て幕政の改革を促し、以て公武一致の實を擧げんと欲し、書を慶勝、齊昭、齊溥、慶永、容堂、宗城等同志の大諸侯に致し、隆盛をして再び西上して、京江戸の間に周旋せしめ、又鎌田出雲を召還せり、隆盛命を奉じ、諸侯に達すべき書を齎して西上し、安政五年七月七日大阪に至り、土浦藩士大久保要人に會して、始めて尾水越土諸侯の黜削せられしを聞き、憤慨大方ならず、益々發憤事に當らんと周旋せる間に齊彬の計に接して驚愕痛歎措く能はざりき。

圖 考 其 二

是時に當て、天下は大に動搖せり、幕府は威を振て京師を壓倒するに當りて、志士が中心泰斗と仰ぎし薩侯は暴に卒去せり、而して爾來齊興の命を受けて國政を料理する者は、所謂俗論黨の島津(豊後)新納等の一派にして、只管幕府の鼻息を窺ひて社稷の安泰を欲するの徒なりければ、從來一致の態度に出でし薩黨は、忽ち四分五裂して統一する所なきに至れり、志士の棟梁たる西郷等は、單に薩藩の力と謂はず曩に齊彬の畫策せしが如く、越土宇和島の諸藩士と共に、兵を京師に立て、彦根城を焼き、鯖江城を襲ひ、春嶽等を奪ひ去つて、勅命を以て幕府に臨まんと企圖に出でしも、事露はれ志士逮捕せられしを以て、遁れて國に歸り、身を入るゝに處なく、遂に成就院月照と共に海に投じ、蘇生して、大島に流されたり。

安政六年

三月二十三日林玖十郎宗城公御供にて出發四月十九日歸着、

此年 諸役所を門内に移す、

十月二十七日吉見長左衛門重追放に處せらる、

十一月十五日吉見長左衛門姓を伊能と改む、

年末 石清水八幡の普請を命せらる、

費金七千圓と稱す、

萬延元年

此年 吉見長左衛門をして密に藩政を整理せしむ。

圖 考 伊能永成氏の所藏なる「勤仕大綱書拔」と稱するは吉見長左衛門自筆の記録なり、其安政五年十一月廿一日の部に

- 一、不圖町御奉行石谷因幡守殿より御呼出有之罷出候處、飯泉喜内と申者引合御尋筋有之に付、御吟味中付添柳田内藏治へ御預の旨被仰渡、罷歸引込相愼候事、
- 但喜内と申者は一切不存仁に(缺字)、先達て揚屋入に相成候薩藩日下部伊三治へは、度々面會手紙取遣も致候に付、同人への手紙等喜内より御取揚に相成候類有之より、喜内引合と御唱に相成候事歟と被察、且今日御呼出同時に、御徒目付町奉行支配の與力同心等罷越、御長屋内家拂致し候旨御留守居へ申述、御老中松平和泉守様御沙汰の赴に付尋常に御改めを受候事、

- 一、右躰不容易次第は申迄も無之、宗城公御誘引、御隱居御願の一條にても相分候儀、夫等の顛末等大綱は別牒に相認殘置候もの也、

- 一、右につき是迄の日記勤書控等、悉御取揚に相成、御差戻に不相成候間、逐て取調の上

勤書大綱のみ控置候事、

とあり、

同六年の部に

去十二月町奉行へ兩度御呼出御尋有之、二月より三奉行御掛りに相成候旨、於評定所被仰渡、九月十月と引續四五度御呼出、御尋筋有之、十月二十七日御裁許重追放被仰付、吳服橋外にて帶劍被相渡、直に江戸立去候事、

但關八州、常州、尾州、紀州、山城、大和、攝河泉、肥前、甲州御構の旨被申渡候事、とあり、越えて萬延元年十一月七日の部に

去歲松蔭と自稱致候儀は、入道と相成候故にて、近頃還俗、下野、修理等と自稱致居候に付、英次郎（編者云ふ英次郎とは永成氏を指せるなり）より御目付へ問合せ候所不差支旨に付、十二月二日以来下野と相改候事、

とあり、而して勤書の中に曰ふ

萬延元年十一月七日、以思召若年寄隠居並御取扱被仰出、世上徘徊不及遠慮旨御沙汰被成下候、

文久元年六月二十二日爲隠居料七人分御扶持方被下置候、云々

同二年若年寄御雇勤被仰付候云々

とあり、尙謹慎中の日記現存す、卷末に掲ぐる人物傳中、氏の傳記を参照すべし。

四月 日蠟坐方を物産方の附屬とす、製蠟の勝手賣を許す、

此年 不川顯賢を長崎に遣はし洋銃を求めしむ、

八月 日城普請に着手す、

十二月 日城普請を了る、

文久元年

此年 兒島惟謙脱藩して京攝の間に入り志士と交り大義を唱ふ、

八月 日郷村の者にして蠟蠟を他所賣する時は其運上は代官にて取立つべしと令す、

文久二年（宗城年四十五）

三月三日日林玖十郎宗城に伴して出發し西村鐵之助等と志士の間を奔走す、

此頃 薩州の田中弘助（後の中井弘）來る、

十月五日日林玖十郎宗徳に伴して出立十一月十八日歸着、

參勤交代制度の改革と宗城との關係

（時代史）

此年參勤交代の大改革行はる

抑參勤の制は、諸公の妻子を質子に取ると同じく、幕初に苦心して制定したる所にして、徳川氏は二百六十餘年諸侯を駕して能く紀綱を保ちしもの、其原因種々あるべしと雖も、此參勤交代の制や與りて力ありしと云ふべし、而して此制や徳川氏に斯る大益あるが如く、諸侯にとりては最も苦痛を感ずる所にして、最も避遠の地にある、島津氏の如きは、道中の慶費用に一萬兩以上を費したりと云ふ、故に曾て阿部正弘の執政たりし當時、島津齊彬、松平永、伊達宗城の諸侯、正弘に參勤の制を改めて期を緩ふせんことを計りしことありしが、正弘は此制度は幕府の基礎たるを以て、容易に改め難しとて應せざりき、今や改政の劈頭に當て、此根本制度に大改革を施す、諸侯感泣して幕府の命に奔るを常理とすべけれど、實際は然く幕府に幸せずして、愈々幕府の無勢力を看破せられ、京紳及有志等より、益々輕侮を受くるに至れり、朽索を以て、六馬を繋げるが如き状態に至れるこそ、是非なけれ

十一月廿五日 近衛關白内勅を傳へて宗城の入京を促す、

十一月 日 吉見長左衛門赦さる、

十一月 日 宗徳歸國、松根内藏、武田藏人、林玖十郎等従ふ。

十二月十八日 宗城内勅に基き入京、林玖十郎、松根内藏等従ふ、大野昌三郎、小池健次郎等

藩を脱して宗城の警衛に常らんとす、此の入京は攘夷期限の問題に關してなり、

此月 宗城、山内景翁、鍋島閑叟、鳥取侯、近衛公其他諸藩主公卿の間に奔走して大に國事に盡す、

文久三年 (宗城年四十六)

正月三日 宗城依詔參内龍顔を拜し天盃を賜ふ、

同月八日 宗城慶喜と二條の旅館に會す、

二月中旬 宗城栗田口宮の還俗を請はんとして周旋、

二月十八日 宗城攘夷の件につき二十余藩主と小御所に會す。

圖 其 一 (時代史)

文久三年攘夷期限に關する上書のことありし頃に左の記載あるを見る

將軍上洛前に當て後見總裁職等が斯く大問題を決して奉答せるは如何に煩悶せしかを知るべし、蓋是正月廿一日長藩の建白に由て斯く督責を受けしなり、十八日尾張大納言慶勝、一橋中納言慶喜、毛利定廣、松平阿波守奇裕、松平三河守慶倫、松平相模守慶徳、越前々中將春嶽、松平肥後守容保、松平淡路守茂韶、松平美濃守齊溥、伊達伊豫守宗城、上杉彈正大弼齊憲、山内前侍從容堂、細川越中守慶順、松平出羽守定安、佐竹右京大夫義堯、秋、松平安藝守茂長、中山修理太夫久昭、毛利左京亮元周、池田信濃守政詮、

田、備前松平

主殿頭忠和(原)召によりて參朝し順次謁見して鷹司關白より勅諭二條の御下問を賜ふ、

圖 其 二 (時代史)

(無政府の京都)

會藩已に京に着くや幕府は令を近畿の諸侯に下して、緩急直ちに京に馳せて共に守護職の指揮を奉すべしと命せり、此頃京都の状態は殆んど無政府にして、薩州、長州、土州、肥後、津和野會津を始めとして諸藩浪士等我も我もと京都に集り末派の浪士等が乱暴を働くことは實に筆舌に絶せり、九條家の臣宇郷玄蕃、島田左兵衛、與方大河原十藏、渡邊金三郎、森孫六、上田助之亟其他處士本間精一郎、池内大學、多田帶刀、千種家の臣賀川肇等皆暗殺に遇ひ、或は鼻首せられ或は兩耳を斬て議奏邸に投せらるゝあり或は伊達遠州の旅宿に貼紙して恐喝するあり或は老尼を生肆するあり而して朝議は是等浪士の主張に動されつゝあるの時なり、大君を一心大切と思惟する會藩の行動は實に至難と云ふべし、温和にして朝意遵奉を以て唯一と目的する春嶽すら浪士の舉動を痛く憤慨して殿に逮捕せんと主張せしを以ても容保の意中を察し得べし、然れども彼は忍びて直弼、詮勝の二の舞をなすを避けんとす。

(浪士處置に對する異見)

二月十五日慶喜、春嶽、容堂、宗城等と二條城に會して浪士の處置を議す、殿に逮捕せんと

の説多數なれども容保固く諫めて是言路壅塞して下情上に通せざるが故なり、若言路を開けて上下互に其欲する所を相通せば浪士の鬱懷も以て散すべく幕府舊來の弊習も改まるべしとて鷹司關白にも之を計れり、慶喜、春嶽等は之に反對したるも容保守護の當職たるを以て此議に従ふべしと容堂の發言にて之に決し令を出して何事にも何人にも心付ける事あらば憚る所なく建言すべし、名を署するを好まざれば匿名にても可なりとて意見書を投する函を設け又浪士中島永吉を召して篤く此意を諭して暴舉を止めしむ、

三月四日||宗城二條城に於て將軍家茂に謁す、此日宮中に於て攘夷問題につき徹夜の會議あり、

三月十一日||車駕上、下加茂社に幸す、宗城詔を奉じて先驅す、

圖 (時代史)

武家には將軍を初め一橋中納言慶喜、水戸中納言慶篤、仙臺中將慶邦、備前侍從茂政、阿波中將齊裕、因幡中將慶德、秋田侍從義堯、肥後少將慶順、毛利少將定廣、松平容堂、上杉侍從齊憲、宇和島侍從宗城其他閑老參政高家等騎馬束帶して隨ひ行裝美を盡す群民路傍に跪座して拜觀す、式畢りて晡時還幸あり、

三月廿四日||攘夷の議決するを以て宗城藩に歸らんとを乞ひ許さる、

四月十三日||宗城歸着林玖十郎從ひ歸る、須藤但馬も亦歸る、

四月 日〓虎の間の者十人京都詰を命ず、
 七月七日〓林玖十郎虎の間、學校目付となる、
 七月 日〓三の丸御殿を取除く、
 九月三日〓「鶴鳴餘韻」に曰く

此日京都より急使來りて宗城公に至急御用あり上京せよとの達ありしかば其御受を兼ねて土佐の容堂、薩摩の三郎、肥後の良之助にも同時上京仰られたしとて近衛公に申出られしが七日に至りて近衛公より藩主遠江守（宗徳公）に對し天機伺の爲め人數を召連れ上京せよとの命下れり、如何にして其議の一變したるかは不明なるを以て西園寺雪江を土佐に遣はし容堂公に土州の狀況を聞合はされしが土州へも當主の上京の命ありし事を確めたり。

是月十六日島津三郎公より來書にて六月十七日英艦來りて生麥の事變につき種々申す所ありしも書中不禮の文字ありしを以て再三應接に及びし處要領を得ず去月二日遂に薩州の汽船を奪掠するの不都合に出でしを以て己むなく開戦翌三日英船退帆幸に甚だ負けも不仕安心あれと申來られき、尋で又各國軍艦聯合して長州に來冠し馬關砲臺を砲撃し去りたる由聞へたれば公は直に今泉市太夫、高間誠一郎を長州へ御見舞として遣はされ尙ほ薩州へは檜垣助三郎、林玖十郎を遣はし序に英艦との戦況を詳に聞糺し鹿兒島の軍備、砲臺の箇所、地形備砲の大

小、位置、員數並に實戦上の發明經驗等總て沿海警備の參考となるべき事は詳細調査すべきの密使を申し合められたり。

九月十七日に至りて近衛公より再び宗城公上京の命を傳へられぬ、

と、

十月十七日〓勅命により宗城上京の途につく、

十一月二日〓宗城薩州藩の使者高崎佐太郎と伏見に會し八月の政變につきて聞く所あり、

十一月三日〓宗城勅を奉して京に入る、

十一月九日〓宗城參内龍顔を拜し畏き勅命を受く、並に御下賜品あり、

此月廿六日〓公武合体の實を擧ぐる爲將軍の上洛を要求せんとし長井主水正を使者とし井關盛

良（字）島津主殿（薩）久野一角（筑）長谷川仁衛門（肥後）島田近江（越前）を添へて江戸に遣はす、

十二月三十日〓宗城太政參預を命せらる、

元治元年（宗城年四十七）

（將軍上洛）

文久三年八月十八日の變を経て京都は一時公武合体黨の天下となりぬ、依て將軍上洛して親

しく國是を謀議するは此機を逸すべからずとて直に上洛あらんことを促せり、今春上洛の際には未だ時機にあらずとて反對したる島津氏の如きも之を促すこと急なりければ幕府に於てはさらぬだに財政逼迫に悩める際なるに年内二度の上洛は堪へ得ざる所なりとて當路者の反對もありしかど遂に上洛と決して年内に發途あり、海路を取り翌元治元年甲子正月八日大阪に着せられたり、十二日二條關白より容保及總裁松平直克、老中水野忠精其他山内伊達の老侯等に勅して、將軍を長く京都に止むるの周旋をなさしむ、十五日將軍二條城に入る、翌十六日傳奏野宮定功勅使として二條城に抵り上洛を賀し板輿を賜れり、以て去春上洛の際と將軍の待遇大に異なるを見るべし、是昨年來會藩の周旋の力最も多きに居る。

正月十六日宗城幕政に參預す

正月廿一日將軍家茂在京諸侯を率ゐて參内し宸翰を賜はる、宸翰の末尾に宣へるあり、曰く、

(大町桂月著「後藤象次郎」に據る)

朕凡百の武將を見るに苟も其人ありと雖も當時會津中將、伊達前侍從、土佐前侍從、島津少將の如きは頗る忠實純厚、思慮宏遠以て國家の樞機を任するに足る、朕之を愛する事子の如し、汝之を愛し之を親しみ與に計れよ、嗚呼與汝誓て衰運を挽回し上は先皇の靈に報じ下は萬民の急を救はんぞ欲す、若し怠惰にして成功なくんば殊に是れ朕と汝との罪なり、天地鬼神

神夫れ是れを殛すべし、汝勉旃々々

「朕汝を愛する事如し子汝朕を親しむ事如し父せよ」との論旨にて幕府はホット息をつけり、容堂は會津肥後守、薩の島津久光、宇和島の伊達宗城と共に「忠實純厚、思慮宏遠、以て國家の樞機を任するに足る」との御褒詞を賜はる以て榮とせざるべけんや、其第一に會津肥後守の名あるを見ても肥後の守が最も御親任を辱ふせしことを知るべし云々、

二三兩月長州問題に關し宗城大に大藩有爲の諸侯及公卿の間に周旋す、

此年 谷口泰庵長崎に遊學す、

四月十日宗城左近衛權少將に任せらる、

同十一日依願賜暇、同十八日從四位に叙せらる、

四月 日鈴木震吉、千葉周作の門に入る、

五月 日林玖十郎大洲藩に使す、

此年 蛭子山に砲臺を築かしむ、

七月 日蛤御門の戦に關係し林玖十郎を長州に遣はす、(七月十八日蛤御門の變あり)

此年 越智勝太郎明倫館に出仕す、

八月 日松末奎兵衛を中津に遣はす、尋て晦嚴と共に長州に遣はす(晦嚴此月朔出發十四日)

歸る、此時選佛寺石莊長州に在り)

此月 上甲貞一、都築莊藏上京す。

十月 日吉見長左衛門、宗徳の參謀となりて長征の軍に従ふ、

十一月十二日長藩三老を斬つて罪を謝す、

十二月より一月にかけて長州征伐出張の軍を班す、斷片を蒐集せる、當時の記録を載せて參考に資せんに、

元治元甲子年十二月廿二日

一、今月被遊御歸城候處此度は過る十九日相決候御趣意にて御陣移りの御都合に付其旨相心得候様右に付御家中之面々其外共御待受不及罷出御屋形詰之面々は野服にて罷出る様夫々可相傳旨兼て御目付に申聞置候事

一、御歸城に付御役人中も九半時方出仕之事、

但御用日仕舞に付御用部屋に御熨斗出候事、

一、今朝六時卯之町御陣揃吉田表御晝にて夕八半時益御機嫌克被遊御歸城候事、但御屋形詰之面々御白砂に御出迎罷出事、

慶應元乙丑年正月五日

一、於廣島尾州様方別紙之通御達有之旨同所詰横山勝左衛門方申來る事、

別紙之通被得其意夫々通達可有之候尤軍目付に相届可引拂旨可申通候
十二月

前大納言殿事此上之時宜被見計近々廣島表被引拂候積に被在候爲承知被相達候
右之趣四國口一手之面々並軍目付に可被申通候

松平阿波守
松平讃岐守
松平隱岐守
此方様

松平壹岐守
毛利大膳父子服罪に付國內鎮靜之跡見届候處異儀無之候依討手之面々陣拂可被致候
元治元年
十二月廿七日
尾張前大納言

附惠婦
德山口
軍目付

討手之諸軍持口着到之遲速人數多寡勤怠之譯引拂之日限委取調上京之上可申達候
十二月

一、右に付左之通御目付傳達申聞事、

長州御征伐に付御人數御出勢も有之處彼地服罪に相成候に付陣拂之御沙汰有之候間追々御人數御引拂に相成候に付其旨承知可有之且又右之通には候得共未彼方御裁許も不相濟右萬一暴動も難計候間決して油断有之間敷候尤着服等之儀は最早平常之通可相心得旨一統承知

毛利大膳父子服罪に付國內鎮靜之跡爲見届候處異議無之候依副將初討手之面々陣拂申渡候爲心得相達候得其意時宜見計可引拂候
元治元年
十二月
尾張前大納言

附惠婦
德山口
軍目付

御目付

候様各々傳達可有之候、

同 正月 六 日

一、櫻田出雲始伊方出張殘之面々此度御陣拂之御沙汰有之に付昨日朝彼方被引拂今夕七時過無異議御城下之歸着候旨被相達候事

同 正月 九 日

一、三机浦々隊長櫻田大炊其外出張之面々過る七日彼方致陣拂今夕八時御城下之無異議歸着之旨被相達候事、

同 正月 十 日

一、御軍監當表被引拂候節途中付添渡邊和右衛門之被仰付度旨御勘定奉行伺出候に付承置候間其旨申聞候様同人之申聞事

一、右同斷之節左之通申付候段郡奉行相達候事、

御 領 中 付 添 外 都 築 九 右 衛 門
郷 目 付 壹 人

一、横山勝左衛門義藝州廣島表之罷越居候處彼方御用向相濟引拂今夕歸着之旨相達候事、

一、右同人々左之通之旨相達候事、

十二月廿七日

尾州様之被召出於御本陣御目見被仰付左之通

御意有之畢て御料理御酒御吸物被下置銀七枚拜領仕候

永々在陣附添太義歸國之上宜しく

慶應元年

正月 日 物産方に大改革を行ふ、製鹽者に資本を貸下ぐ、

三月廿一日 林政十郎を京都に遣はす（五月十三日歸着）

閏五月 日 須藤但馬若年寄となる、

六月二十七日 英公使パークスの乗艦宇和島に入る、

十月五日 朝廷條約締結を許す、され共兵庫開港を許さず

十月二十七日 此日より通用銀札五百匁、三百匁、二百匁、百匁、五十匁の五種となる、

慶應二年（宗城年四十九）

正月より英式ライフル銃を稽古す、

三月二十日より、小隊以上英式大隊となる連日稽古、

此年 新に大砲局を置く、不川顯賢威遠流彈道原理の教授たり、

六月十一日 松根圖書長崎より汽船を買入れて歸る、代金二万六千兩と云ふ、

六月十四日 英艦來る、

七月 日 銃隊を英式に砲隊を蘭式に改む、

八月中旬迄長幕の戦盛なり、

九月七日 飛鳥井傳奏より、同十八日近衛公より宗城の上京を促す、(八月三十日中御門經之

大原重德等二十二人連署して奏したる朝政革新其他の事件に基けるものなり) 其召狀左の如し、

德川中納言言上之趣も有之諸藩衆議可被聞食候間速に上京致し決議之趣は中納言を以可有

奏聞旨被仰出候事中納言より過日言上之趣被聞召別紙諸藩へ御沙汰相成候付而者上京候は

ど早々決議可有言上旨御沙汰之事、

九月下旬 宗紀召に應じて上京す、

十一月五日 更に宗城の上京を促す、

十一月廿九日 寄松にて宗城宗徳指揮大隊訓練を行ふ、

十二月十三日 八幡川原に大隊訓練を行ふ、

十二月朔日 英船入港、四日出帆、

十二月廿五日 孝明天皇崩す

慶應三年 (宗城年五十)

左記する所の参考二節は此年五月、六月の頃にも涉れる記録なるが故に後に記する所と先後するの嫌なきにあらざるも先づ之れを一讀すれば後の記する所を解するの便ともなるべしと思へば態と此に引用することとせり(時代史に據る)

其 一

三年正月十五日將軍上書して大喪の爲に征長の兵を解かんことを奏請せり、

會桑二藩の如きは此議に反對したれども廿三日幕府は遂に大喪の故を以て朝命に依り征長の

兵を解く令を發し且薩筑等五藩に命じ五卿歸洛を允す旨を傳へしむ、然れも征討の兵は解き

しも愈々防長を如何に處分すべきかは未定の問題なり、五月に至り上京中なりし島津久光、

松平慶永、山内容堂、伊達宗城等兵庫開港防長處分を二大問題として討議す、久光は長州は

有罪と認むべきものにあらざれば之を赦免するの理なし、幕府自ら反省して罪を引き毛利父

子の官位を復し而して後に兵庫開港を議すべしと論せり、此時慶喜は専ら兵庫開港を先にし

防長處分を後にすべしと主張し久光は之に反對せり。